

平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間
（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する
報告書（資料編）

平成20年6月

国立大学法人
兵庫教育大学

平成 19 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）目次

「各法人共通の資料・データ一覧」

1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針	
保留定員の取扱いについて	1
学長裁量経費の配分方針及び決定方法	2
1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法（決定体制を含む）、配分対象	
平成 19 年度学長裁量経費配分対象及び金額	2
2-1. 中間・事後評価実施規程等、体制の整備が確認できる資料	
資源配分に対する中間・事後評価等について	3
国立大学法人兵庫教育大学財務委員会規程	4
平成 19 年度教育研究基盤経費配分基本方針	5
兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いについて	13
2-2. 評価の実施状況や評価実績等が確認できる資料	
年度中間評価に基づく予算実施計画内訳表（平成 19 年度）	14
2-3. 資源配分方針、配分実績が確認できる資料、見直しを行ってれば見直し状況が確認できる資料	
平成 19 年度国立大学法人兵庫教育大学予算編成方針	18
平成 19 年度国立大学法人兵庫教育大学予算実施計画（補正）	19
3-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨（平成 19 年度における経営協議会の開催回数 4 回）	
経営協議会（第 1～4 回）議事要旨	20
3-2. 上記①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表	
平成 19 年度 経営協議会審議事項確認整理表	27
3-3. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	
経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例	28
3-4. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	
経営協議会での主な指摘事項とその対応	29
4-1. 実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び監事監査報告書	
平成 19 年度監事監査日程表	30
平成 19 年度監事監査計画	31
監査報告書の提出について（19.6.26）	32
4-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例	
監事の業務実績（平成 19 年度）	34
監事監査の指摘事項及び取組事例	38
兵庫教育大学教育・社会調査研究センターの臨時監査結果を受けての大学の対応等について	39
4-3. 実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書	
平成 19 年度内部監査日程表	40
平成 19 年度内部監査の方針及び実施計画	41

	監査報告書,平成19年度内部監査(業務監査)報告書,平成19年度内部監査(会計監査)報告書	42
4-4.	内部監査の実施体制図(実績報告書に記載する事務組織図で確認可能な場合は省略可)	
	国立大学法人兵庫教育大学監査室設置要項	46
	国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程	47
	国立大学法人兵庫教育大学監査室の位置付け(H18.10.1現在)	50
	国立大学法人兵庫教育大学監査室の構成(H19.4.1現在)	51
4-5.	内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例	
	内部監査の指摘事項及び取組事例	52
5-1.	教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料	
	兵庫教育大教育研究評議会(第11回)議事要旨(抜粋)	53
	国立大学法人兵庫教育大学専門職大学院設置準備委員会規程	54
	国立大学法人兵庫教育大学教職大学院設置準備委員会規程	55
	兵庫教育大学大学院組織改革検討委員会設置要項	56
	教育研究評議会(第10回)議事要旨(抜粋)	57
	連合研究科将来構想検討委員会要項	58
5-2.	教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料	
	兵庫教育大学教員組織構想	59
	兵庫教育大学における教職大学院設置構想(抜粋)	60
	教職大学院の設置構想概要	63
	大学院修士課程組織の改革検討スケジュール	64
	教員養成における6年一貫教育課程検討WG報告書(抜粋)	65
	兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所(博士課程)「学校教育実践高度化専攻」設置構想(抜粋)	69
6-1.	法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料	
	研究活動推進のための事務体制の構築(研究支援課の設置)	73
	大学の研究目標の達成状況に関する評価指針	74
	平成19年度教育研究基盤経費における重点配分基準(抜粋)	75
	学校教育研究センタープロジェクト研究一覧	77
	平成19年度兵庫教育大学学内科研取扱要項	78
	国立大学法人兵庫教育大学サバティカル研修制度実施細則	79
	連合学校教育学研究所大阪サテライトの設置	80
	連合学校教育学研究所 共同研究プロジェクト一覧	81
	連合学校教育学研究所教育実践フォーラム実施状況	82
6-2.	全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況が確認できる資料	
	該当なし	
11-1-1.	平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	
	国立大学法人兵庫教育大学の平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果(抜粋)	83
11-1-2.	年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	
	国立大学法人兵庫教育大学監査室設置要項	46

国立大学法人兵庫教育大学監査室の位置付け (H18. 10. 1 現在)	50
国立大学法人兵庫教育大学監査室の構成 (H19. 4. 1 現在)	51
7-1. 部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料	
部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容.....	84
7-2. 財務情報の分析、活用の内容がわかる資料	
平成 18 年度財務分析について	86
財務情報分析結果の活用事例	101
7-3. 随意契約に係る情報公開の取組	
国立大学法人兵庫教育大学が締結する随意契約の公表基準について	103
平成 19 年度随意契約内容公表一覧.....	104
7-4. その他、随意契約の適正化に向けた取組	
随意契約見直し計画	106
8-1. 人件費削減計画及び削減実績	
兵庫教育大学人件費所要見込額の推移	109
総人件費削減計画における人件費削減状況について	110
11-2-1. 平成 17・18 年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成 19 年度の対処の有無の一覧表	
国立大学法人兵庫教育大学の平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果 (抜粋)	111
科学研究費補助金の採択件数を増やすための方策 (まとめ)	112
11-2-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	
各学系のアドバイザースタッフ一覧表	113
科学研究費補助金応募の手引き (抜粋)	114
科学研究費補助金・寄付金・受託研究費・共同研究費等 受入件数・金額一覧	116
9-1. 施設マネジメントの取組状況	
兵庫教育大学施設マネジメント体制	117
9-2. 中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況	
兵庫教育大学マスタープラン (抜粋)	119
9-3. 既存施設・設備の有効活用への取組状況 (講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等)	
平成 19 年度共通講義棟教室稼働状況 (前期、後期)	122
専攻・コース別使用面積状況一覧 (現状)	124
9-4. 施設の維持管理の取組状況	
平成 19 年度施設の維持管理年間計画予定表 保全業務関係 (役務)	125
空調機改修計画について	126
9-5. 省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況 (中長期的な目標やその達成状況、取組状況等)	
環境保全の現状	127
平成 19 年度嬉野台地区省エネ並びに契約電力超過対策について.....	129
電力ピークカット連絡体制 '06	130
10-1. 安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組	
平成 19 年度 (第 1 回, 第 2 回) 職場点検について.....	131

職場点検の指摘事項について	133
麻疹（はしか）の流行に伴う本学の対応状況等について	136
平成 19 年度国立大学法人兵庫教育大学年間研修参加者状況.....	137
国立大学法人兵庫教育大学危機管理対応マニュアル（抜粋）	138
国立大学法人兵庫教育大学防火管理規程	141
10-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況	
国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程	144
国立大学法人兵庫教育大学公的研究費不正防止推進室設置要項	147
公的研究費の不正使用防止管理責任体制	148
執行に関する管理体制	149
物品調達等事務手続のルール	150
兵庫教育大学における公的研究費の不正な使用の通報（告発）窓口の設置について	151
国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する相談窓口について	152
国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理のための基本方針	153
国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の不正防止計画	154
国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手続等に関する取扱要項	155
兵庫教育大学における不正防止体制フロー図	157

3-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨 (平成19年度における経営協議会の開催回数 4 回)	○	
3-2. 上記①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表	○	
3-3. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	○	
3-4. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	○	

○監査機能の充実が図られているか。(資料4関係)

確認事項	指摘事項の有無	ある・いる	ない・いない
監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。	○	○	
内部監査の指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。	○	○	
監査対象組織からの独立性が担保された監事補佐の体制が整備されているか。		○	
事務局から独立した内部監査組織の設置など、監査対象組織からの独立性が担保された内部監査の実施体制が整備されているか。		○	
(添付資料)		有	無
4-1. 実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び監事監査報告書	○		
4-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例	○		
4-3. 実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書	○		
4-4. 内部監査の実施体制図(実績報告書に記載する事務組織図で確認可能な場合は省略可)	○		
4-5. 内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例	○		

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。(資料5関係)

確認事項		いる	いない
教育研究組織の見直しの機会が設けられているか。(～平成19年度)		○	
教育研究組織の見直しの検討が行われているか。(～平成19年度)		○	
(添付資料)		有	無
5-1. 教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料	○		
5-2. 教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料	○		

○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。(資料6関係)

確認事項	該当なし	ある・いる	ない・いない
法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組があるか。(～平成19年度)		○	
全国共同利用の附置研究所及び研究施設を設置する法人において、全国共同利用に必要な措置を行っているか。(～平成19年度)	○		
(添付資料)		有	無
6-1. 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料		○	
6-2. 全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況が確認できる資料			○

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料11-1関係)

確認事項		ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。		○	
(添付資料)		有	無

11-1-1. 平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	○	
11-1-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

(2) 財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。(資料7関係)

確認事項	いる	いない
部局等の自己収入増加についてインセンティブを付与しているか。	○	
財務情報の分析を行い、その分析結果を大学運営の改善に活用しているか。	○	
随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。	○	
(添付資料)	有	無
7-1. 部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料	○	
7-2. 財務情報の分析、活用の内容がわかる資料	○	
7-3. 随意契約に係る情報公開の取組	○	
7-4. その他、随意契約の適正化に向けた取組	○	

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。(資料8関係)

確認事項	いる	いない
平成19年度における人件費削減にかかる取組が、年度計画を達成しているか。	○	
(添付資料)	有	無
8-1. 人件費削減計画及び削減実績	○	

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料11-2関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。	○	
(添付資料)	有	無
11-2-1. 平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表	○	
11-2-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料11-3関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。		○
(添付資料)	有	無
11-3-1. 平成17・18年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成19年度の対処の有無の一覧表		○
11-3-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料		○

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。(資料9関係)

確認事項	いる	いない

施設マネジメントの活動が行われているか。	○		
長期的な視点に立ったキャンパス計画等を策定し一貫性をもって施設の整備が行われているか。（～平成19年度）	○		
施設・設備の有効活用が行われているか。	○		
施設の維持管理が計画的に行われているか。	○		
省エネルギー対策や地球温暖化対策に関する計画的な取組が行われているか。（～平成19年度）	○		
(添付資料)	有		無
9-1. 施設マネジメントの取組状況	○		
9-2. 中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況	○		
9-3. 既存施設・設備の有効活用への取組状況（講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等）	○		
9-4. 施設の維持管理の取組状況	○		
9-5. 省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況（中長期的な目標やその達成状況、取組状況等）	○		
○危機管理への対応策が適切にとられているか。（資料10関係）			
	全学有	特定部局有	無
災害、事件・事故、薬品管理等に対する予防的措置が講じられているか。	○		
研究費の不正使用防止のための体制、ルールを整備しているか。	○		
(添付資料)	有		無
10-1. 安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組	○		
10-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況	○		

保留定員の取扱いについて

平成20年 3月11日整理

保留定員の取扱いは平成18年9月5日以降、次のとおりとする。

- 1 保留定員の数は、国立大学法人兵庫教育大学定員（平成16年規程第2号）に規定する定員数と平成18年4月1日現在の各学系等の現員数（選考中のものを含む）との差を保留定員とする。

	教授	助教授	講師	外国人専任講師	助手	合計
定員規程	96	77		1	15	189
現員数	90(4)	64(3)	13	1	8	176(7)
基礎教育学系	15(1)	12(1)	4		1	32(2)
臨床・健康教育学系	16(2)	7	6		2	31(2)
社会・言語教育学系	21	14(1)		1	1	37(1)
自然・生活教育学系	22	16(1)			3	41(1)
体育・芸術教育学系	15	15	2		1	33
教育・社会調査研究センター	1(1)		1			2(1)
保留定員数	6	0		0	7	13

※注1 現員とは、研究組織に属する教員数を示し、定員根拠ではない。

2 () は、選考中等の数で内数。

3 保留定員数のうち助手1は、教育・社会調査研究センターに措置済み。

- 2 今後、教員の退職等により生じた定員については、保留定員に組み入れるものとする。

- 3 保留定員は、学長が教育研究評議会の意見を聴いたうえで役員会に諮り、必要に応じて、期限などの条件を付して措置するものとする。

- 4 今回の措置については、次のとおりとする。

学系等	措置定員数	措置理由	措置期限	備考
教育・社会調査研究センター	助手1	センター組織の充実のため	平成22年3月31日まで	H17. 1.11 評議会決定
教育・社会調査研究センター	助手1	センター組織の充実のため	平成22年3月31日まで	H18. 9. 5 評議会決定
自然・生活教育学系	助教授1	学系及びコースの充実のため		H18.10.11 評議会決定
臨床・健康教育学系	教授1	臨床心理学コースの充実のため		H18.12. 6 評議会決定
教育・社会調査研究センター	助教1	センター組織の充実のため	平成22年3月31日まで	H20. 3.11 評議会決定

(参考) 国立大学法人兵庫教育大学財務計画における教員数の推移
(平成18年1月20日決定)

年 度	17	18	19	20	21
教員数(人)	174	173	173	166	156

(注) この表には、教育・社会調査研究センター教員は含まれない。

○学長裁量経費の配分方針及び決定方法

学長裁量経費の予算総額については、これまでの実績及び今後の大学の方針等を鑑みながら学長を中心に検討が行われた後、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会の議を経て、最終的に役員会で決定している。また、各事項に対する個別の配分決定については、全学的な視点による戦略的な支援強化を行い教育研究の一層の充実発展を図ることを目的とする見地に基づき、理事及び副学長の意見等を踏まえ学長が決定している。

予算総額：91,200千円

○平成19年度学長裁量経費配分対象及び金額

(単位/千円)

整理番号	事 項	金 額	備 考	
1	経常型事項	修士課程定員確保経費	15,444	
2		現職教員研修支援プログラム開発調査経費	842	
3		三教育機関共同研究経費	1,520	
4		営繕工事費	40,000	
	経 常 型 計		57,806	
5	プロジェクト型事項	学内科学研究費（学内科研）	3,455	7件
		学内科学研究費（活動支援）	3,129	7件
	プロジェクト型計		6,584	
6	その他事項	研究紀要英文版作成経費	588	
7		附属学校要覧	300	
8		附属学校園研究支援費	2,500	
9		大邱教育大学との大学間交流及び共同研究に係る打合せ並びに京仁大学との国際交流協定の調印	480	
10		パルモア学院債権仮差押担保金及び着手金	15,420	
11		中国協定大学間の学生交流活性化のための協議	384	
12		はしか抗体検査	3,400	
13		学位論文集の購入	1,000	
14		大邱教育大学校（韓国）大学院派遣研修	419	
15		大学PRグッズ経費	410	
16	園舎間用マット	700		
17	来客用記念品	200		
18	ホームページリニューアル（教職員情報）	546		
	そ の 他 計		26,347	
	合 計		90,737	

資源配分に対する中間・事後評価等について

中間評価については、平成19年12月に、当初予算実施計画の執行状況及び年度内の実施・達成の可能性を調査した上で、改めて中期計画期間中における財務計画の検討及び半期分の収入状況の分析を行った後、予算実施計画（補正分）を策定した。補正予算の策定にあたっては、役員による詳細な分析を行った後、学外有識者を含むメンバーで構成された財務委員会及び経営協議会の審議・了承を得た上で、役員会において最終決定を行うとともに、教育研究評議会への説明・報告を行っている。

事後評価については、平成20年1月から2月にかけて、役員において平成19年度予算実施計画の達成度及び執行の妥当性の検証を行い、平成20年度予算実施計画の原案を作成した。その後の審議過程等については、中間評価と同様である。

これら以外に、学長裁量経費の学内科学研究費については、研究終了後に詳細な成果報告書の提出及び研究成果発表を義務付けている。また、教員研究費である教育研究基盤経費については、基礎配分と重点配分（傾斜配分）に区分し、重点配分については、毎年、各教員の研究支援・教育支援・社会貢献支援に係る実績をポイント化し予算配分を行うとともに、一定の期間において研究活動が乏しい教員に対しては、研究費を半減する措置も実施している。これらの制度は、適切な資源配分に寄与するとともに、教員のインセンティブを高めることとなっている。

本学では、評価による効率的な資源配分の修正に対応するため、学長裁量経費等の配分については、柔軟に修正を行うことのできる余地を残しており、教育研究基盤経費についても、基礎配分と重点配分との比率を見直す柔軟性を保証しているところである。

国立大学法人兵庫教育大学財務委員会規程

〔平成17年3月22日〕
規程第5号

平成18年3月8日改正

(設置)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)の財務に関する事項を審議するため、経営協議会に国立大学法人兵庫教育大学財務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事及び副学長
 - (2) 附属図書館長
 - (3) 連合学校教育学研究科長
 - (4) 経営協議会から学長が指名した者 2人
 - (5) 学系長
 - (6) 学校教育研究センター長、実技教育研究指導センター長、発達心理臨床研究センター長、教育・社会調査研究センター長、情報処理センター長、保健管理センター所長及び地域交流推進センター長のうち学長が指名した者 1人
 - (7) 附属学校の校長及び園長のうち学長が指名した者 1人
 - (8) その他学長が指名した者
- 2 前項第4号、第6号、第7号及び第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号に規定する委員のうち学長が指名した者をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の財務に係る企画案の策定に関する事項
- (2) 中期目標についての意見(本学が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
- (3) 予算案の策定に関すること。
- (4) 決算に関すること。
- (5) 学則(本学の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (6) 予算配分基準の作成に関すること。
- (7) 予算の使用状況調査に関すること。
- (8) その他本学の財務並びに予算及び決算に係る重要事項に関すること。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会が必要と認めるときは、専門的な事項を調査検討するため、専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部財務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後第2条第1項第4号から第8号の規定に基づき最初に指名された委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成19年度 教育研究基盤経費配分基本方針

【教育研究経費（旅費を含む）】

1. 基礎配分（配分比率：平成18年度 56% → 平成19年度 61%）

（1）教員数積算分

- ① 平成19年5月1日現在の教員現員数に、平成19年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を各個人に配分する。
 なお、欠員教員分は留保し、採用、昇任等に応じて各個人に配分する。
 また、基準日は毎月1日とし、配分額は月割とする。
- ② 博士課程分については、平成19年度連合学校教育学研究科予算配分基本方針に定める配分係数（別紙2）に基づき、平成19年5月1日現在の係数により各個人に配分する。

（2）学生数積算分

- ① 平成19年5月1日現在の学生数に、平成19年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を各コース等に配分する。
 ただし、研究生経費については在籍月数（平成18年度実績）、科目等履修生経費については履修単位数（平成18年度実績）により各コース等に配分する。
- ② 特別支援教育学専攻、言語系コース及び生活・健康・総合内容系コースには各5名分（学部）を特別加算する。
- ③ 博士課程分については、平成19年5月1日現在の学生数に、平成19年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を各個人に配分する。
- ④ 留学生分については、平成19年5月1日及び平成19年10月1日現在の学生数に、平成19年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を指導期間に応じ各個人に配分する。

2. 特別配分（配分比率：平成18年度 14% → 平成19年度 18%）

別紙3により各学系等に配分する。

3. 重点配分（配分比率：平成18年度 30% → 平成19年度 21%）

基礎配分及び特別配分を控除後の額を別紙4により各個人等に配分する。

なお、欠員留保分として重点配分総額の2%分を留保し、採用等に応じて各個人に配分する。

平成19年度 教育研究基盤経費基礎配分単価表

【教育研究経費】

1. 教員数積算分 (単位:円)

区 分	配 分 単 価
学長、副学長	243,000
教 授	243,000
准教授	149,000
講 師	126,000
助 教	110,000
助 手	82,000
客員教授	243,000
客員准教授	149,000

2. 学生数積算分 (単位:円)

区 分	配 分 単 価
学 部	10,000
修士課程	36,000
博士課程	51,000

(留学生)

学 部	14,000
修士課程 (教員研修留学生を含む。)	50,000
研究生等	10,000

担 当 事 項		配 分 係 数			摘 要	
		学生 1人 担当	学生 2人 担当	学生 3人 担当		
A 欄	1	主指導教員	1.0	1.5	1.75	4人以上担当する場合は、3人を上限とする。
	2	第1副指導教員	0.5	0.75	1.0	第1副指導教員として1人以上担当する場合は、第2副指導教員として担当する学生数を第1副指導教員として担当する学生数とみなして本欄の係数を適用する。 4人以上を担当する場合は、3人を上限とする。
	3	第2副指導教員	0.3	0.5	0.8	4人以上を担当する場合は、3人を上限とする。
	4	講義等担当教員	0.2			担当科目数又は担当単位数の多少にかかわらず同じ係数を適用する。
B 欄	1	博士研究生指導教員	0.2			博士研究生の人数にかかわらず同じ係数を適用する。
	2	学位論文推薦教員	0.2			推薦教員担当の件数にかかわらず同じ係数を適用する。
	3	代議委員会委員	0.5			研究科代議委員会規則第2条第2号の委員を除き適用する。
<p>備考</p> <p>(1) A欄の担当事項が重複するときの係数は上位の担当から適用し、下位の担当の係数の加算は行わない。</p> <p>(2) B欄の担当事項が重複するときの係数はこれを加算し、A欄に係る係数と合算する。</p> <p>(3) 上記の係数は、平成19年5月1日現在の現況に基づき算出する。ただし、博士研究生指導教員と学位論文推薦教員に係る係数は、平成18年度中の研究生受入れと学位論文受理をそれぞれ対象とする。</p> <p>※ 第1副指導教員とは、主指導教員と同一大学の指導教員を、第2副指導教員とは、主指導教員と異なる大学の指導教員を指し、第1、第2は予算配分係数上の区分であって学生の研究指導上の優位性等を示すものではない。</p>						

平成19年度教育研究基盤経費における特別配分

1. 設備更新費 6,800千円

- (1) 対象設備
更新に要する経費が、原則として1,000千円から5,000千円までの設備とする。
- (2) 配分方法及び更新計画の策定
- ① 平成19年度において各学系等より提出された更新要求設備について、研究推進委員会において調査等の後作成された整備案を参考に更新計画を策定する。
 - ② 配分額については、契約金額の90%に相当する額とする。
なお、契約金額の10%については、各学系等が負担するものとする。
- (3) 設備更新費配分後の残余金
契約により、配分額に残余金が生じた場合は、次候補の設備等に充当することとする。
なお、残余金が少額であり、次候補の設備等に充当できない場合にあっては、各学系等の負担額に応じて配分(還元)する。

2. 特別経費 414千円

- (1) モデル雇用経費として、200千円を芸術系コースに配分する。
- (2) 学生実地指導旅費として、35千円を社会系コース、70千円を自然系コース、109千円を生活・健康系・総合内容系コースに配分する。

3. 特別事業経費 1,000千円

毎年度、各学系等から提出された特別事業計画一覧に基づき、配分事業及び額を決定し、事業代表者に配分する。
なお、特別事業は、各学系等が組織的に実施する全学的な位置付けの事業で、社会貢献又は広報の事業に限るものとする。

4. 授業経費 10,000千円

各コース授業担当代表者から提出された授業経費申告書に基づき、下記表により額を決定し、各コース等に配分する。

ア. 1授業科目当に必要な経費が、300,001円以上	4ポイント
イ. 1授業科目当に必要な経費が、150,001円～300,000円	3ポイント
ウ. 1授業科目当に必要な経費が、70,000円～150,000円	2ポイント

※平成19年度開講授業に要する経費(消耗品費(備品類[10万円以上の物品]は除く)、印刷費、移動費、会場借上費等)を対象とする。

※担当教員が複数の場合は、ポイント数をその員数で按分する。

5. 受講生経費 7,000千円

平成19年度開講授業を対象とし、各個人に配分する。

ア. 受講生が151人以上の授業科目1科目につき	4ポイント
イ. 受講生が51人～150人の授業科目1科目につき	3ポイント
ウ. 受講生が50人以下の授業科目1科目につき	2ポイント

※担当教員が複数の場合は、ポイント数をその員数で按分する。

平成19年度教育研究基盤経費における重点配分基準

配分比率及び予算額

事 項	配分比率 (%)	予算額 (千円)
1. 研究支援費	60	
個人研究支援費	(100)	
2. 教育支援費	30	
(1) 授業担当支援費	(40)	
(2) 大学院神戸サテライト勤務支援費	(40)	
(3) 教育業績費	(20)	
① 教員採用試験実績	(70)	
② 正規外指導実績	(30)	
3. 社会貢献支援費	10	
個人社会貢献支援費	(100)	
計	100	

(注1) 採用以前の業績については、平均ポイントとする。

(注2) 育児休業等による休業期間の業績については、平均ポイントとする。

(注3) 年度途中で採用された教員の配分額は、月割りとする。

1. 研究支援費

① 著書

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 単著	1件につき	10ポイント
イ. 共著	1件につき	4ポイント
ウ. 編	1件につき	4ポイント

② 学術論文

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 全国規模の学術誌、国際誌	1件につき	10ポイント
イ. 教育実践学論集	1件につき	10ポイント
ウ. 上記以外のレフリー付き学会誌・研究誌等	1件につき	4ポイント
エ. 大学紀要、学校教育研究センター紀要	1件につき	2ポイント
オ. 研究紀要、商業誌、その他学会誌等	1件につき	1ポイント

③ プロシーディング及び学会発表

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 国際学会等	1件につき	10ポイント
イ. 全国規模の学会等	1件につき	4ポイント
ウ. その他の学会等	1件につき	1ポイント

④ 実技（設計・制作、演奏、競技等）

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 全国規模の発表	1件につき	10ポイント
イ. 上記以外のレフリー付き発表	1件につき	4ポイント
ウ. その他の発表	1件につき	1ポイント

⑤ 翻訳、訳注

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 翻訳、訳注	1件につき	2ポイント
----------	-------	-------

⑥ 辞典、事典、ハンドブック等

- 平成16～18年度における編集、執筆等の実績を対象とする。

ア. 辞典	1件につき	4ポイント
イ. 事典、ハンドブック等	1件につき	1ポイント

⑦ 外部研究資金等（特別教育研究経費、大学改革推進等補助金、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託事業、寄附金等）

- 平成19年度に予算措置される特別教育研究経費（運営費交付金対象事業）を対象とする。

ア. 特別教育研究経費を獲得した場合（中心的事業代表者）	1件につき	10ポイント
イ. 特別教育研究経費を獲得した場合（事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成18年度に入金された外部研究資金（特別教育研究経費以外）を対象とする。

ウ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業代表者）	1件につき	10ポイント
エ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成18年度に受給する予定の外部研究資金（特別教育研究経費以外）が不採択となった場合を対象とする。

オ. 外部研究資金を申請したが不採択の場合（研究代表者）	1件につき	2ポイント
------------------------------	-------	-------

(注1) 上記①～⑥については、連合大学院「教員資格審査判定に係る各連合講座の基準」によることとし、表記のないものは連合講座代表者の判断によるものとする。

(注2) 上記②～⑥については、申請者がファーストオーサーの場合は基準ポイントとし、他者との共同による場合は基準ポイントの4分の1とする。

(注3) プロシーディングと発表がセットになっている学会等においては、双方を合わせて1件とカウントするものとする。

2. 教育支援費

(1) 授業担当支援費

- 平成18年度における実績を対象とする。

ア. 12コマ 以上	10ポイント
イ. 8コマ 以上 12コマ 未満	4ポイント
ウ. 5コマ 以上 8コマ 未満	2ポイント

(2) 大学院神戸サテライト勤務支援費

- 平成18年度における実績を対象とする。

ア. 年間30日以上	10ポイント
イ. 年間15日以上30日未満	4ポイント
ウ. 年間 5日以上15日未満	2ポイント
エ. 研究指導等がある場合	10ポイント

(3) 教育業績費

① 教員採用試験実績

- 平成18年度に卒業（修了）した学生の教員採用試験合格率を対象とする。
- 教員採用試験合格率については、就職支援室の資料に基づき、学部及び修士ともコース毎に算出し、各コース等に配分する。

ア. 教員採用試験合格率30%以上	10ポイント
イ. 教員採用試験合格率20%以上30%未満	4ポイント

② 正規外指導実績

- 平成16～18年度における実績で、大学の諸機関の決定を得て行われているものを対象とする。

ア. 教員採用対策指導	イ. 教員採用試験のための補講	ウ. 課外活動	2ポイント
-------------	-----------------	---------	-------

3. 社会貢献支援費

① 教育行政、学校等での活動（非常勤講師、非常勤医師、スクールカウンセラーを除く）

- ・ 平成18年度において、兼業及び派遣に係る手続きを行ったものを対象とする。
- ・ 上限ポイントは、10ポイントとする。

ア. 指導、助言、講演等、諸会議の委員	1件につき	2ポイント
---------------------	-------	-------

② 地域交流推進事業等

- ・ 平成18年度における地域交流推進センター等が実施する事業等に係る実績を対象とする。

ア. スクールパートナーシップ事業の講師等	1件につき	4ポイント
-----------------------	-------	-------

※同事業に複数回実施している場合であっても1件とする。

(対象事業)

平成18年度地域貢献特別支援事業等

- ・ 兵庫情報ハイウェイ「ひょうごe-スクール」支援事業
- ・ スクール・パートナーシップ事業
- ・ 地域指導者養成講座―輝け個性！子ども夢プラン―
- ・ 北播磨地域学育成事業
- ・ 地域課題解決型実践的学習プログラムの開発実証―ひょうごオープンカレッジ開講―
- ・ 附属学校園に対してなされた支援活動
- ・ その他本学が主催する事業

③ 学会等諸役員

- ・ 平成18年度における日本学術会議広報学術協力団体及び全国規模の芸術、スポーツ等の団体諸役員の実績を対象とする。

なお、同一団体において複数の役員を兼ねている場合であっても1件とする。

- ・ 上限ポイントは、10ポイントとする。

ア. 評議員、理事、編集委員	1件につき	2ポイント
イ. その他の役員	1件につき	1ポイント

④ 公開講座、認定講習

- ・ 平成18年度における実績を対象とする。
- ・ 上限ポイントは、10ポイントとする。

ア. 講師、助言等	1件につき	2ポイント
-----------	-------	-------

⑤ 心理臨床相談

- ・ 平成18年度において、以下の場所で実施された心理臨床相談の実績を対象とする。

ア. 加東キャンパスにおいて実施された心理臨床相談	10ポイント
イ. 神戸サテライトにおいて実施された心理臨床相談	10ポイント

(対象場所)

[加東キャンパス]

- ・ 発達心理臨床研究センター
- ・ 学校なんでも相談室（学校教育研究センター）
- ・ うれしの教育相談室（教育・言語・社会棟）

[神戸サテライト]

- ・ 神戸サテライト

⑥ 国際教育協力

- ・ 平成18年度における、国際教育協力のため海外に派遣された実績等を対象とする。

ア. 海外活動	4ポイント
イ. 国内活動	2ポイント

(参考例)

- ・ JICAが実施する専門家派遣事業への参画
- ・ 災害復興支援を目的とした専門家の海外派遣 等

兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いについて

〔平成17年 3月28日〕
学 長 裁 定

兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いの特例を、次のように定める。

- 第1** 一定期間の研究活動を評価し、具体的な研究活動が乏しいと認められる教員に対しては、教育研究基盤経費の基礎配分及び重点配分を半減する。
- 第2** 「一定期間」とは、過去3年間とし、「具体的な研究活動が乏しい」とは、次のすべてに該当する者とする。
- (1) 科学研究費補助金を申請していない者
 - (2) 学会発表を行っていない者
 - (3) 著書、論文、作品等を発表していない者
- 第3** この取扱いの解釈、運用上に疑義がある場合は、学長が決定するものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

年度中間評価に基づく予算実施計画内訳表(平成19年度)

(単位/円)

整理 番号	事 項 名	平 成 19 年 度					備 考
		当初予算額	執行状況 (債務確定等状況)	執行見込状況 (債務見込等状況)	今回補正予算額	差引増減額	
		A	(19.10.31現在)B	(19.10.31現在)C	D=B+C	E=D-A	
1	役員人件費	58,137,000	29,820,111	28,316,889	58,137,000	0	
	報酬	58,137,000	29,820,111	28,316,889	58,137,000	0	
	役員(常勤)	51,903,000	27,444,271	24,458,729	51,903,000	0	
	役員(非常勤)	6,234,000	2,375,840	3,858,160	6,234,000	0	
	役員人件費計	58,137,000	29,820,111	28,316,889	58,137,000	0	
2	教員人件費	2,287,254,000	1,208,861,229	1,078,392,771	2,287,254,000	0	
	給与費	2,287,254,000	1,208,861,229	1,078,392,771	2,287,254,000	0	
	教員(常勤)	2,168,589,000	1,149,827,147	1,018,761,853	2,168,589,000	0	
	教員(常勤/教育・社会調査研究C)	23,000,000	15,442,141	7,557,859	23,000,000	0	
	教員(非常勤)	55,465,000	28,125,762	27,339,238	55,465,000	0	
	教員(非常勤/教育・社会調査研究C)	3,600,000	165,366	3,434,634	3,600,000	0	
	教員(非常勤/教育実践コラボレーションC)(新規)	18,200,000	8,717,041	9,482,959	18,200,000	0	
	外国人研究員	6,229,000	643,742	5,585,258	6,229,000	0	
	学校医等	7,214,000	4,261,200	2,952,800	7,214,000	0	
	TA・RA	4,957,000	1,678,830	3,278,170	4,957,000	0	
	教員人件費計	2,287,254,000	1,208,861,229	1,078,392,771	2,287,254,000	0	
3	職員人件費	801,851,000	416,379,977	385,471,023	801,851,000	0	
	給与費	801,851,000	416,379,977	385,471,023	801,851,000	0	
	事務職員(常勤)	763,588,000	398,283,654	365,304,346	763,588,000	0	
	事務職員(常勤/教育・社会調査研究C)	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	
	事務職員(常勤/教育実践コラボレーションC)(新規)	7,802,000	4,211,967	3,590,033	7,802,000	0	
	事務職員(非常勤)	21,461,000	12,269,860	9,191,140	21,461,000	0	
	事務職員(非常勤/教育実践コラボレーションC)(新規)	3,000,000	1,614,496	1,385,504	3,000,000	0	
	職員人件費計	801,851,000	416,379,977	385,471,023	801,851,000	0	
4	退職手当	399,805,000	417,575	399,387,425	399,805,000	0	
	退職手当(早期退職者分)	6,000,000	0	6,000,000	6,000,000	0	
	退職手当計	405,805,000	417,575	405,387,425	405,805,000	0	
	人件費計	3,553,047,000	1,655,478,892	1,897,568,108	3,553,047,000	0	
5	一般管理経費	246,853,000	130,121,758	120,632,242	250,754,000	3,901,000	
	管理的経費	185,805,000	86,243,550	100,618,450	186,862,000	1,057,000	
	水道光熱経費	65,548,000	26,718,855	40,716,145	67,435,000	1,887,000	
	通信運搬経費	13,117,000	7,464,861	7,292,139	14,757,000	1,640,000	
	業務委託経費	65,617,000	32,089,343	26,454,857	58,544,000	△ 7,073,000	
	雑役務経費	10,155,000	7,063,461	4,556,539	11,620,000	1,465,000	
	印刷製本経費	8,105,000	2,222,852	6,877,148	9,100,000	995,000	
	消耗品経費	18,000,000	10,523,633	6,619,367	17,143,000	△ 857,000	
	備品経費	5,263,000	160,545	8,102,455	8,263,000	3,000,000	
	上記以外の経費	61,048,000	43,878,208	20,013,792	63,892,000	2,844,000	
	自動車維持等経費	2,385,000	1,615,116	1,465,884	3,081,000	696,000	
	借料損料経費	9,833,000	4,622,297	3,405,703	8,028,000	△ 1,805,000	
	諸会費	7,431,000	7,380,400	70,600	7,451,000	20,000	
	研修経費	1,721,000	910,370	493,630	1,404,000	△ 317,000	
	職員厚生経費	2,491,000	2,003,107	487,893	2,491,000	0	
	会議出席等経費	9,945,000	8,981,729	5,404,271	14,386,000	4,441,000	
	経営協議会等経費	3,523,000	1,270,911	1,286,089	2,557,000	△ 966,000	
	法定監査人経費	6,300,000	1,995,000	3,780,000	5,775,000	△ 525,000	
	総合損害保険料等経費	2,257,000	2,253,935	65	2,254,000	△ 3,000	
	顧問経費	2,063,000	2,753,000	949,000	3,702,000	1,639,000	
アフタースクール経費	925,000	875,612	440,388	1,316,000	391,000		
銀行振込手数料経費	2,867,000	1,006,931	1,317,069	2,324,000	△ 543,000		
租税公課経費	9,307,000	8,209,800	913,200	9,123,000	△ 184,000		
	一般管理経費計	246,853,000	130,121,758	120,632,242	250,754,000	3,901,000	

整理 番号	事 項 名	平 成 19 年 度					備 考
		当初予算額 A	執行状況	執行見込状況	今回補正予算額 D=B+C	差引増減額 E=D-A	
			(債務確定等状況) (19.10.31現在)B	(債務見込等状況) (19.10.31現在)C			
6	広報経費	18,420,000	14,490,727	5,029,273	19,520,000	1,100,000	
	一般広報経費	5,834,000	3,899,377	1,934,623	5,834,000	0	
	入試広報経費	12,586,000	10,591,350	3,094,650	13,686,000	1,100,000	
	広 報 経 費 計	18,420,000	14,490,727	5,029,273	19,520,000	1,100,000	
7	情報化推進・調査経費	28,140,000	11,139,016	22,394,984	33,534,000	5,394,000	
	事務情報化推進経費	26,787,000	11,097,121	21,083,879	32,181,000	5,394,000	
	SCS維持管理経費	1,353,000	41,895	1,311,105	1,353,000	0	
	情 報 化 推 進 ・ 調 査 経 費 計	28,140,000	11,139,016	22,394,984	33,534,000	5,394,000	
8	地域交流事業経費	6,293,000	1,467,204	4,825,796	6,293,000	0	
	公開講座実施経費	1,871,000	629,492	1,241,508	1,871,000	0	
	地域貢献事業経費	4,422,000	837,712	3,584,288	4,422,000	0	
	地 域 交 流 事 業 経 費 計	6,293,000	1,467,204	4,825,796	6,293,000	0	
9	特別設備経費	14,975,000	4,305,000	10,670,000	14,975,000	0	
	特 別 設 備 経 費 計	14,975,000	4,305,000	10,670,000	14,975,000	0	
10	教育研究基盤経費	143,904,000	47,851,989	96,052,011	143,904,000	0	
	基礎配分						留学生教育経費(1,384千円)を含む
	特別配分	143,904,000	47,851,989	96,052,011	143,904,000	0	電子ジャーナル維持経費を除く
	重点配分						
	教 育 研 究 基 盤 経 費 計	143,904,000	47,851,989	96,052,011	143,904,000	0	
11	教育研究補助経費	8,195,000	2,462,290	5,732,710	8,195,000	0	
	教育研究設備維持運営経費	3,464,000	525,337	2,938,663	3,464,000	0	
	語学演習装置	159,000	0	159,000	159,000	0	(H5購入)維持率1%
	遺伝子解析システム	178,000	88,000	90,000	178,000	0	(H5購入)維持率1%
	MBE蒸着システム	141,000	50,335	90,665	141,000	0	(H8購入)維持率4%→1%
	生活環境実験システム	357,000	240,002	116,998	357,000	0	(H11購入)維持率4%
	授業技術実地教育システム	147,000	147,000	0	147,000	0	(H8購入)維持率4%→1%
	障害児教育プログラム開発システム	150,000	0	150,000	150,000	0	(H5購入)維持率1%
	ATMネットワークシステム	2,332,000	0	2,332,000	2,332,000	0	(H10購入)維持率4%
	外国人講師経費	380,000	380,000	0	380,000	0	
	教育研究経費	380,000	380,000	0	380,000	0	
	外国人研究員経費	380,000	88,361	291,639	380,000	0	
	教育研究経費	380,000	88,361	291,639	380,000	0	
	附属施設経費	225,000	80,765	144,235	225,000	0	
	謝金・講師等旅費相当	225,000	80,765	144,235	225,000	0	
	ピアノ調律料	178,000	64,050	113,950	178,000	0	
	講演会等経費	250,000	29,000	221,000	250,000	0	
	小学校教員養成プログラム支援室経費	0	0	0	0	0	
	理数系教員養成特別プログラム経費	300,000	0	100,000	100,000	△ 200,000	
	ファカルティ・ディベロップメント推進経費	500,000	392,805	300,195	693,000	193,000	
	学習補助等経費	2,518,000	901,972	1,623,028	2,525,000	7,000	
	教 育 研 究 補 助 経 費 計	8,195,000	2,462,290	5,732,710	8,195,000	0	
12	連合学校教育学研究科経費	29,799,000	14,700,775	12,973,225	27,674,000	△ 2,125,000	
	連大プロジェクト経費	8,765,000	3,483,790	5,281,210	8,765,000	0	
	役職員裁量経費	2,850,000					
	大阪サテライト経費	3,618,000					
	研究科担当旅費	1,530,000	11,216,985	7,692,015	18,909,000	△ 2,125,000	
	研究科運営経費	11,716,000					
	研究科運営旅費	1,320,000					
	連 合 学 校 教 育 学 研 究 科 経 費 計	29,799,000	14,700,775	12,973,225	27,674,000	△ 2,125,000	
13	実地教育経費	8,535,000	5,059,462	3,475,538	8,535,000	0	
	実地教育経費	4,090,000					
	学生実習特別経費	4,295,000	5,059,462	3,475,538	8,535,000	0	
	修士論文データベース入力経費	150,000					
	実 地 教 育 経 費 計	8,535,000	5,059,462	3,475,538	8,535,000	0	

整理 番号	事 項 名	平 成 19 年 度					備 考
		当初予算額	執行状況 (債務確定等状況)	執行見込状況 (債務見込等状況)	今回補正予算額	差引増減額	
		A	(19.10.31現在)B	(19.10.31現在)C	D=B+C	E=D-A	
14	神戸サテライト経費	66,590,000	56,353,749	12,893,251	69,247,000	2,657,000	
	神戸サテライト運営経費	0	0	0	0	0	
	神戸サテライト土地建物借料経費	59,300,000	51,839,191	7,460,809	59,300,000	0	
	神戸サテライト設備経費	0	0	0	0	0	
	神戸サテライト移動に伴う経費	7,290,000	4,514,558	4,985,442	9,500,000	2,210,000	
	神戸サテライト移転に伴う経費(新規)	0	0	447,000	447,000	447,000	
	神戸サテライト経費計	66,590,000	56,353,749	12,893,251	69,247,000	2,657,000	
15	学生指導等経費	27,802,000	14,052,819	13,749,181	27,802,000	0	
	学生指導経費	14,430,000	6,187,765	8,242,235	14,430,000	0	
	学生寄宿舍経費	10,288,000	6,308,953	3,979,047	10,288,000	0	
	大学会館経費	3,084,000	1,556,101	1,527,899	3,084,000	0	
	学生指導等経費計	27,802,000	14,052,819	13,749,181	27,802,000	0	
16	就職指導経費	2,855,000	911,650	1,943,350	2,855,000	0	
	就職指導経費計	2,855,000	911,650	1,943,350	2,855,000	0	
17	国際交流経費	12,153,000	3,635,609	13,344,391	16,980,000	4,827,000	
	留学生経費	6,602,000	1,931,801	9,497,199	11,429,000	4,827,000	
	国際交流事業経費	3,575,000	1,268,294	2,306,706	3,575,000	0	
	国際交流会館運営経費	1,976,000	435,514	1,540,486	1,976,000	0	
	国際交流経費計	12,153,000	3,635,609	13,344,391	16,980,000	4,827,000	
18	入学試験経費	10,782,000	3,184,621	7,747,379	10,932,000	150,000	
	入学試験経費計	10,782,000	3,184,621	7,747,379	10,932,000	150,000	
19	施設維持管理経費	76,710,000	33,322,927	43,387,073	76,710,000	0	
	施設・設備改修経費	75,760,000	33,066,727	42,693,273	75,760,000	0	
	職員宿舍経費関係	0	0	0	0	0	
	学生指導経費関係	1,862,000					
	学生寄宿舍経費関係	5,000,000	3,264,882	4,433,118	7,698,000	0	
	大学会館経費関係	836,000					
	一般改修费等	68,062,000	29,801,845	38,260,155	68,062,000	0	職員宿舍経費関係の改修分を含む
	室内環境測定経費	950,000	256,200	693,800	950,000	0	
	施設維持管理経費計	76,710,000	33,322,927	43,387,073	76,710,000	0	
20	学長裁量経費	91,200,000	89,991,000	1,209,000	91,200,000	0	
	学長裁量経費計	91,200,000	89,991,000	1,209,000	91,200,000	0	
21	大学プロジェクト経費	6,924,000	663,345	1,260,655	1,924,000	△ 5,000,000	
	教育課程改革経費	346,000	163,485	182,515	346,000	0	
	e-ラーニング・遠隔授業経費	0	0	0	0	0	
	教育実践ネットワーク整備経費	1,578,000	499,860	1,078,140	1,578,000	0	
	学内情報化推進経費	5,000,000	0	0	0	△ 5,000,000	
	大学プロジェクト経費計	6,924,000	663,345	1,260,655	1,924,000	△ 5,000,000	
22	附属図書館経費	35,286,000	18,118,814	17,167,186	35,286,000	0	
	図書館運営経費	8,288,000					
	図書購入経費	26,998,000	18,118,814	17,167,186	35,286,000	0	電子ジャーナル維持経費を含む
	附属図書館経費計	35,286,000	18,118,814	17,167,186	35,286,000	0	
23	学校教育研究センター経費	4,100,000	818,032	3,281,968	4,100,000	0	
	学校教育研究センター経費計	4,100,000	818,032	3,281,968	4,100,000	0	
24	発達心理臨床研究センター経費	1,516,000	602,399	913,601	1,516,000	0	
	発達心理臨床研究センター経費計	1,516,000	602,399	913,601	1,516,000	0	
25	実技教育研究指導センター経費	1,814,000	88,040	1,725,960	1,814,000	0	
	実技教育研究指導センター経費計	1,814,000	88,040	1,725,960	1,814,000	0	
26	情報処理センター経費	97,274,000	75,424,864	13,140,136	88,565,000	△ 8,709,000	
	情報処理センター経費計	97,274,000	75,424,864	13,140,136	88,565,000	△ 8,709,000	
27	保健管理センター経費	3,401,000	3,014,431	386,569	3,401,000	0	
	保健管理センター経費計	3,401,000	3,014,431	386,569	3,401,000	0	
28	教育・社会調査研究センター経費	62,810,000	17,706,386	45,103,614	62,810,000	0	
	教育・社会調査研究センター経費計	62,810,000	17,706,386	45,103,614	62,810,000	0	

整理 番号	事 項 名	平 成 19 年 度					備 考
		当初予算額 A	執行状況	執行見込状況	今回補正予算額 D=B+C	差引増減額 E=D-A	
			(債務確定等状況) (19.10.31現在)B	(債務見込等状況) (19.10.31現在)C			
29	教育実践コラボレーションセンター経費(新規)	81,583,000	25,340,632	56,242,368	81,583,000	0	(参考)19年度予算額(文部科学省内示額)は83,745千円であるが、人件費所要額が内示額より2,162千円オーバーしているため、物件費は81,583千円で積算し、学内負担分は既定経費を充当
	事業計画分(コース会議提出分)	48,170,000					
	実地教育経費(小P教育実習経費/学教C)	363,000					
	ファカルティ・ディベロップメント推進経費(義務化分)	500,000	25,340,632	56,242,368	81,583,000	0	
	借料損料経費(検疫ソフト対応)	3,000,000					
	学内負担分	29,550,000					
	新専攻開設に伴う経費	5,000,000					
	教職大学院開設準備に伴う経費	4,000,000					
	消耗品経費(企、財、施、教等使用分)	6,200,000					
	備品経費(企、財、施、教等使用分)	1,000,000					
	会議出席等経費(企、財、施、教等使用分)	1,550,000					
	施設改修経費(LAN工事等)	10,000,000					
	共通講義棟視聴覚設備等経費	1,800,000					
	教育実践コラボレーションセンター経費計	81,583,000	25,340,632	56,242,368	81,583,000	0	
30	再チャレンジ支援経費(教育経費)(新規)	8,276,000	5,413,673	2,862,327	8,276,000	0	eラーニング・遠隔授業経費を含む
	小学校教員養成プログラム支援室経費	530,000	3,025	96,975	100,000	△ 430,000	
	神戸サテライト運営経費	1,894,000	1,585,435	1,014,565	2,600,000	706,000	
	神戸サテライト設備経費	2,257,000	1,128,277	771,723	1,900,000	△ 357,000	
	神戸サテライト移動に伴う経費	2,472,000	2,230,336	322,664	2,553,000	81,000	
	学外相談員関係経費(就職相談経費関係)	1,123,000	466,600	656,400	1,123,000	0	
	再チャレンジ支援経費(授業料免除相当分)(新規)	12,326,000	10,001,600	2,324,400	12,326,000	0	
	再チャレンジ支援経費計	20,602,000	15,415,273	5,186,727	20,602,000	0	
31	附属学校園経費	42,873,000	20,379,539	23,630,461	44,010,000	1,137,000	※専攻・文部科学省予算内、物件費に在り/免除した金額分が執行となる。→執行要認は次年度執行
	附属小学校運営経費	10,094,000	4,052,624	6,041,376	10,094,000	0	
	附属中学校運営経費	6,587,000	3,863,579	2,723,421	6,587,000	0	
	附属幼稚園運営経費	2,755,000	1,403,191	1,351,809	2,755,000	0	
	附属学校園管理経費	23,437,000	11,060,145	13,513,855	24,574,000	1,137,000	
	附属学校園経費計	42,873,000	20,379,539	23,630,461	44,010,000	1,137,000	
32	附属学校園安全対策経費	5,491,000	1,457,471	4,033,529	5,491,000	0	
	附属学校園安全対策経費計	5,491,000	1,457,471	4,033,529	5,491,000	0	
33	予備費	10,000,000	8,299,000	1,701,000	10,000,000	0	
	予備費計	10,000,000	8,299,000	1,701,000	10,000,000	0	
	物件費計	1,166,880,000	620,378,822	549,833,178	1,170,212,000	3,332,000	
34	委託事業費(人件費相当分)	62,225,000	62,225,000	0	62,225,000	0	
	委託事業費計(人件費相当)	62,225,000	62,225,000	0	62,225,000	0	
35	委託事業費(物件費相当分)	127,401,000	127,401,000	0	127,401,000	0	
	委託事業費計(物件費相当)	127,401,000	127,401,000	0	127,401,000	0	
	委託事業費計	189,626,000	189,626,000	0	189,626,000	0	
	配分合計	4,909,553,000	2,465,483,714	2,447,401,286	4,912,885,000	3,332,000	
	支出計画留保分	0	0	0	0	0	
	支出計画総合計	4,909,553,000	2,465,483,714	2,447,401,286	4,912,885,000	3,332,000	

※赤書は、19年度当初からの新規事項分及び変更事項等

※緑書は、特別教育研究経費分

※人件費については執行見込額を当初予算額とする。

平成19年度国立大学法人兵庫教育大学予算編成方針

第1 基本的事項

1. 国立大学法人兵庫教育大会計規則第10条に基づき、学長は予算実施計画を作成する。
2. 予算実施計画は、「国立大学法人兵庫教育大学財務計画」（平成18年1月20日役員会決定）に沿って作成する。
3. 中期計画で策定した総人件費削減計画に沿って、概ね1%の削減を図ることとする。
4. 平成19年度重点事項を実施するため、平成18年度予算（専任教職員人件費及び平成18年度限りの特別措置分を除く。）の5%程度を削減することとする。
5. 運営費交付金は、効率化係数により毎年約3千万円程度の削減が行われることに留意する必要がある。
6. 新規事業計画については、原則として既定経費の見直しにより財源を確保するものとする。
7. 人件費と物件費については、区分して管理するものとする。

第2 予算編成

1. 収入予算は、年度計画に基づき各予算積算事項毎に編成し、支出予算は、収入予算積算事項にとらわれず、全学的な視野に立って配分するものとする。
2. 支出予算の学内配分は次のとおりとし、原則として平成18年度補正後の予算を基礎として算出するものとする。
 - (1) 人件費

平成19年度の人件費総所要額は、現員見込数等に基づき計上することとするが、予算全体に占める人件費（退職手当を除く）割合は、前年度以下に抑えることとする。
 - (2) 物件費

物件費の各予算積算事項については、その必要性について検討し、真に必要なもののみを計上する。
 - (3) 委託事業費

連合学校教育学研究科（本学及び参加大学）に係る予算については、「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委託金に関する契約書」により、研究科が定める予算配分基本方針に基づき、あらかじめ各大学に配分額を示すものとする。
 なお、連合学校教育学研究科予算は、原則として、平成18年度予算に対し効率化係数（1%）による影響額を控除した額とし、学生数の増減に見合う額については加減するものとする。
3. 収入計画及び支出計画を変更する必要があるときは、補正予算を編成するものとする。

平成19年度 国立大学法人兵庫教育大学予算実施計画(補正)

【収入計画】

(単位/千円)

整理番号	事項名	平成19年度 当初予算額 A	平成19年度 補正予算額 B	差引増減額 C=B-A	備考
1	授業料収入	743,045	754,619	11,574	昨年度収入実績ベース
2	入学料収入	146,954	152,971	6,017	昨年度収入実績ベース
3	検定料収入	35,932	34,827	△ 1,105	昨年度収入実績ベース
4	その他収入	85,834	95,694	9,860	昨年度収入実績ベース
	自己収入計	1,011,765	1,038,111	26,346	
5	運営費交付金収入	3,897,788	3,897,788	0	
	収入合計	4,909,553	4,935,899	26,346	

【支出計画】

(単位/千円)

整理番号	事項名	平成19年度 当初予算額 A'	平成19年度 補正予算額 B'	差引増減額 C'=B'-A'	備考
1	役員報酬費	58,137	58,137	0	
2	教員給与費	2,287,254	2,287,254	0	
3	職員給与費	801,851	801,851	0	
	報酬費・給与費計	3,147,242	3,147,242	0	
4	退職手当	405,805	405,805	0	
	人件費計	3,553,047	3,553,047	0	
5	一般管理経費	246,853	250,754	3,901	重油の高騰及び成績証明書発行機更新による増等
6	広報経費	18,420	19,520	1,100	大学院案内増刷による増等
7	情報化推進・調査経費	28,140	33,534	5,394	授業料システム更新による増等
8	地域交流事業経費	6,293	6,293	0	
9	特別設備経費	14,975	14,975	0	
10	教育研究基盤経費	143,904	143,904	0	
11	教育研究補助経費	8,195	8,195	0	
12	連合学校教育学研究科経費	29,799	27,674	△ 2,125	所要経費見直しによる減
13	実地教育経費	8,535	8,535	0	
14	神戸サテライト経費	66,590	69,247	2,657	移動に伴う経費及び建物セキュリティ整備による増等
15	学生指導等経費	27,802	27,802	0	
16	就職指導経費	2,855	2,855	0	
17	国際交流経費	12,153	16,980	4,827	留学生数増加に係る必要備品購入等による増
18	入学試験経費	10,782	10,932	150	障害者対応用備品購入による増等
19	施設維持管理経費	76,710	76,710	0	
20	学長裁量経費	91,200	91,200	0	
21	大学プロジェクト経費	6,924	1,924	△ 5,000	データベース構築見送りによる減
22	附属図書館経費	35,286	35,286	0	
23	学校教育研究センター経費	4,100	4,100	0	
24	発達心理臨床研究センター経費	1,516	1,516	0	
25	実技教育研究指導センター経費	1,814	1,814	0	
26	情報処理センター経費	97,274	88,565	△ 8,709	センタースイッチ更新契約による減
27	保健管理センター経費	3,401	3,401	0	
28	教育・社会調査研究センター経費	62,810	62,810	0	
29	教育実践コラボレーションセンター経費	81,583	81,583	0	
30	再チャレンジ支援経費	20,602	20,602	0	
31	附属学校園経費	42,873	44,010	1,137	重油の高騰による増等
32	附属学校園安全対策経費	5,491	5,491	0	
33	予備費	10,000	10,000	0	
	物件費計	1,166,880	1,170,212	3,332	
34	委託事業費(連合大学院参加大学分)	189,626	189,626	0	
	委託事業費計	189,626	189,626	0	
	支出計画留保分	0	23,014	23,014	
	支出合計	4,909,553	4,935,899	26,346	

注)朱書き事項は、今回の補正事項を示す。

経営協議会（第1回）議事要旨

日 時 平成19年6月19日（火）13時00分～15時10分
 場 所 クラウンプラザ神戸 9階「メリッサ」
 出席者 梶田議長，荒木，今田，岩田，勝野，川本，清水，高岡，武田，俵，成山，
 山本（廣），山本（溥），宮崎 各委員
 欠 席 佐々木副議長

学長から，今回は酒井監事が出席されていることの紹介が行われ，引き続き，本年4月1日付け発令の山本廣一委員の紹介が行われた。

次いで，前回（第5回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

審議に先立ち，学長から，国立大学法人や教員養成系大学を取り巻く最近の諸情勢に関して説明が行われ，今後本学が取るべき方向性等について理解が求められた。

議 事

1 審議事項

(1) 教職大学院の設置について

配付資料3から3-5-3に基づき，平成20年4月に大学院学校教育研究科に教職大学院として教育実践高度化専攻（専門職学位課程）を設置すること及びそのための設置申請を文部科学省に対して行うことについて，資料を一部修正のうえ説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

(2) 平成18事業年度業務実績報告書について

川本副学長から，配付資料4に基づき，平成18事業年度に係る業務実績報告書について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(3) 大学機関別認証評価に係る自己評価書について

川本副学長から，配付資料5-1，5-2に基づき，大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る自己評価書について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

(4) 平成18年度決算について

高岡事務局長から，配付資料6-1，6-2，6-3に基づき，第3期事業年度に係る財務諸表，事業報告書及び決算報告書について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(5) 平成20年度概算要求事項について

高岡事務局長から，配付資料7-1，7-2に基づき，平成20年度概算要求事項について説明が行われ，原案のとおり了承された。

なお，最終的な要求順位等については，役員会に一任することが了承された。

(6) 教育研究充実積立金執行計画（変更分）について

川本副学長から，配付資料8に基づき，平成19年度教育研究充実積立金執行計画の変更分について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(7) 役員の期末特別手当について

高岡事務局長から，配付資料9に基づき，平成19年6月期の役員の期末特別手当を標準の支給割合で支給することについて説明が行われ，原案のとおり了承された。

(8) 給与水準の公表について

高岡事務局長から、配付資料10に基づき、平成18年度の役員報酬等及び職員給与の水準の公表内容について説明が行われ、原案のとおり了承された。

2 報告事項

(1) パルモア学院に対する有益費償還請求について

高岡事務局長から、配付資料11に基づき、パルモア学院に対する有益費償還請求について、報告が行われた。

(2) 寄附金の受入れについて

教育研究支援部長から、配付資料12に基づき、前回の経営協議会以降に受入れが決定された寄附金について報告が行われた。

閉会にあたり、酒井監事から、次のとおり意見が述べられた。

・一年間大学運営をガバナンスという視点で見えてきた中で、昨年度の取組では、内部監査の仕組みが整えられ、チェック機能がさらに強化されるようになったことが挙げられる。

・また、監事として重要な会議への出席や監査室と連携した内部監査の実施等を通じて業務の執行状況を監査し、特に指摘すべき事項はなかったことを報告させていただきたい。

—以 上—

経営協議会（第2回）議事要旨

日時 平成19年10月31日（水）13時30分～15時00分
場所 クラウンプラザ神戸 9階「リンデン」
出席者 梶田議長，荒木，今田，岩田，勝野，川本，高岡，俵，成山，山本（廣），
山本（溥），宮崎 各委員
欠席 佐々木副議長，清水，武田 各委員

学長から，前回（第1回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

審議に先立ち，学長から，再任にあたって挨拶が行われた。

議 事

1 審議事項

- (1) 教育研究充実積立金執行計画について
川本副学長から，配付資料2に基づき説明が行われ，原案のとおり了承された。
- (2) 役員の俸給月額について
高岡事務局長から，配付資料3に基づき，常勤役員（学長及び理事）の俸給月額を次のとおり定めることについて説明が行われ，原案のとおり了承された。

ア．梶田学長の俸給月額は，減額する理由がないことから国立大学法人兵庫教育大学役員報酬規程第4条第1項第1号に定める994,000円とする。（差額は支給しない。）

イ．勝野理事（副学長）及び高岡理事（事務局長）については，同規程第4条第1項第2号及び国立大学法人兵庫教育大学常勤の理事の俸給に関する内規第2条第1項第3号の規定に基づき，勝野理事（副学長）の俸給月額は，理事在任3年及び職務実績を考慮して同内規第3条を準用して同第4条第1項第2号に定める最高額の922,000円，高岡理事（事務局長）の俸給月額は，理事在任10月であることから現俸給月額と同額の654,000円（旧の指定職3号俸相当）とする。

また，高岡事務局長から，今年度の人事院勧告の取扱いが閣議決定され，国は給与法改正に向けて準備中であり，本学の教職員の給与は国家公務員の給与に準拠していることから，人事院勧告に沿った形で給与を改定すること，改定については次回の経営協議会で報告を行うことについて説明を行い，了承された。

- (3) 役員の期末特別手当について
高岡事務局長から，配付資料3，4に基づき，平成19年12月期の常勤の役員の期末特別手当の支給額について，標準の支給割合100分の175で支給することについて説明が行われ，原案のとおり了承された。

2 報告事項

- (1) 平成20年度大学院学校教育研究科（修士課程）合格者状況<前期選抜>について
勝野副学長から，配付資料5-1，-2に基づき，平成20年度大学院学校教育研究科（修士課程）の前期試験選抜状況及び教職大学院等における学生募集の今後の見通しについて報告が行われた。
- (2) 教職大学院の設置審査における補正申請について
川本副学長から，配付資料6-1，-2，-3に基づき，現在，文部科学省で行われている教職大学院設置審査の審査状況及び審査意見への対応等について報告が

行われた。

- (3) 国立大学法人評価委員会からの評価結果への対応について
川本副学長から、配付資料7-1, -2, -3に基づき、「平成18年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)」において、外部資金獲得に関して年度計画を十分には実施していないと評価されたが、異議申立ては行わず、事務的な修正について回答したことの報告が行われた。
- (4) 本学の平成18年度財務分析について
高岡事務局長から、配付資料8に基づき報告が行われた。
- (5) 公的研究費の適正管理に関する規程について
高岡事務局長から、配付資料9-1, -2, -3に基づき報告が行われた。
- (6) 平成20年度国立大学法人等施設整備費概算要求・要望事業の選定結果等について
高岡事務局長から、選定されなかった旨の報告が行われた。
- (7) 平成19年度国公立大学を通じた大学改革支援事業等の採択状況について
勝野副学長から、配付資料10-1, -2に基づき報告が行われた。
- (8) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から、配付資料11に基づき、前回の経営協議会以降に受入れが決定された寄附金について報告が行われた。

—以 上—

経営協議会（第3回）議事要旨

日時 平成20年1月25日（金）13時00分～15時10分
場所 クラウンプラザ神戸 9階「メリッサ」
出席者 梶田議長，佐々木副議長，荒木，岩田，勝野，川本，清水，高岡，武田，俵，成山，宮崎，山本（廣），山本（溥） 各委員
欠席 今田委員

議事

学長から，前回（第2回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

審議に先立ち，学長から，配付資料2-1,-2に基づき，第Ⅱ期期間中における大学運営について説明が行われた。

1 報告事項

- (1) 教職大学院「教育実践高度化専攻」の設置認可について
学長から，配付資料8に基づき，平成19年12月3日付で教職大学院の設置が認可されたことについて報告が行われた。

2 審議事項

- (1) 中期目標・中期計画の変更について
川本副学長から，配付資料3-1,-2,-3に基づき，教職大学院の設置に伴い中期目標・中期計画を変更することについて，配付資料を一部訂正のうえ説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。
- (2) 平成19年度予算実施計画（補正案）について
川本副学長から，配付資料4に基づき，平成19年度予算実施計画（補正案）について説明が行われ，原案のとおり了承された。
- (3) 平成20年度授業料等について
高岡事務局長から，配付資料5に基づき，平成20年度における本学の授業料等の額については，文部科学省から示された標準額を徴収する方針とすることについて説明が行われ，原案のとおり了承された。
- (4) 学校教育法改正に伴う主幹教諭の新設について
高岡事務局長から，配付資料6に基づき，学校教育法の改正に伴い，附属学校に副校（園）長，主幹教諭及び指導教諭を置くことができるようになり，本学でも兵庫県教育委員会の導入状況に併せ主幹教諭の職を新たに置くため，諸規則の改正を行うことについて説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。
また，文部科学省から主幹教諭2名分の人件費について内示があり，附属小学校及び附属中学校にそれぞれ新規増として配置すること，現在，人選については兵庫県教育委員会とも協議を行い検討中であることの説明が行われた。
- (5) 国立大学法人兵庫教育大学非常勤職員就業規則の一部改正について
高岡事務局長から，配付資料7に基づき，事務補佐員，技術補佐員及び技能補佐員については，これまで通算して3年を超えて労働契約を更新することができなかったが，通算して最長6年まで労働契約を更新することができるように規則の改正を行うことについて説明が行われ，原案のとおり了承された。

3 報告事項

- (2) 平成20年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について
高岡事務局長から、配付資料9に基づき、平成20年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について報告が行われた。
- (3) 決算剰余金の繰越承認について
高岡事務局長から、文部科学省から決算剰余金の繰越承認予定額の通知があったことの報告が行われた。
- (4) 国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程等の一部改正について
高岡事務局長から、配付資料10-1,-2,-3に基づき、改正給与法及び人事院規則に基づき、本学の給与規程等関係規則を改正したことの報告が行われた。
- (5) 平成20年度大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）入学者見込みについて
勝野副学長から、配付資料11に基づき、平成20年度大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）入学者見込みについて報告が行われた。
- (6) 平成19年3月卒業者の国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）の就職状況等について
勝野副学長から、配付資料12に基づき、平成19年3月卒業者の就職状況等について報告が行われた。
- (7) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から、配付資料13に基づき、前回の経営協議会以降に受入れ決定された寄附金について報告が行われた。
- (8) その他
次期中期目標・中期計画の策定に向けての考え方について、国立の教員養成大学・学部が置かれている現状等を踏まえて意見交換が行われ、学外委員から、これまで教員養成大学の中において不十分とされてきた課題への対応や、今後本学が果たすべき役割として期待される事項に関して提言が述べられた。

—以 上—

経営協議会（第4回）議事要旨

日時 平成20年3月14日（金）14時30分～16時10分
場所 クラウンプラザ神戸 9階「メリッサ」
出席者 梶田議長、佐々木副議長、荒木、岩田、勝野、川本、清水、高岡、武田、
成山、宮崎、山本（廣）、山本（溥） 各委員
欠席 今田委員、俵委員

審議に先立ち、学長から、前回（第3回）の議事要旨（案）の確認が行われ、
原案のとおり了承された。

議 事

1 審議事項

- (1) 平成20年度年度計画について
川本副学長から、配付資料2-1,-2に基づき、文部科学省に届け出る平成20年度国立大学法人兵庫教育大学年度計画（案）について、業務運営の改善、財務計画等、本学の経営に関する事項を中心に説明が行われ、種々意見交換の後、原案のとおり了承された。
- (2) 平成20年度予算実施計画について
川本副学長から、配付資料3に基づき、平成20年度予算実施計画について説明が行われ、原案のとおり了承された。
- (3) 教育研究充実積立金執行計画について
川本副学長から、配付資料4に基づき、平成20年度以降の教育研究充実積立金執行計画について説明が行われ、種々意見交換の後、原案のとおり了承された。
- (4) 国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則等の一部改正について
高岡事務局長から、配付資料5-1,-2,-3,-4,-5,-6,-7に基づき、国際交流担当事務職員の選考採用、自己啓発等休業制度及び育児休業制度に関連して就業規則等の一部改正を行うことについて説明が行われ、原案のとおり了承された。
- (5) 国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程等の一部改正について
高岡事務局長から、配付資料6-1,-2,-3,-4,-5に基づき、主幹教諭の新設、育児休業制度、自己啓発等休業制度及び人事院規則の改正に関連して給与規程等の一部改正を行うことについて説明が行われ、原案のとおり了承された。

2 報告事項

- (1) 平成19年度実施大学機関別認証評価等の評価結果について
川本副学長から、配付資料7-1,-2に基づき、平成19年11月26日、27日に訪問調査が行われた大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の評価結果（案）について、全ての基準を満たしている旨の評価がされたことの報告及び主な評価点等の説明が行われた。
- (2) 創立30周年記念事業の計画について
川本副学長から、配付資料8-1,-2に基づき、本年10月に実施を予定している創立30周年記念事業の計画について説明が行われた。
- (3) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から、配付資料9に基づき、前回の経営協議会以降に受入れ決定された寄附金について報告が行われた。
- (4) その他
平成20年3月31日付けで成山治彦委員、山本溥委員及び岩田一彦委員が経営協議会委員を退任されることの報告が行われた。

—以 上—

平成19年度 経営協議会審議事項確認整理表

回	開催年月日	審議事項	審議事項番号
第1回	平成19年6月19日(火)	<input type="checkbox"/> 教職大学院の設置について <input type="checkbox"/> 平成18事業年度業務実績報告書について <input type="checkbox"/> 大学機関別認証評価に係る自己評価書について <input type="checkbox"/> 平成18年度決算について <input type="checkbox"/> 平成20年度概算要求事項について <input type="checkbox"/> 教育研究充実積立金執行計画(変更分)について <input type="checkbox"/> 役員・期末特別手当について <input type="checkbox"/> 給与水準の公表について	①② ③ ⑦ ⑥ ⑤ ③ ④ ⑦
第2回	平成19年10月31日(水)	<input type="checkbox"/> 教育研究充実積立金執行計画について <input type="checkbox"/> 役員・俸給月額について <input type="checkbox"/> 役員・期末特別手当について	③ ④ ④
第3回	平成20年1月25日(金)	<input type="checkbox"/> 中期目標・中期計画の変更について <input type="checkbox"/> 平成19年度予算実施計画(補正案)について <input type="checkbox"/> 平成20年度授業料等について <input type="checkbox"/> 学校教育法改正に伴う主幹教諭の新設について <input type="checkbox"/> 国立大学法人兵庫教育大学非常勤職員就業規則の一部改正について	①② ③ ⑤ ④ ④
第4回	平成20年3月14日(金)	<input type="checkbox"/> 平成20年度年度計画について <input type="checkbox"/> 平成20年度予算実施計画について <input type="checkbox"/> 教育研究充実積立金執行計画について <input type="checkbox"/> 国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則等の一部改正について <input type="checkbox"/> 国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程等の一部改正について	③ ⑤ ⑤ ④ ④

審議事項番号

- ① 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- ② 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- ③ 年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの
- ④ 経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項(学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など)
- ⑤ 平成20年度予算
- ⑥ 平成18年度決算
- ⑦ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項(自己点検・評価のうち、組織及び運営の状況に関する事項など)

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例

○国際戦略の策定

平成19年度経営協議会（第2回）において、経営協議会学外委員から、「国立の教員養成系大学の役割は非常に重要であり、今後、国のレベルで行われる議論に注目しているが、その際、国際的水準に対応する教育大学としてどのようなビジョンを持つのかといった点も問われるのではないか。」という意見が出された。

この意見を、学内の国際交流委員会で策定が行われていた大学の「国際戦略」に反映し、「研究教育の国際的通用性の向上」を4つある戦略のうちの第一として位置付けて検討作業を進めた。その後、案を中間まとめとして取りまとめ、2度のワークショップを経て学内の合意形成を図り、平成20年2月の教育研究評議会、役員会において『兵庫教育大学国際戦略－教育知のグローバル化とローカル化をめざして－』を正式に策定した。

○大学院組織改革

平成19年度経営協議会（第3回）において、経営協議会学外委員から、「従来から国立の教員養成系大学の課題として、教員養成学部の教員の専門性の確立という問題があり、とりわけ教科教育担当教員の在り方の検討や教職専門と教科専門担当教員の連携について改善が求められる。」という意見が出された。

この意見を、大学院学校教育研究科修士課程の教育研究組織の在り方を検討するため平成19年度に設置した兵庫教育大学大学院組織改革検討委員会における審議に反映し、現在、指摘された課題の改善を検討の視点に取り入れ、大学院の組織の再編に向けて、平成20年11月の取りまとめをめざして審議を進めている。

経営協議会での主な指摘事項とその対応

指摘事項	対 応
<p>(第2回)</p> <p>国際的水準に対応する教育大学としてどのようなビジョンを持つべきか。</p>	<p>「研究教育の国際的通用性の向上」を第一の柱に掲げた「兵庫教育大学国際戦略」を策定した。</p>
<p>(第3回)</p> <p>従来から指摘されている教科教育担当教員の在り方や教職専門と教科専門担当教員の連携等の課題に取り組んでもらいたい。</p>	<p>修士課程の組織改革のため設置した大学院組織改革検討委員会において、指摘事項を検討の視点に取り入れて審議を進める。</p>
<p>(第4回)</p> <p>年度計画の変更について、何を新たに行うのかなどを分かりやすく整理し、対外的にアピールする必要があるのではないか。</p>	<p>ホームページで公開する際に、平成20年度にどのような取組を中心に行うのかという点を整理する。</p>

平成19年度 監事監査計画

1. 監査対象年度

平成19年度

2. 監査の目的

国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学の業務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的とする。

3. 監査の基本方針及び重点項目

(1) 基本方針

- ①法令等の遵守状況
- ②内部監査の実施状況
- ③効率化の取組み状況

(2) 重点項目

①業務関係

- ・中期目標、中期計画における平成19年度年度計画の対応状況

②会計関係

- ・随意契約の適正化の対応状況
- ・予算執行状況
- ・外部資金の経理
- ・資産の管理状況

4. 監査の実施期間及び実施項目

- | | |
|--------|--|
| 5月～6月 | 監査計画の策定
中期目標、中期計画における平成19年度年度計画の把握
会計検査院実地検査状況の把握 |
| 7月～9月 | 個人情報保護法の対応状況
効率化の取組み状況 |
| 10月～1月 | 随意契約の適正化の対応状況
予算執行状況
外部資金の経理
資産の管理状況
内部監査の実施状況 |
| 5月～6月 | 監査報告書の作成 |

5. 監査の方法

- (1) 関連部署から関係書類の提出を受け、ヒアリングを実施する。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会への出席や議事要旨の閲覧を行なう。
- (3) 必要に応じ、実地監査を行う。

平成19年6月26日

国立大学法人兵庫教育大学

学 長 梶 田 叡 一 殿

監 事 高 倉 翔

監 事 酒 井 清

監査報告書の提出について

私ども監事は、国立大学法人法第11条第5項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以 上

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人兵庫教育大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及びその他の主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人兵庫教育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員の職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成19年6月26日

国立大学法人兵庫教育大学

監事 高倉 翔 ㊞

監事 酒井 清 ㊞

監事の業務実績（平成19年度）

（1）平成19年度監事監査計画の策定

別紙のとおり監事監査計画を策定した。

（2）監査の実施

・監査の基本方針

① 法令等の遵守状況

・監査室の内部監査の実施状況ならびに実施結果を元に個人情報保護法の対応状況の監査を実施した。

② 内部監査の実施状況

・監査室との連携による定期監査及び臨時監査を実施し、監査室の監査状況を検証した。

③ 効率化の取組状況

・監査室の内部監査の実施状況ならびに実施結果を元に各業務プロセスを確認し、効率化の取組状況及び内部統制の状況を検証した。

・重点項目

①業務関係

- ・中期目標及び中期計画における平成19年度年度計画の対応状況について内容を確認した。
- ・法令等の遵守状況の監査として個人情報保護法の対応状況について監査室と連携し監査を実施した。
- ・監査室で実施している内部統制の評価について、監査室長及び担当者から説明を受けた。
- ・学長からの要請により監査室との連携により「教育・社会調査研究センター」の臨時監査を実施した。

②会計関係

- ・随意契約の適正化の対応状況について監査室と連携し監査を実施した。
- ・予算執行状況について教育研究特別経費「教育実践コラボレーションセンター」を重点的に監査室と連携し監査を実施した。
- ・外部資金の経理について、各種GP等を重点的に監査室との連携により監査を実施した。
- ・資産の管理状況について財務課の実査の結果を確認するとともに監査室の監査結果を検証した。
- ・会計監査人から監査の実施状況報告を受け、現状を把握した。
- ・前年に引き続き、会計検査院における実地検査の講評事項を確認し、国立大学法人における問題点等を把握すると共に、監事監査のポイントとした。
- ・平成19年度科学研究費補助金の内部監査に立ち会い、書類の通査及び特別監査として教員とのヒヤリングを実施した。
- ・学長からの要請により監査室との連携により「教育・社会調査研究センター」の臨時監査を実施した。

（3）重要な会議等への出席状況

- ・監事の出勤日を役員会、経営協議会及び教育研究協議会の開催日に合わせ出席するとともに監事としての意見を表明した。（平成19年度出席状況 監事2人の延べ出席回数 役員会4回、教育研究評議会8回、経営協議会1回）（高倉監事・酒井監事）
- ・国立大学法人等監事協議会に出席し情報交換を行った。（高倉監事・酒井監事）
- ・国立大学法人等監事協議会近畿支部会に出席し情報交換を行った。（高倉監事・酒井監事）

- ・会計検査院フォーラムに出席し、平成18年度決算検査報告説明を受けた。(酒井監事)

(4) 監事の意見及び改善事項

[教育研究評議会]

- ① 個人情報の保護について、今後の課題として、委託業者からの情報流出の防止策や大学外へのパソコンの持ち出しに関するルールの整備、また、各部局の保有する情報のうち、何が個人情報にあたるのかという認識をより深める必要がある。(2007.5.16：酒井監事)

【改善内容】監査室において、内部監査として、個人情報保護法への対応状況を取り上げ、教員が保有する個人情報の取扱いの実態に関するアンケート調査の実施や、各部局における個人情報ファイルの保管状況、外部委託契約の状況等について監査を実施した。

また、附属学校において、個人情報管理マニュアルの作成に着手し、管理の対象となる個人情報、校内外における使用範囲、作成・使用における留意事項、廃棄時の対応などの基本的事項とともに、責任体制の整備や研修の実施を定め、個人情報の管理・保護に関する具体的なルールを明確にした。

- ② パソコンソフトウェアの管理について、今後も不正使用の防止に関する啓蒙活動を行っていく必要がある。(2007.5.16：酒井監事)

【改善内容】事務局で使用するパソコンの汎用ソフトウェア（OfficeXP、一太郎、ウィルスバスター、Winbiff）については、パソコンごとにソフトウェアのインストール状況を把握しているとともに、不正コピーが行われないように所管するソフトウェアのライセンス証書及びパッケージ製品を情報システムチームで一括保管している（ただし、教員又は各課で購入しているソフトウェアの管理は行っていない。）。

また、一部国立大学法人におけるコンピュータの不正コピーの報道を受け、平成18年2月7日、全教職員宛に保有するパソコンのソフトウェア管理を徹底するよう、メールで注意喚起を呼びかけたほか、平成18年3月8日、各部局長等に対し、ソフトウェア管理台帳等によるソフトウェアの適正な管理の徹底について通知を行った。今後、必要に応じて、注意喚起を行う予定である。

- ③ 認証評価に関連して、評価を受けること自体を目的としている高等教育機関も多いが、認証評価とは、質の保障、大学の改善や説明責任の手段であり目的ではないことを理解し、より多くの成果につなげることを期待していること。(2007.7.11：高倉監事)

【改善内容】認証評価を受けるために行った自己評価により、外部資金の獲得に関し取り組みがやや遅れていることが明確となった。評価結果でも具体的に指摘され、このことを学内で周知し、関係委員会及び担当課において具体的な取り組みを進めることができた。外部資金申請に関する相談窓口の設置、説明会の開催等により、外部資金獲得による成果が得られた。

- ④ 公的研究費の適正管理に関する規程等の制定に関連して、内部の管理体制を整備することは重要だが、管理強化が研究活動の萎縮につながるようなことがないよう、研究費の計画的運用を促すことに重点をおき、そのための相談窓口や年度途中の執行状況・研究進捗状況のモニタリングが大切である。(2007.10.10：酒井監事)

【改善内容】効率的な研究の遂行を適切に支援するため、事務処理手続及び資金の使用等に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置した。

年度途中の執行状況等の把握のため、毎月予算執行状況一覧表を作成し確認している。

- ⑤ 公的研究費の不正使用防止に関連して、全ての公的機関で経費執行は厳しい規制のもとに行われるようになってきている。これまでの慣行で行われていた経費執行に問題がないわけではないが、規制の徹底を目指すあまり、円滑な研究費の執行が妨げられるようになると本末転倒である。例えば、事務局で具体的なチェックリストを作成し教員に配付する等、教員の負担を軽減する方法を検討してはどうか。(2008.1.16: 酒井監事)

【改善内容】本学ホームページ上に「研究費の執行及び学内の諸手続に関するFAQ」を掲載し、教員が研究費を執行する時の事務手続について説明している。

- ⑥ 兵庫教育大学国際戦略に関連して、同戦略が策定されたことを高く評価するとともに、円滑な実施のためには、対応事務体制の整備も併せて行うことが不可欠である。

(2008.3.5: 高倉監事)

【改善内容】策定された国際戦略を踏まえ、具体的で円滑な実践と、専門的な業務知識の構築をさらに推進する組織体制確立を目的として、語学力堪能で、国際交流に関する業務を専門的に担当できる事務職員を一般公募し、採用した。今後は、長期的ビジョンで、効率化を目標とした体制の確立をめざし、さらに専門的人材の育成を継続して進めることで充実を図る。

【監事監査】

監査室と連携し、監査対象項目、監査の要点・留意点について事前に協議の上監査を実施した。

- 教育・社会調査研究センターに関する臨時監査を実施（平成19年11月8日9:30～17:00）
（高倉監事・酒井監事）

本監査は、規程第8条第1項第2号の規定に基づき実施するものである。学長から命ぜられた特定事項又は室長が必要と認めた事項について適宜実施することとされているもので、本臨時監査は、学長から教育・社会調査研究センターについて実施するよう特に命ぜられたものである。

臨時監査の結果、外部に対するデータ情報がやや遅れているので、早急に体制を整えて公開すること、及び運営費の繰越金が生じないように執行計画に基づき実施することについて、助言、提言が行われた。

【改善内容】監事からの助言、提言を受け、データ利用に係る要項等の整備を速やかに進め、平成20年4月にデータを公開した。また、予算執行については購入計画を総点検し、繰越金が生じることがないように適切に執行した。

- 平成19年度会計関係定期監査の実施（20年2月22日9:30～17:00）（酒井監事）

・随意契約の見直しについて

随意契約とする理由が合理的なものであっても、同一相手先と長期にわたり随意契約を行うケースについては、抜本的な見直しが必要なケースも考えられる。たとえば校舎機械警備についても、他社から具体的な提案見積を提出させ（初期投資と年度ごとの保守管理料など）検討することも必要である。こうした検討により、現在の契約先との有利な交渉も期待できる。

【改善内容】兵庫教育大学校舎機械警備について、本学ホームページにて公表の「随意契約見直

し計画」のとおり、一般競争契約又は公募形契約への移行を検討しています。

現時点では、平成20年5月1日から4年間の神戸サテライト機械警備について、複数業者の見積合わせを実施しました。

この契約から、競争原理は働いたと考えますが、一方で、警備業法に抵触している悪質業者が存在している実態も耳にしました。

今後、他社から具体的な提案見積書の徴取を含め、保安の確実性、信頼性及び異常時に迅速かつ適切な対応ができる即応体制を整備しているか等仕様内容を精査し、契約不履行時のペナルティ、複数年契約の実施等、慎重に検討を進めて参ります。

・謝金にかかる業務完了報告書の提出方法について

「業務完了報告書」は謝金経費の申請者が、月次単位で報告しているが、業務完了報告書の信頼性（不正防止）を高めるためには、謝金の受取人が業務実施の都度（原則として日次）報告（提出）することが望ましい。

【改善内容】謝金の就業確認については、平成19年12月に不正防止の観点から就業表の様式を変更し、受取人の業務実施報告の都度、日々確認者が確認印を押す方式に変更した。今後とも不正防止のためプロセスの検討を行っていきたい。

○ 監事監査の指摘事項及び取組事例

監事の指摘事項 (指摘、助言・提言)	法人運営の改善に活用 した取組事項	改善に向けた取組事項
<p>【助言・提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・社会調査センター事業関係 ① 教育・社会調査データオガニゼーション(特別研究経費)の構築が未実施、また同予算執行が計画に沿っていないため、事業計画に沿った実施の必要性を提言。 ② さらに、今後の事業の進捗状況を確認する必要性を提言。 ・ 随意契約の適正化の対応状況関係 単独随意契約における契約方法の見直し検討の必要性を提言 	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ データ公開の予定がやや遅れているため、早急に体制を整えて計画に沿った実施を要請した。また、執行計画に沿った業務の実施を要請した。 ・ 単独随意契約における契約方法の見直し検討を要請した

兵庫教育大学教育・社会調査研究センターの臨時監査結果を受けての大学の対応等について

今回の臨時監査においては、本学の内部監査規程第14条第2項による是正改善の措置をとる必要性は認められなかったものの、業務運営に関する助言、提言及び監事の意見があったことから、当該事項について学長から平成19年11月16日付けで教育・社会調査研究センター長に対して以下のとおり速やかな対応を求めた。

I 監査結果に対する対応

1 現時点では外部に対するデータ公開の予定がやや遅れている状態であり、関係者は、早急に体制を整えて計画に沿って公開する努力が必要である。

(対応)

- ①現在までの購入データ8件、調査データ2件の計10件についてはデータアーカイブへの収録が完了していることから、データアーカイブの利用手続きや規則を早急に整え年内に公開すること。
- ②残りの購入データについては、早々に公開データへの変換方法等を調査し、変換可能なものから順次整理し公開すること。
- ③収集が完了している9件の調査データについても、早々にデータアーカイブに収録し来年3月から順次に公開すること。

2 運営費の翌事業年度への繰越がなるべく生じないように、執行計画どおり着実に業務を実施する必要がある。

(対応)

事業計画に沿った調査及び予算執行等を実施するため、進捗状況確認を定期的に行い、予算の年度内執行を実施すること。

3 外部から購入する資料については、購入前にその有用性等を十分検証する必要がある。

(対応)

今後は、事前に専門家による技術審査等を行い、公開データとして使用可能なものを選定の上、外部資料の購入を行うこと。

4 会計処理については概ね適正に処理されているが、一部において押印漏れ等が見受けられるため、正確な関係証憑の整理が必要である。

(対応)

指摘事項を確認し、今後事務処理体制を充実し年度途中での確認をするなど適正な会計処理に努めていくこと。

II 監事の意見に対する対応

監事は、監査室監査の実施状況の調査並びにセンター長等への質問を実施した結果、監査室の監査の結果は相当であり、センターは設置の趣旨・目的に沿った運営が行われていると認められる。

(対応)

監事からは「監査室の監査の結果は相当であり、センターは設置の趣旨・目的に沿った運営が行われていると認められる。」との意見をいただいていることから、今後とも業務運営及び会計処理の適正化に努めるとともに、所期の目的が達成できるよう全力で取り組むこと。

平成19年度 内部監査日程表

監査機関	実施内容	日程																
		19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	4	5	6		
監査室	監査計画の策定		☆															
	業務監査	① 内報統制の評価 (財務課, 施設管理課, 教育支援課, 研究支援課, 入試課)																
		② 個人情報保護法への対応状況 (各学系, 附属図書館, 附属中学校, 財務課)																
		③ 効率化の取組状況(事務局, 各学系)																
	会計監査	① 随感契約の適正化の対応状況(財務課, 施設管理課)																
		② 予算執行状況調査(財務課)																
		④ 外部資金の経理(財務課, 研究支援課)																
	その他の監査室業務	③ 資産の管理状況調査(財務課)																
		その他の監査室業務																
	会計監査人監査の陪席, 監査報告のヒアリング 監事への内部監査報告 監事との連絡調整, 監事の指示に基づく調査など																	
監査報告																		
科研究費 内部監査																		
監査報告書の作成																		

平成19年度内部監査の方針及び実施計画

1. 内部監査の方針

国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程に基づき、本学の業務及び会計の適法性等について、公正かつ客観的に調査及び検証し、助言・提言を行うとともに、監事及び会計監査人と連携し、的確かつ効率的な監査を行うものとする。

2. 監査範囲

平成19年度における業務運営及び会計処理のうち下記4. に定めるもの

3. 監査期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

4. 監査の内容及び対象

(1) 業務監査

①内部統制の評価（継続事項）

前年度監査実施部署以外の部署におけるマニュアル等（年間スケジュール、引継書など）の整備状況を調査し、業務の均一化、ミス発生要因の回避などが図られているかを調査

②個人情報保護法への対応状況（継続事項）

本学が保有する個人情報の管理体制の構築状況の把握と具体的な取組状況を調査

③効率化の取組み状況（新規事項）

事務の効率化の取組状況、超過勤務の実態及び教員の労働時間について調査

(2) 会計監査

①随意契約の適正化の対応状況

随意契約に係る点検・見直し結果について調査

②予算執行状況調査

予算の執行が適切に行われているかを調査

③資産の管理状況調査

固定資産等の管理が適切に行われているかを調査

④外部資金の経理（該当部署）

共同研究、受託研究及び受託事業の取り扱いについて、規定等に沿った取り扱いがなされているかを調査

(3) その他の定期監査

平成19年度科学研究費補助金内部監査（通常監査及び特別監査） 10月実施
実施要領は別に定める

5. 監査の方法

書面監査及び実地監査により行うこととし、概ね次の方法により監査を実施する。

- ①担当部課長からの概況聴取
- ②担当者からの個別聴取
- ③関係書類の抽出検査
- ④現場・現物確認
- ⑤その他会計検査院実地検査講評事項に係る検査

6. 監査報告

監査結果については、監査報告書を作成し学長に提出する。

ただし、監査の結果、緊急を要する場合は口頭により報告するものとする。

是正改善の措置があれば、実施状況を確認し、学長に報告する。

7. その他の事項

この計画書にない事項について、監査室で必要と判断した場合は、監査を実施することがある。

監 査 報 告 書

平成19年11月15日

国立大学法人兵庫教育大学長
梶 田 毅 一 殿

監査室長 佐 藤



監査室は、国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程（以下「規程」という。）第8条第1項第2号の規定に基づき、平成19年度の内部監査（臨時監査）を実施した。この内部監査（臨時監査）は「平成19年度内部監査（臨時監査）計画」に基づき実施した。

監査担当者は、規程及び計画に基づき適正に内部監査を実施するとともに、その監査内容について監査調書を作成した。この報告書は、その監査調書に基づき、現に実施された内部監査を公正・不偏かつ客観的に判断し、作成したものである。

1 監査の概要

(1) 監査担当者

室長	佐藤光	(教授)
室員	松本隆明	(総務課秘書室長)
	村井陽一	(財務課財務分析主幹)
	藤井康博	(教育支援課教務チーム主査)
	広田正美	(研究支援課情報システムチーム主査)
	廣田由津子	(財務課財務企画チーム主任)
	西海彰二	(総務課秘書室課員)

(2) 監査実施日 平成19年11月8日

(3) 監査実施部署 教育・社会調査研究センター

2 監査の結果

(1) 監査実施部署において、規程第14条第2項による是正改善の措置をとる必要があらんと認められるものはない。

(2) 業務運営のための助言、提言は以下のとおりである。

①教育・社会調査データオーガニゼーションの構築について

本センターの目的の一つは、教育・社会調査データの収集、解析・分析を行い、最終的に一般に公開し、世界の人々が活用できるデータオーガニゼーションの構築をめざすものである。しかしながら、現時点では外部に対するデータ公開の予定がやや遅れている状態であり、関係者は、早急に体制を整えて計画に沿って公開する努力が必要である。

②特別教育研究経費の執行について

年度予算の効果的な執行を行うため、運営費の翌事業年度への繰越がなるべく生じないよう、執行計画どおり着実に業務を実施する必要がある。また、外部から購入する資料については、購入前にその有用性等を十分検証する必要がある。

会計処理については概ね適正に処理されているが、一部において押印漏れ等が見受けられるため、正確な関係証憑の整理が必要である。

3 監事の意見

監事は、監査室監査の実施状況の調査並びにセンター長等への質問を実施した結果、監査室の監査の結果は相当であり、センターは設置の趣旨・目的に沿った運営が行われていると認められる。

平成19年度 内部監査(業務監査) 報告書

平成20年3月6日

国立大学法人兵庫教育大学長
梶 田 毅 一 殿

監査室長 佐 藤



監査室は、国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程並びに平成19年度内部監査の方針及び実施計画に基づき、平成19年度の内部監査(業務監査)を実施した。

監査担当者は、厳正に内部監査を実施するとともに、その監査内容について監査調書を作成した。この報告書は、監査調書を要約したものであり、現に実施された内部監査を公正・不偏かつ客観的に判断し作成したものである。

1 監査の概要

(1) 監査担当者

室長	佐藤	光	(教授)
室員	松本	隆明	(総務課秘書室長)
	村井	陽一	(財務課財務分析主幹)
	藤井	康博	(教育支援課教務チーム主査)
	広田	正美	(研究支援課情報システムチーム主査)
	廣田	由津子	(財務課財務企画チーム主任)
	西海	彰二	(総務課秘書室課員)

2 監査実施状況

平成19年度に実施した内部監査(業務監査)は次のとおりである。

- ・ 内部統制の評価(継続事項)
- ・ 個人情報保護法への対応状況(継続事項)
- ・ 効率化の取組状況(新規事項)

3 監査の結果

(1) 監査実施部署において、規程第14条第2項による是正改善の措置をとる必要があると認められる事項は次のとおりである(既に報告済み)。

- 事務局各課事務室において、職員が出勤する前の清掃作業の手順により不特定の者が自由に入室できる時間帯があることが確認されたので、清掃作業のための各課の解・施錠手順を見直す必要がある。

(2) 業務運営の合理化と効率化のための助言、提言を次のとおり報告する。

平成19年度内部監査（会計監査）報告書

平成20年3月10日

国立大学法人兵庫教育大学長

梶田 毅 一 殿

監査室長 佐藤



監査室は、国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程（以下「規程」という。）並びに内部監査の方針及び実施計画に基づき、平成19年度の内部監査（会計監査）を実施した。

監査担当者は、規程及び計画に基づき厳正に内部監査を実施するとともに、その監査内容について監査調書を作成した。この報告書は、その監査調書を要約したものであり、現に実施された内部監査を公正・不偏かつ客観的に判断し作成したものである。

また、本監査は酒井監事との連携で実施した。

1. 監査の概要

(1) 監査担当者

室長 佐藤 光（教授）
室員 松本 隆明（学術情報課長）
" 村井 陽一（財務課財務分析主幹）
" 廣田 由津子（財務課財務企画チーム主任）
" 西海 彰二（総務課秘書室課員）

(2) 監査実施日 平成20年2月22日 9:30～17:00
監査に要した合計日数は、(2/12～3/10)延べ約15日

(3) 監査実施状況

監査項目	監査実施部署
随意契約の適正化の対応状況	総務部財務課契約チーム 総務部施設管理課施設企画チーム
予算施行状況調査	総務部財務課 教育実践コラボレーションセンター
教育・社会調査研究センターに係る 臨時監査指摘事項の改善状況調査	教育・社会調査研究センター

平成19年度内部監査（会計監査）報告書

平成20年3月24日

国立大学法人兵庫教育大学長
梶田 毅 一 殿

監査室長 佐藤



監査室は、国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程（以下「規程」という。）並びに内部監査の方針及び実施計画に基づき、平成19年度の内部監査（会計監査）を実施した。

監査担当者は、規程及び計画に基づき厳正に内部監査を実施するとともに、その監査内容について監査調書を作成した。この報告書は、その監査調書を要約したものであり、現に実施された内部監査を公正・不偏かつ客観的に判断し作成したものである。

1. 監査の概要

(1) 監査担当者

室員 村井 陽一（財務課財務分析主幹）

” 広田 正美（研究支援課情報システムチーム主査）

(2) 監査実施日 平成20年3月24日 10:00～16:00

監査に要した合計日数は、(3/17～3/24)延べ約4日

(3) 監査実施状況

監査項目	監査実施部署
資産の管理状況調査	総務部財務課（財務企画チーム）

2. 監査の結果

(1) 監査実施部署において、規程第14条第2項による是正改善の措置をとる必要があると認められるものはない。

(2) 業務運営の合理化と効率化のための助言、提言を以下のとおり報告する。

【業務運営の合理化と効率化のための助言、提言】

財務課が実施した実査の結果を調査したところ数点の不明資産が確認されていた。その件について対応を確認したところ再度調査しているとのことである。なお、その後も調査を継続し、それでもなお不明の場合は固定資産等管理規定に沿った亡失等の処理を行うとのことであった。

上記以外の固定資産等は適切な管理がなされていた。

不明資産については探索調査を継続し実施されたいこと及びなお不明の場合は規定に沿った適切な処理をされたい旨意見を伝えた。

—以上—

○国立大学法人兵庫教育大学監査室設置要項

平成18年8月18日
学長裁定

(設置)

第1 国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）に、本学における業務及び会計に関する内部監査の企画・実施並びに監事による監査及び会計監査人による監査との連携を図り、もって本学の業務の適正かつ効果的な執行に資することを目的として、学長の下に国立大学法人兵庫教育大学監査室（以下「監査室」という。）を置く。

(業務)

第2 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画立案、連絡調整及び実施に関すること。
- (2) 監事による監査の対応に関すること。
- (3) 会計監査人による監査の対応に関すること。
- (4) 監事及び会計監査人との連絡調整に関すること。
- (5) 外部監査（会計監査人による監査を除く。）の調整に関すること。
- (6) その他学長が必要と認める監査業務に関すること。

(組織)

第3 監査室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長等)

第4 室長及び室員は、学長の指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、監査室の業務を統括する。
- 3 室員は、室長の命を受けて、監査室の業務を処理する。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

○国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程

平成18年8月18日
規程第8号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）における業務及び会計に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(監査の目的)

第2条 監査は、本学の業務及び会計について、公正かつ客観的に調査・検証を行い、その監査結果に基づき助言、提言を行うことにより業務運営の合理化と効率化を図り、会計処理の適正化に資することを目的とする。

(監査の種類)

第3条 監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 業務監査

業務運営が法令及び本学の規程等に基づき適正に行われ、合理化と効率化が図られているか否かについての監査

(2) 会計監査

会計処理が正当な証拠書類等により事実に基づいて処理され、会計帳票等が法令及び諸規程等に従い適正に記録されているか否かについての監査

(監査室)

第4条 監査は、監査室において、室長の統括のもとに室員が実施する。

(監査担当者の権限)

第5条 室長及び室員（以下「監査担当者」という。）は、監査実施部署に対して関係資料の提出、事実の説明、その他必要な事項の報告等を求めることができる。

2 前項の求めに対し、監査実施部署は、積極的に協力をするとともに、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査担当者の遵守義務)

第6条 監査担当者は、事実に基づき公正不偏に監査を実施しなければならない。

2 監査担当者は、職務の遂行上知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

3 監査担当者は、監査実施部署の業務又は会計処理について、直接指揮命令してはならない。

第2章 監査の実施

(監査の方法)

第7条 監査の方法は、書面監査及び実地監査により行うものとする。

(監査の区分)

第8条 監査は、次の各号に掲げる区分により行う。

- (1) 定期監査
- (2) 臨時監査

2 前項第1号の定期監査は、次条の規定により作成した実施計画に基づき実施する。

3 第1項第2号の臨時監査は、学長から命ぜられた特定事項又は室長が必要と認めた事項について、適宜実施する。

(内部監査の方針及び実施計画)

第9条 室長は、毎事業年度内部監査の方針及び実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、学長に提出しなければならない。また、実施計画に重大な変更を加える場合も同様とする。

(監査の通知)

第10条 室長は、監査の実施に当たり、あらかじめ監査実施部署の責任者に文書により通知するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、事前に通知することなく監査を実施することができる。

(他の監査等との調整)

第11条 監査室は、監事及び会計監査人と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(監査調書の作成)

第12条 室員は、監査を実施したときは監査調書を作成し、室長に提出しなければならない。

2 監査調書には、監査実施部署名、監査実施日程、監査項目、実施した監査手続、監査結果と意見、今後における留意事項などを具体的に記載しなければならない。

3 室員は、監査実施部署に対して監査結果の説明及び問題点等の確認のための意見交換を行った上で監査調書を作成しなければならない。

第3章 監査報告と措置

(監査結果の報告)

第13条 室長は、監査終了後遅滞なく監査報告書を作成し、学長に報告するものとする。

(是正改善の措置)

第14条 学長は、監査報告書の内容について、監査実施部署の責任者に通知する。

2 前項の場合において、是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、速やかに監査実施部署の責任者に対して措置を講ずるよう併せて通知するものとする。

3 前項の通知を受けた監査実施部署の責任者は、速やかに当該措置を実施するとともに、室長に書面により報告しなければならない。

4 室長は、当該措置の実施状況を確認し、学長に報告するものとする。

(雑則)

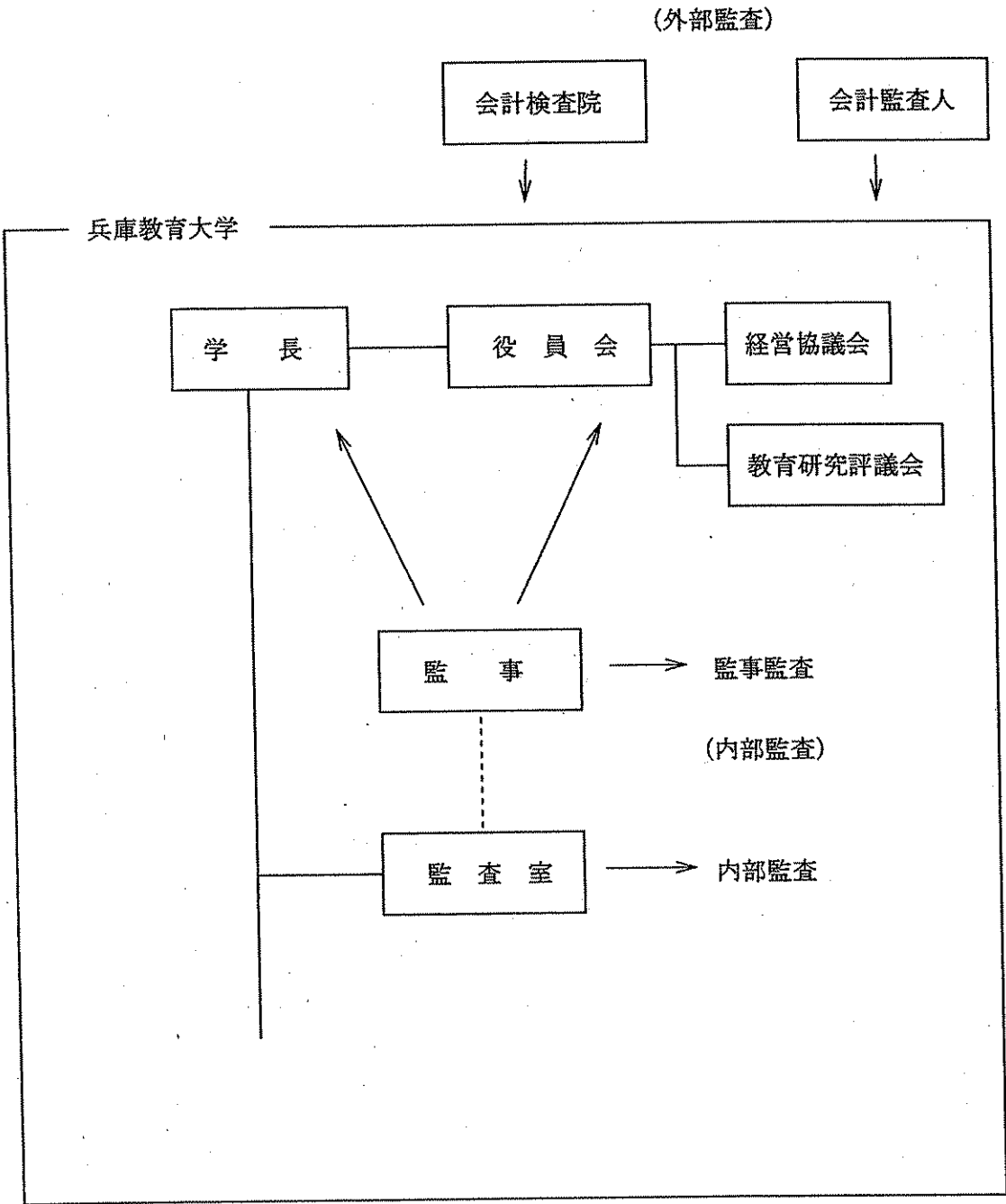
第15条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

平成18年10月1日

国立大学法人兵庫教育大学監査室の位置付け



H19.4.1

国立大学法人兵庫教育大学監査室の構成

(監査室の構成員 H19.4.1)

職	氏名等	担当	任期
室長	佐藤 光 (教授)	総括	H.18.10.1 ~ H20.3.31
室員	松本 隆明 (総務課秘書室長)	業務監査	H.19.4.1 ~ H20.3.31
〃	西海 彰二 (総務課課員)	〃	H.19.4.1 ~ H20.3.31
〃	村井 陽一 (財務課財務分析主幹)	会計監査	H.18.4.1 ~
〃	廣田由津子 (財務課財務企画チーム主任)	〃	H.18.4.1 ~ H20.3.31
〃	藤井 康博 (教育支援課教務チーム主査)	業務監査	H.19.4.1 ~
〃	広田 正美 (研究支援課情報システムチーム主査)	業務監査	H.19.4.1 ~

○内部監査の指摘事項及び取組事例

監査室の指摘事項 (指摘・助言・提言)	法人運営の改善に活用 した取組事項	改善に向けた取組事項
<p>【指摘】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒劇物の管理が不適切 ・事務局各課事務室の早朝における事務室の管理（無人化対策）が不適切 <p>【助言・提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の課にまたがる業務の事務分掌について責任の所在や業務の範囲が不明確であり事務の不合理、不効率を提言 ・内部統制の評価関係 <ul style="list-style-type: none"> 一部に業務マニユアルが未整備等があるため整備する必要性を提言 ・個人情報保護法対応状況関係 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱マニユアルの整備及び個人情報保護に係る意識や法令等の説明会の開催を提言 ・教育・社会調査センター事業関係 <ul style="list-style-type: none"> ①教育・社会調査データオガニゼーションの外部へのデータ公開が予定より遅れているため、体制を整えて公開する努力が必要 ②運営費の予算執行について執行計画どおり実施すること ・資産の管理状況関係 <ul style="list-style-type: none"> 不明資産（少額備品）数点について再調査及び適切な処理を提言 	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守し適切な管理を要請した。 ・無人化状態を避ける対策を要請した。 ・事務分掌の見直しを助言した。 ・業務マニユアルの整備を助言した。 ・個人情報取扱マニユアルの整備及び個人情報保護に係る意識 や法令等の説明会の開催を助言した。 ・データ公開の予定がやや遅れているため、早急に体制を整えて計画に沿った実施を要請した。また、執行計画に沿った業務の実施を要請した。 ・単独随意契約における契約方法の見直し検討を要請した 不明資産（少額備品）数点について再調査及び適切な処理を要請した

兵庫教育大学教育研究評議会（第11回）議事要旨（抜粋）

日 時 平成17年1月12日（水） 9時30分～12時25分
16時20分～16時35分

場 所 事務局中会議室

出席者 別紙のとおり

議 事

—(略)—

(13) その他

学長から、本学の講座、コースの見直しを行うこと、そのために講座構成等検討特別委員会（仮称）を設置すること及び委員会の構成は、副学長（2名）、各部主事とすることについて説明が行われ、各部副主事も加わることとしたうえで了承された。

国立大学法人兵庫教育大学専門職大学院設置準備委員会規程

〔平成17年6月15日〕
規程第11号

(設置)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)における専門職大学院の設置に関する事項を検討するため、国立大学法人兵庫教育大学専門職大学院設置準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長特別補佐(現職教員・同窓会担当)
- (4) 連合学校教育学研究科長
- (5) 各講座から推薦された者 各講座1人
- (6) その他学長が指名した者

- 2 前項第5号及び第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。
- 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長をもって充る。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した副学長がその職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理念・人材養成の在り方に関すること。
- (2) 専攻・コースに関すること。
- (3) 教育課程・学位に関すること。
- (4) 標準修業年限・修了要件に関すること。
- (5) 教員組織等に関すること。
- (6) 入学者選抜に関すること。
- (7) その他専門職大学院の設置に関する関連事項。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会が必要と認めるときは、専門的な事項を調査検討するため、専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部企画課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月15日から施行する。

国立大学法人兵庫教育大学教職大学院設置準備委員会規程

平成17年6月15日
規程第11号

(設置)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）における教職大学院の設置に関する事項を検討するため、国立大学法人兵庫教育大学教職大学院設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長特別補佐（現職教員・同窓会・社会連携担当）
- (4) 連合学校教育学研究科長
- (5) 学校教育学専攻、教科・領域教育学専攻及び教育実践高度化専攻の各コースから推薦された者 各コース1人
- (6) 特別支援教育学専攻及び学校指導職専攻から推薦された者 各専攻1人
- (7) 学長が指名した者

2 前項第5号、第6号及び第7号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長をもって充る。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した副学長がその職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理念・人材養成の在り方に関すること。
- (2) 専攻・コースに関すること。
- (3) 教育課程・学位に関すること。
- (4) 標準修業年限・修了要件に関すること。
- (5) 教員組織等に関すること。
- (6) 入学者選抜に関すること。
- (7) その他教職大学院の設置に関する関連事項

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会が必要と認めるときは、専門的な事項を調査検討するため、専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部企画課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行後第2条第1項の規定に基づき最初に指名された委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、学長が定める。

〔平成19年12月12日〕
学 長 裁 定

兵庫教育大学大学院組織改革検討委員会設置要項

(設置)

第1 第Ⅰ期中期目標・計画の評価結果を踏まえ、第Ⅱ期の中期目標・計画を見据えた兵庫教育大学大学院学校教育研究科修士課程の教育研究組織の在り方について、学長からの諮問に応じ検討するため、兵庫教育大学大学院組織改革検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)副学長
- (2)理事(社会連携・広報)
- (3)事務局長
- (4)連合学校教育学研究科長
- (5)学系長
- (6)専攻長及びコース長
- (7)学校教育研究センター長
- (8)実技教育研究指導センター長
- (9)発達心理臨床研究センター長
- (10)情報処理センター長

(委員長)

- 第3 委員会に委員長を置き、第2の第1号に規定する副学長のうち学長が指名した者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討期間)

第5 委員会における大学院教育研究組織の検討は、平成20年11月末までとする。

(ワーキンググループ)

- 第6 大学院教育研究組織の専門的、具体的内容を検討させるため、ワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7 委員会に関する事務は、総務部企画課が処理する。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年12月12日から施行する。

教育研究評議会（第10回）議事要旨（抜粋）

日 時 平成17年12月14日（水） 9時30分～11時03分
場 所 事務局中会議室
出席者 別紙のとおり
議 事

---(略)---

1 審議事項

(1) 教職大学院の設置準備について

学長，勝野副学長，川本副学長から，配付資料2-1,-2,-3,-4,-5,-6に基づき，教職大学院の設置準備状況について説明が行われ，原案のとおり了承された。

引き続き，学長から，既設の大学院について生活・健康系教育講座に情報教育分野を設置することに関するワーキンググループ（責任者 小川 武範教授）及び学部・修士6年一貫制についての検討ワーキンググループ（責任者 佐藤 光教授）を立ち上げることについて説明が行われた。

---(略)---

連合研究科将来構想検討委員会要項

平成18年9月6日
研究科教授会決定

(目的)

第1条 大学院教育振興施策要綱（平成18年3月30日文科科学省策定）に対応する連合研究科の将来構想を検討するため、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科教授会規則第10条の規定に基づき、連合研究科将来構想検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 上越教育大学、兵庫教育大学及び鳴門教育大学から推薦された理事又は副学長 各1人
- (3) 岡山大学教育学部長
- (4) 研究主幹
- (5) 副研究科長
- (6) その他研究科長が必要と認めた者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(任務)

第4条 委員会は、次の任務に当たるものとする。

- (1) 大学院教育振興施策要綱に対応する、連合大学院の独自性を持った将来的な充実・強化を図るための具体的な方針を検討する。
- (2) 委員会は設置後1年以内を目処に具体的な方針を策定し、教授会の議を経て、研究科構成国立大学法人間連絡調整委員会あてに具申するものとする。

(議事)

第5条 委員会は、原則として構成員の3分の2以上の出席により開催するものとする。ただし、構成員が欠席する場合は、当該構成員が指名する者が代理出席できるものとする。

(構成員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、兵庫教育大学教育研究支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年9月6日から施行する。
- 2 この要項は、研究科構成国立大学法人間連絡調整委員会に具申した日に廃止する。

兵庫教育大学教員組織構想

1. 【学系】は教育分野の諸学問の場・大学の管理運営上の基本単位として、【コース】は教育課程に応じて設置。
教員全員がどこかの【学系】に属し、そこから【コース】や【センター】に出向する。
2. 人事や研究費等の予算は基本的に【学系】に付けるが、教育に必要な人事・予算は【コース】でも考える。
3. 【学系】の中に細かな研究分野別のグループ（従来の講座的なもの）を置いてもよいが、これを人事や予算の単位にはしない。
4. 【学系】は次の5つ。
主な研究領域の例示は< >で示す。

【基礎教育学系】

<教育哲学・教育史・教育社会学・教授学習心理学・道德教育・教育方法学・教育工学・発達心理学・教育評価・幼年教育学・学校経営・教育行財政・比較教育学・社会心理学・人権教育・社会教育・・・>

【臨床・健康教育学系】

<学校病理学・臨床心理学・障害児教育学・障害児発達学・発達障害臨床心理学・医学（精神医学・内科学・保健医学）・薬学・公衆衛生学・健康教育学・・・>

【社会・言語教育学系】

<哲学・思想史・国語学・国文学・漢文学・国語教育学・英語学・英米文学・英語教育学・日本語教育学・地理学・歴史学・法学・政治学・経済学・社会学・社会科教育学・・・>

【自然・生活教育学系】

<代数学・幾何学・解析学・応用数学・数学教育学・物理学・化学・生物学・地学・理科教育学・農学・情報科学・電気・機械・技術科教育学・食物学・被服学・家庭経営学・住居学・家庭科教育学・生活科教育学・・・>

【体育・芸術教育学系】

<声楽・器楽・作曲指揮法・音楽学・音楽科教育学・絵画・彫塑・デザイン・工芸・美術理論・美術史・美術科教育学・体育学・運動学・保健体育科教育学・・・>

兵庫教育大学における教職大学院設置構想（抜粋）

平成17年11月16日

目 次

<p>I 学校教育研究科（修士課程）における現状と課題について</p> <p>（1）近年の大学改革について</p> <p>（2）本学におけるこれまでの改革について</p> <p>（3）現在の課題への取組について</p> <p>（4）教職大学院設置への取組について</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>4</p>
<p>II 本学における教職大学院の設置構想について</p> <p>（1）設置の趣旨及び必要性</p> <p>（2）設置構想の概要</p> <p> 1）コースの設置理由</p> <p> 2）各コースの概要</p> <p>（3）教育課程の編成と特色</p> <p> 1）教育課程の全体構成</p> <p> 2）教育課程編成上の基本方針</p> <p> 3）共通科目・選択科目・実習科目の基本的な考え方</p> <p> 4）共通科目の内容</p> <p> 5）学校指導職コースの教育課程の特色と内容</p> <p> 6）授業実践リーダーコースの教育課程の特色と内容</p> <p> 7）心の教育実践コースの教育課程の特色と内容</p> <p> 8）小学校教員養成特別コースの教育課程の特色と内容</p> <p>（4）入学者選抜の方法</p> <p> 1）出願資格</p> <p> 2）選抜方法</p> <p> 3）教育委員会等との連携による選考</p> <p> 4）想定される主たる入学者</p> <p>（5）運営体制</p> <p> 1）専攻に置く組織</p> <p> 2）各コースに置く組織</p> <p> 3）修了生ネットワークの活用</p> <p>（6）学校、教育委員会等との連携</p> <p> 1）教師教育プログラム連携推進委員会</p> <p> 2）協働授業開発会議</p> <p> 3）人材・フィールド調査チーム</p> <p> 4）カリキュラム・授業開発チーム</p> <p>（7）教員の資質向上の方策</p> <p> 1）授業評価による職能向上</p> <p> 2）学校、教育委員会との連携事業を通じた職能向上</p> <p> 3）情報教育の講習会の実施</p>	<p>5</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>11</p> <p>12</p> <p>15</p> <p>17</p> <p>19</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>25</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>26</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>27</p> <p>27</p> <p>27</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>28</p> <p>28</p>

(8) 自己点検・評価、外部評価	28
1) 自己点検・評価	28
2) 外部評価	28
3) 修了生の追跡調査	29

【別紙資料】

○「大学と教育現場の協働的教師教育プログラム 兵庫教育大学リエゾンオフィス 構成図」	30
---	----

Ⅲ 教職大学院設置時及びその後の将来計画について 31

(1) 既設修士課程との関係	31
(2) 学部、博士課程との関係	31

【別紙資料】

○兵庫教育大学教育研究組織概念図	32
------------------	----

【参 考】

○教職大学院の設置構想概要 (案)	33
○兵庫教育大学教職大学院の教育課程の概要 (案)	34
○兵庫教育大学教職大学院の講義等の内容 (案)	41

教職大学院の設置構想概要

教職大学院における人材養成目的
 学校現場において、実践力、応用力などの高度の専門性を身に付けた指導的教員及び学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成

専攻名 高度教育実践専攻

コース名	入学定員	対象とする分野	受入対象者	教育課程	連携学校等	夜間コース	備考 (移行対象コース)
学校指導職コース	(人) 20	学校経営専門職分野 教育行政専門職分野	現職教員 (学校等指導者層)	(1) 共通科目 ①理論と事例研究等の実践的なものを統合した科目とする ②現職教員用とストリート学生用の授業科目を開設する ③文科省が告示で示す5領域の外、情報教育等を加えた6領域とする ④グループ分け等により少人数教育とする (2) 選択科目 ①各コース毎の対象とする内容に沿った科目群とする ②共通科目と異なる特色を出すため、各コースに実践開発研究の分野を設定する ③学校等における実習との関係を重視した内容とする (3) 学校等における実習 ①選択科目との連携のとれた実習を設定する ②現職教員には、各コース毎に教職経験をもって実習と見なす制度を導入する	①現職教員の所属学校 ②県教育委員会 ③市町村教育委員会 ④社会教育機関 ⑤民間企業、NPO	開設しない	・スクーラーリーダーコース
授業実践リーダーコース	30	授業実践指導者養成分野 授業実践開発研究分野	現職教員 (指導者層教員) (中堅教員) ストリート学生		①附属学校 ②公立学校 ③現職教員の所属学校 ④教育研修所	開設 (現職教員のみ受入)	・教育内容・方法開発コース ・総合学習系コース
心の教育実践コース	20	道徳教育分野 学級経営分野 進路指導分野 生徒指導・教育相談分野	現職教員 ストリート学生		①附属学校 ②公立学校 ③現職教員の所属学校 ④社会教育機関 ⑤適応指導教室	開設 (現職教員のみ受入)	・生徒指導実践コース ・スクーラーリーダーコース (学級経営分野)
小学校教員養成特別コース	30	小学校全教科・領域を対象とする	ストリート学生 社会人経験者		①附属学校 ②公立学校	開設しない	長期在学制度を適用した3年制のコース
入学定員合計	100						

【参考】
 既設大学院専攻における人材養成目的
 学校教育に関する理論と実践についての研究能力及び実践の場における教育の推進者となる教員の養成

19.12.20

大学院修士課程組織の改革検討スケジュール

月日	教育研究評議会	大学院組織改革検討委員会（親）	大学院組織改革検討WG
平成19年12月12日	「大学院組織改革検討委員会」を設置し大学院の組織改革について検討することが了承。		
12月20日		第1回検討委員会開催 （今後の検討の進め方、WGの設置を検討）	
平成20年1月			第1回WG開催 検討開始
3月		第2回検討委員会開催 （WGでの検討状況を報告願ひ、その内容等について協議）	以降、定期的にWGを開催し、大学院修士課程の組織について検討
6月		第3回検討委員会開催 （WGでの検討状況を報告願ひ、その内容等について協議）	
9月		第4回検討委員会開催 （WGで作成された組織改革案の中間まとめについて協議） （大学構成員に対して中間まとめの説明を行い、意見聴取する。）	8月末までに中間まとめを作成する。
11月		第5回検討委員会開催 （WGでまとめられた組織改革案について協議し、委員会まとめを作成する。）	10月末までにWGにおける組織改革案をまとめる。
12月	検討委員会でまとめられた大学院組織改革案について審議		
平成21年1月	大学院組織改革について審議・決定 （大学構成員に説明）		

○平成21年2月以降、教育研究組織、教育課程改革等準備

○平成22年4月から新教育組織、新教育課程の実施

教員養成における6年一貫教育課程検討WG報告書（抜粋）

平成19年4月4日

《添付資料》

- 資料1 6年一貫教員養成特別コース（案）
- 資料2 教員養成における6年一貫教育課程検討WG開催状況
- 資料3 教員養成における6年一貫教育課程検討WG名簿
- 資料4 教員養成における6年一貫教育課程検討サブWG〔カリキュラム〕名簿

兵庫教育大学

6年一貫教員養成特別コース（案）

1. 本コース設置の背景

教員を取り巻く社会状況や学校教育が抱える課題の複雑・多様化に伴い、教員には、これまで以上に高度な専門性と豊かな人間性、社会性等が求められている。このような背景の下に教員養成においては教員として身に付けるべきより多くのものが求められるようになり、より確かな指導能力を育成するため、大学院修士課程まで含めた養成教育の必要性が高まりつつある。

本学では平成20年度の教職大学院の設置に伴い、教職大学院における教員養成がスタートする予定である。教職大学院においては『学部段階で教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成』を目的として実践的指導力の育成に特化した教育が行われる。これに対して既設の修士課程においては、教員養成及び教員の資質能力の向上に資する教育研究を行う研究科として、教員が優れた指導力を発揮する上で必要となる知識・技能や、教員が広い視野を持ち複雑な現状を的確に分析し理解する上で必要となる理論等の研究や指導を行うことを目的としている。こうした教職大学院とは違った既設修士課程の教育研究の特色を生かし、高度の専門的知識・技能を背景に優れた指導力を有する高度専門職業人としての教員を養成することは、本学における教員養成の一層の充実を図るための有力な方策であると考えられる。

既設修士課程における先進的な教員養成を最も効果的に実施するためには、本学学部における優れた教員養成カリキュラムと連携し、学部と大学院を通した6年一貫の教員養成カリキュラムを設定することが有効である。学部と大学院の教育課程を分離したのではなく、6年の養成課程を一体のものとすることにより、幅広く、かつ高度の専門的知識・技能を持った優れた指導力を有する教員の養成が可能となる。

2. 本コースで養成しようとする人材

○ 自己研修力・成長力を持った教員

教員には常に研究と修養に努め、専門性の向上を図り、そのキャリアを通じて成長していくことが求められる。特に今日、教員を取り巻く社会状況が急速に変化し、学校教育が抱える課題も複雑・多様化する中で、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身につけ、豊かな人間的素養を養っていくことが重要になっている。本コースでは、実習やインターンシップの実践を通して成長することの意味と方法を学ぶための授業科目等を設定することにより、教員養成の段階から自律的な『学びの精神』を身につけ、将来にわたって時代の変化に対応できる自己研修力・成長力を持った教員を養成する。

○ 高度な専門的知識・技能に支えられた優れた教科指導力を持った教員

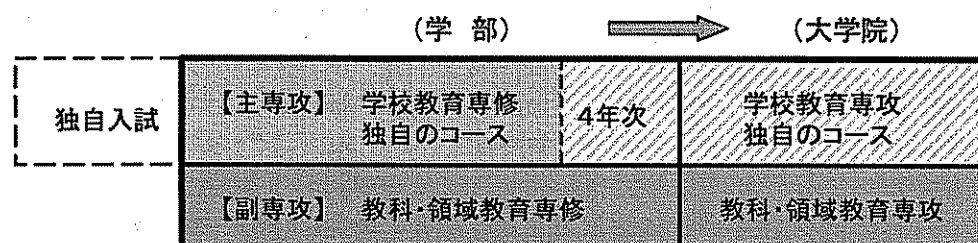
学校現場において教職としての高度の専門性を発揮するためには、その背景としての十分な学問的知識・能力等を伴うことが重要である。既設の修士課程においては、学校教育の理論と実践に関する幅広い教育研究を行っており、このような教育研究によって得られる高度な学問的知見に支えられた優れた教科指導力を持った教員を養成する。

3. 本コースの概要

確かな授業力は学級運営・学校運営の基本に通ずるものであり、このような授業力はその背景としての十分な学問的知識・能力等を伴わなければならない。大学院修士課程では、学部段階において養われた教員としての基礎的・基本的な資質能力の上に、高度な専門的知識・技能に支えられた確かな授業実践力を確実に身に付けさせることを目指す。そのために学部、大学院の6年間を通じて一貫した教育課程を編成することにより、①主として授業実践力及び授業研究力を総合的・全般的に育成するための学校教育に関する専門分野と、②授業力を支える高度な専門的知識・技能を修得するための教科・

領域に関する専門分野の二つの専門領域の履修を可能とする。(二専攻制,ダブルメジャー) 特に二専攻制教育課程では学校教育専修・専攻と教科・領域教育専修・専攻の教育研究における協働を促進するために,これら二つの専門領域を統合する授業科目を置く。これにより,教科・領域に関する専門性に裏付けられた授業実践・授業研究に関する理論と実践を深め,本コースの目的とする人材養成に応えるものとする。

○ 二専攻制コースの概念図



【学 部】 主専攻: 学校教育専修内の独自のコース

副専攻: 教科・領域教育専修内の既存のコース

【大学院】 主専攻: 学校教育専攻内の独自のコース

副専攻: 教科・領域教育専攻内の既存のコース

- ・ 主専攻の教育課程は独自に編成し,4年次から大学院の授業科目の履修を可とする。
- ・ 大学院では主専攻の独自の教員組織が必要。

○ 二専攻制教育課程

主専攻 … 第1専門領域 A (学校教育専修・専攻)

授業実践・授業研究を中心とする学校教育に関する理論と実践

主専攻コース専門科目(学部 18/26 単位以上, 大学院 8/12 単位以上)

修士論文

副専攻 … 第2専門領域 B (教科・領域教育専修・専攻)

特定の教科・領域に関する知識・技能の修得

副専攻コース専門科目(学部 8/26 単位以上, 大学院 4/12 単位以上)

課題研究レポート

なお,中学校1種免許状を取得するためには,卒業要件単位数(136単位)に加えて18単位以上,高校1種免許状で22単位以上履修する必要がある。これらの単位は6年間を通して修得できるようにする。

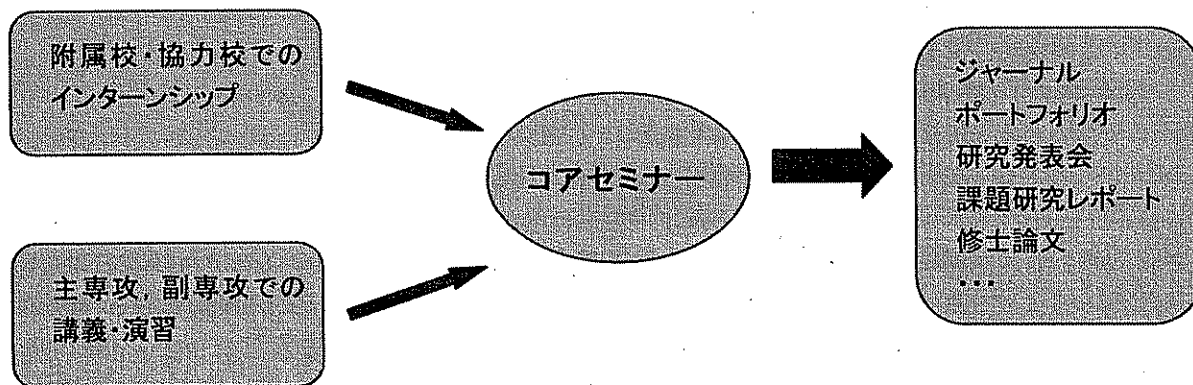
○ 本コースの特色

- ・ 学部・大学院を通した6年一貫の教育により二つの専門領域を学ぶことができ,教員としての高度な専門性と実践力を身に付けることができる。
- ・ 学部・大学院におけるインターンシップでは,大学教員の指導のもとに附属校または協力校において実地に教員としての教育経験をつむことができ,実践的指導力を磨くことができる。
- ・ 学部2年次から大学院までの5年間の継続したセミナー指導により,生きた学問的営みを体得し,学びの実践を通して教師に必要な『学びの精神』を育み,自己研修力・成長力を養うことができる。
- ・ 学部4年次に大学院の授業を受講することができ,長いスパンでの計画的な学習や実践研究ができる。

- ・大学院においても中・高等学校教員免許状に必要な学部の授業科目を履修することができ、余裕を持って中・高一種及び専修免許状が取得できる。
- ・学部・大学院を通した指導教員による一貫した研究指導・進路相談が受けられる。

○ 特色ある授業科目等

- ・学部4年次から修士課程にわたってのインターンシップの導入
インターンシップⅠ(学部4年)においては指導教員の指導のもとに附属校または協力校において授業や学級経営等の補助を行いながら、実際の教育の場で子どもを指導し、支援していくことのできる力量を涵養する。
インターンシップⅡ(修士課程)では、附属校または協力校において副担任の資格で授業や学級経営等に参加し、小学校教員に求められる幅広い諸課題に対応できる能力を養う。
- ・修士論文
インターンシップを行う学校の抱える課題等からテーマを取り上げ、研究成果を当該校へ還元するとともに修士論文として結実させる。
- ・実践研究方法論に関する授業科目
インターン等の現場経験に裏打ちされた実践研究を行うための研究方法論を身につけるための授業科目を設定する。
- ・自己研修力・成長力を養うための「コアセミナー」
実習やインターンシップの実践を振り返り、教育的体験の知識化を促すとともに、プレゼンテーション等を行うことを通して更なる課題発見と自己省察を可能とするセミナーを「コアセミナー」として設定する。また、このセミナーは教科に関する副専攻での学びと授業研究・授業実践に関する主専攻での学びを統合するものであり、高度な専門的知識・技能に支えられた優れた教科指導力を持った教員を育成するためのコアとなる授業科目である。



○ 指導体制

- ・専任および兼任教員には A, B それぞれの専門領域をカバーする人材を配置する。
- ・修士論文の研究指導は主専攻の専任教員が主任指導教員となって行う。副専攻の指導教員は兼任教員として専任教員と共に研究指導に当たる。
- ・主専攻及び副専攻に関する研究指導は学部と連続して行い、卒業論文は課題研究レポートをもって代える。
- ・学部3年次末に進級試験を行い、不合格者には学部4年で卒業できるようにコアセミナーⅠを卒業研究に切り替えて指導する。

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）

「学校教育実践高度化専攻」
設置構想（抜粋）

兵庫教育大学
上越教育大学
岡山大学
鳴門教育大学

平成20年 2月

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士課程）

「学校教育実践高度化専攻」設置構想（案）

学校教育実践高度化専攻 先端課題実践開発連合講座

（1）設置の趣旨・目的

本連合学校教育学研究科は、兵庫教育大学、上越教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学の4大学が連合して後期3年だけの博士課程として平成8年に設置され、今日まで教員養成の改善・充実に資することにより学校教育の質的改善・改革に貢献すべく、学校教育実践学と教科教育実践学の構築と教員の養成教育を担う指導者の育成に取り組んできた。

本研究科が歩みを進めてきた10年の間に、学校教育を取り巻く状況はこれまで以上に大きく変化している。近年の国際社会のグローバル化の進展や科学技術の高度な発展は、我が国の産業や社会に急激且つ構造的な変化を生じさせている。それに伴って、学校教育においても、これまで取り組んできた様々な諸課題に加えて、新たな諸課題を生じさせている。これらの諸課題は、新たに出現した課題であると同時に様々な諸課題が複合した複雑高度な課題であることを特質としている。国においてもこれまでにない大規模な教育改革を展開しており、多様化・複雑化しつつある教育課題に取り組むことのできる教員の指導力の育成のために、平成20年度より教職大学院（教職学位課程）が創設され、教員の養成教育の抜本的な改編が行われつつある。

また、創設以来、本研究科への入学を志望する者の人数は年々増加の一途をたどり、今日では定員の3倍に及んでいる。さらに、学校現場の教員の入学を配慮して本研究科が特色として設定したフレックスタイム・カリキュラム制度を利用する者の数も入学者中約70%に及ぶ状況となっている。

そのような状況において、本研究科も教員養成大学として求められる学校教育の質的改善・改革への対応のため、これまで以下の4つの機能・役割を担ってきた。

- (1) 総合的・学際的視点から学校における教育諸活動及び教科の教育活動に関する実践的研究を通して、今日の教育課題の解決に資する、実践に根ざした学校教育学の一層の推進とその方法の確立を図る。
- (2) 上記の研究を通して得られた成果を基に、実践的能力を養う教育プログラムを確立し、教員養成大学等に供給する。
- (3) 学校教育現場の実践的な経験を持ち、実践に根ざした学校教育学を教育研究できる人材を育成し、教員養成大学等に供給する。
- (4) 実践的研究に裏付けられた研究能力を持って指導的役割を果たす専門的職業人を育成し、都道府県教育委員会の教育センター等の各段階における現職研修の充実に指導的役割を果たす人材を供給する。

これら4点、特に(1)の課題を一層充実させ、実効性あるものとするために、学校教育実践学と教科教育実践学を総合し、横断的研究とその成果を教育実践に活かすという実践的課題に取り

組む新たな専攻を設置して、学力向上問題、規範意識の低下問題、コミュニケーション能力の育成、学校諸段階間の連携、キャリア教育、食育など、新たに出現している複合的な先端課題に対応することが必要となっている。

(2) 学校教育実践高度化専攻・先端課題実践開発連合講座の概要

学校教育実践高度化専攻・先端課題実践開発連合講座では、学校教育に関する学術研究の成果と学校現場における質の高い教育実践に裏付けられた実践知とを融合することによって、学校における先端的な諸課題の解決に向けた取組を高度な科学的な基盤の上で展開する実践的プログラムの開発研究を行う実践家および研究者を養成する。

この場合、先端的な諸課題とは、いじめ、不登校、学級崩壊、校内暴力といった生徒指導上の諸課題とそれらに対応する豊かな心の育成(幼児の道徳性の芽生えの育成を含む)、幼保一元化および幼小連携教育、総合的な学習、教師の授業実践力の開発、児童生徒の学力向上課題、新時代の義務教育制度、伝統・文化に根ざした教育の開発など今日の学校教育現場が取り組んでいる、あるいは今後取り組むことになる主要な先端的諸課題を指す。

教育研究分野

教育学(教育史)	幼児教育
教育心理学	幼児心理
発達心理学	保育内容の研究
社会心理学	特別支援教育
学校経営	キャリア教育
教育社会学	国際理解教育
教育方法学	教科教育学
道徳教育	教科内容学

(3) 教育課程の編成と特色

教育科学、教科教育学及び教科専門科学の各専門分野の枠にとらわれない各専門領域を有機的に統合化した授業科目(総合共通科目・専門科目・課題研究)を次のとおり開設する。

①総合共通科目

学校教育学に関する幅広い学識と高度の専門性を修得させることを目的とし、本研究科を構成する4大学の教員が共同で開設し、夏期と春期にそれぞれ2泊3日合宿方式により実施する。

この総合共通科目は、教育実践学の構築に関わる教育研究の遂行にあたって、教育課題を的確に把握し、課題解決の方略を提示することのできる総合的な資質・能力の育成を主要な目的とする。具体的には、多様な調査方法や統計に関する知見を広め、教育実践的課題の探求につながる内容学・方法学の考察を行うとともに、実践研究課題を学生同士が共有し、共同的な研究活動を総括し、社会的・国際的な情報発信につながる総合的な検討・交流の機会を提供する。

②専門科目

先端課題実践開発を課題とする本講座の目的を達成するために、専門科目に総合「先端教育課題総合研究」を設定する。ここでは、現代社会に生じる複数の主たる先端教育諸課題を取り上げ、学際的視点から先行研究の課題検討の上に、それらの課題の構造的諸要因を究明し、対応のための実践プログラム開発の諸条件を探る。それを踏まえて、各専門科目においては、個別の先端課題の分析と課題克服の諸条件を検討の上、具体的な解決のための実践プログラムを開発すると共に、その効果の検証方法を明らかにする。

③課題研究

博士論文への発展を期待する上で必要不可欠な演習として、学生の研究課題に即して開設する。

この課題研究は、主指導教員と副指導教員により第1年次から第3年次前期までの5学期間を通して開設する。

(4) 修了要件

標準修業年限の3年以上(優れた研究業績をあげた者にあつては修士課程を含めて3年以上)在学し、総合共通科目4単位、専門科目8単位以上及び課題研究10単位の合計22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び試験に合格することが必要となる。

なお、学位論文を提出するに当たっては、本研究科が実施する博士候補認定試験に合格していることが必要となっている。修了した者には兵庫教育大学から博士の学位が授与されるが、授与に当たっては、専攻分野の名称としては、「教育実践学」と付記する。

(5) 履修方法

【総合共通科目】

総合共通科目の「教育実践基礎研究Ⅰ」(2単位)、「教育実践基礎研究Ⅱ」(2単位)をそれぞれ必修科目として計4単位修得する。

【専門科目】

専門科目計4科目8単位を修得する。

本専攻・連合講座が開設する専門科目のうちから2科目4単位以上を選択する。本専攻以外の専攻の連合講座が開設する授業科目のうちから1科目2単位以上を選択する。

【課題研究】

課題研究5科目計10単位を修得する。

研究活動推進のための事務体制の構築(研究支援課の設置)

国立大学法人兵庫教育大学事務組織規程(抜粋)

(研究支援課の所掌事務)

第12条 研究支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 研究支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学内の研究活動の連絡調整に関すること。
- (3) 科学研究費補助金の交付申請並びに学術奨励及び研究助成等に係る申請等に関すること。
- (4) 内地研究員、受託研究員その他の研究員に関すること。
- (5) 研究報告に関すること。
- (6) 受託研究、民間等との共同研究その他プロジェクト研究等に関すること。
- (7) 知的財産に関すること。
- (8) 国際交流に関すること(研究者に係るものに限る。)
- (9) 外国人研究員に関すること。
- (10) 学術団体等との連絡に関すること(他の課の所掌に係るものを除く。)
- (11) 情報化推進に関し、連絡調整すること。
- (12) 学校教育研究センター、実技教育研究指導センター、発達心理臨床研究センター、教育・社会調査研究センター及び情報処理センターの連絡調整に関すること。
- (13) 附属学校に関すること(他の課の所掌に係るものを除く。)
- (14) 附属学校の教育研究等の連絡調整に関すること。
- (15) 課の所掌事務に係る調査統計に関すること。
- (16) その他研究支援に関すること。

大学の研究目標の達成状況に関する評価指針

〔平成17年10月12日〕
教育研究評議会決定

1. 評価の目的

「研究水準及び研究の成果等に関する目標の達成を促進するために、研究活動の状況や問題点を把握するとともに、その改善に向けた方策を提示することを目的とする」と掲げている中期目標を達成するために、教員各自が自己の活動状況を客観的に見直し、意欲を高め、大学全体としての研究活動の活性化と質の向上を図ることを目的とする。

2. 評価の観点

学校教育実践に資する研究及び大学運営に関する研究の実績と成果

生涯学習社会への還元性の高い研究の実績と成果

教養教育充実に資する研究

及び、これらに関する大学全体で行うプロジェクト研究への貢献度

具体的な視点：研究の独創性と分野・目的に応じた萌芽的な意義（企画と成果）

教育現場・社会・経済への貢献・影響

学内・学外での連携の状況

教育の達成状況と支援状況

3. 評価の項目

(1) 研究の目的の明確化

研究テーマの例

学校教育実践に関わる研究

今日の学校教育が直面している課題に応える研究

教師の力量形成・向上につながるような研究

地域社会に還元できる研究

(2) 研究の方法

学校関係者との共同研究がなされているかどうか

事例、実態を踏まえた研究がなされているかどうか

(3) 研究の成果

学校教育実践への貢献・生涯学習社会への還元がどの程度達成されたか

著書・論文・啓発書・研究成果報告書などの数

(4) 研究活動活性化のための取組み

研究費の配分状況

施設・設備の整備状況

シンポジウム・研究会などの開催状況

研究時間の確保の状況

4. 評価の対象

(1) プロジェクト研究

連合学校教育学研究科 学校教育研究センター 実技教育研究指導センター

発達心理臨床研究センター 教育・社会調査研究センター 情報処理センター

附属学校園 各部（講座）

(2) 個人研究

大学全体として集約する。個人単位で集約するものではない。

5. 評価の組織体制

評価委員会に専門的な事項を調査検討するために別の組織を置き、委員は原則として学問分野の領域ごとに選任する。

6. 評価の実施手順

(1) 必要な情報の収集

研究成果があるものは、著書・論文・啓発書・研究成果報告書などの現物を収集

研究活動活性化のための取り組みについては、アンケート調査により収集

(2) 情報の集約

大学全体で集約することを基本とし、必要に応じて組織ごとに集約

(3) 評価の実施

内部評価（新規の評価体制）、外部評価、第三者評価

(4) 評価結果の公表

成果と課題をまとめる

平成19年度教育研究基盤経費における重点配分基準（抜粋）

配分比率及び予算額

事 項	配分比率 (%)	予算額 (千円)
1. 研究支援費	60	
個人研究支援費	(100)	
2. 教育支援費	30	
(1) 授業担当支援費	(40)	
(2) 大学院神戸サテライト勤務支援費	(40)	
(3) 教育業績費	(20)	
① 教員採用試験実績	(70)	
② 正規外指導実績	(30)	
3. 社会貢献支援費	10	
個人社会貢献支援費	(100)	
計	100	

(注1) 採用以前の業績については、平均ポイントとする。

(注2) 育児休業等による休業期間の業績については、平均ポイントとする。

(注3) 年度途中に採用された教員の配分額は、月割りとする。

1. 研究支援費

① 著書

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 単著	1件につき	10ポイント
イ. 共著	1件につき	4ポイント
ウ. 編	1件につき	4ポイント

② 学術論文

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 全国規模の学術誌、国際誌	1件につき	10ポイント
イ. 教育実践学論集	1件につき	10ポイント
ウ. 上記以外のレフリー付き学会誌・研究誌等	1件につき	4ポイント
エ. 大学紀要、学校教育研究センター紀要	1件につき	2ポイント
オ. 研究紀要、商業誌、その他学会誌等	1件につき	1ポイント

③ プロシーディング及び学会発表

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 国際学会等	1件につき	10ポイント
イ. 全国規模の学会等	1件につき	4ポイント
ウ. その他の学会等	1件につき	1ポイント

④ 実技（設計・制作、演奏、競技等）

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 全国規模の発表	1件につき	10ポイント
イ. 上記以外のレフリー付き発表	1件につき	4ポイント
ウ. その他の発表	1件につき	1ポイント

⑤ 翻訳、訳注

- 平成16～18年度における実績を対象とする。

ア. 翻訳、訳注	1件につき	2ポイント
----------	-------	-------

⑥ 辞典、事典、ハンドブック等

- 平成16～18年度における編集、執筆等の実績を対象とする。

ア. 辞典	1件につき	4ポイント
イ. 事典、ハンドブック等	1件につき	1ポイント

⑦ 外部研究資金等（特別教育研究経費、大学改革推進等補助金、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託事業、寄附金等）

- 平成19年度に予算措置される特別教育研究経費（運営費交付金対象事業）を対象とする。

ア. 特別教育研究経費を獲得した場合（中心的事業代表者）	1件につき	10ポイント
イ. 特別教育研究経費を獲得した場合（事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成18年度に入金された外部研究資金（特別教育研究経費以外）を対象とする。

ウ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業代表者）	1件につき	10ポイント
エ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成18年度に受給する予定の外部研究資金（特別教育研究経費以外）が不採択となった場合を対象とする。

オ. 外部研究資金を申請したが不採択の場合（研究代表者）	1件につき	2ポイント
------------------------------	-------	-------

（注1）上記①～⑥については、連合大学院「教員資格審査判定に係る各連合講座の基準」によることとし、表記のないものは連合講座代表者の判断によるものとする。

（注2）上記②～⑥については、申請者がファーストオーサーの場合は基準ポイントとし、他者との共同による場合は基準ポイントの4分の1とする。

（注3）プロシーディングと発表がセットになっている学会等においては、双方を合わせて1件とカウントするものとする。

学校教育研究センター プロジェクト研究一覧

【平成16年度】

●学校問題解決研究部門

「学校における児童生徒の学習効果を上げるための総合的研究」

●情報メディア教育研究部門

「問題解決に要求される『確かな学力』を育成するための情報通信技術の応用と教師の情報活用の力量形成に関する研究」

●実地教育支援研究部門

「子どもの自然体験活動において学校教員に求められる指導資質能力に関する研究」

【平成17年度】

●学校問題解決研究部門

「学校におけるコミュニケーション能力の向上に関する総合的研究」

●情報メディア教育研究部門

「『大学－学校－地域の新しい連携方法』と情報通信技術（ICT）の応用」

●実地教育支援研究部門

「実地教育カリキュラム及び指導法改革に関する研究

－実践的指導力形成をめざす実地教育目標・内容の明確化・体系化－

【平成18年度】

●学校問題解決研究部門

「学校におけるコミュニケーション能力の向上に関する総合的研究」

●情報メディア教育研究部門

「『大学－学校－地域の新しい連携方法』と情報通信技術（ICT）の応用」

●実地教育支援研究部門

「実地教育カリキュラム及び指導法改革に関する研究（2）

－実習評価規準の作成とその妥当性の検証－

【平成19年度】

●学校問題解決研究部門

「学校におけるコミュニケーション能力の向上に関する総合的研究」

●情報メディア教育研究部門

「『大学－学校－地域の新しい連携方法』と情報通信技術（ICT）の応用」

●実地教育支援研究部門

「実地教育カリキュラム及び指導法改革に関する研究（3）

－実地教育Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳの実習評価規準の開発－

平成19年度兵庫教育大学学内科研取扱要項

平成19年5月23日
学 長 裁 定

(目的)

- 第1 この要項は、研究者の自由な発想に基づく研究活動を助成し、本学における学術研究の発展に寄与することを目的として措置する学長裁量経費を活用した研究助成金（以下「学内科研」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

- 第2 学内科研に応募できる者は、次のとおりとする。
- (1) 平成19年度科学研究費補助金が、不採択となった者
 - (2) 平成19年度科学研究費補助金が採択された者のうち、申請額に比較して交付額が著しく減額されており、所期の目的が達成されないおそれがあるもの

(応募手続)

- 第3 学内科研に応募しようとする者は、学長が別に定める期日までに「学内科研交付申請書」（様式1）を学長に提出しなければならない。

(研究期間)

- 第4 学内科研による研究期間は、当該年度を超えることができない。

(交付の決定)

- 第5 学長は、第3の規定による学内科研交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第6 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。
- (1) 学内科研以外の用途に使用した場合
 - (2) 学内科研に関して虚偽や怠慢など不適正な行為をした場合
 - (3) 学内科研の交付の決定後に生じた事由により、研究の一部又は全部を継続する必要がなくなった場合

(研究成果の報告)

- 第7 学内科研の交付を受けた者は、研究の実施期間中に得られた研究成果について「学内科研研究成果報告書」（様式2）を作成し、平成20年4月25日までに学長へ提出しなければならない。
ただし、退職予定者については、退職日までに学長へ提出しなければならない。

(研究成果の発表)

- 第8 学内科研の交付を受けた者は、研究完了後速やかに学内構成員に対して研究成果を発表しなければならない。
- 2 研究成果の発表の実施については、学長が別に定める。

国立大学法人兵庫教育大学サバティカル研修制度実施細則

平成18年2月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人兵庫教育大学教員の就業に関する規程（平成16年規程第38号）第10条第4項に基づき、大学教員のサバティカル研修期間の取得に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、サバティカル制度とは、本学に勤務する大学教員に国内外において自らの専門分野に関する能力の向上等を目的として研究に専念させる制度をいう。

(研究専念期間)

第3条 サバティカル制度による研修（以下「サバティカル研修」という。）の期間は、原則として6月以上1年以内の継続した期間とする。

(申請資格)

第4条 教員は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしている場合、サバティカル制度を申請する資格を有する。ただし、サバティカル制度適用期間中に管理職手当を受給する者は申請することはできない。

- (1) 申請時において本学に6年以上在職していること。
- (2) 過去3年間において、連続して6月以上の出張及び研修（海外を含む。）を経験していないこと。
- (3) サバティカル制度適用終了後において定年退職日までに3年を超える在職期間があること。
- (4) サバティカル制度の適用を受けたのち、5年以上経過していること。

(実施方法)

第5条 サバティカル制度により大学を離れて教育研究活動に従事する場合は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 交通費及び滞在費を自らの研究費（寄附金等をいう。）から支給する場合 出張
 - (2) 交通費及び滞在費を自己又は先方が負担する場合 研修
 - (3) 当該サバティカル研修中の大学教員の代替の非常勤講師を雇用する場合 国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則（平成16年規則第15号）第13条第1項第4号に規定する休職
- 2 前項の規定にかかわらず、交通費を自己で負担する場合で海外においてサバティカル研修を行うときは、大学は50万円を限度として本邦発着分の下級の航空賃相当額を負担することがある。

(給与の取扱い)

第6条 サバティカル研修期間中の大学教員の給与の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる場合 支給要件を欠くこととなる諸手当を除く給与を支給する。
- (2) 前条第1項第3号に掲げる場合 国立大学法人兵庫教育大学教職員給与規程（平成16年規程第57号）第20条第6号の規定に基づき俸給等の100分の70を支給する。

(代替の非常勤講師の雇用期間)

第7条 第5条第1項第3号に掲げる場合において、非常勤講師を雇用できる期間は、当該サバティカル研修期間中の大学教員の俸給等の100分の30の範囲内で、代替者への給与の支給が可能な期間とする。

(選考人数)

第8条 サバティカル制度の適用を受ける人数は年間若干名とする。

(選考)

第9条 サバティカル制度を適用する大学教員の選考は、学長が行う。

(効果)

第10条 サバティカル制度の適用を受ける者は、授業、教授会への出席、その他大学内の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

(兼業の禁止)

第11条 サバティカル制度の適用を受ける者は、制度適用期間中は、非常勤講師等の兼業を行うことができない。ただし、学長の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年2月1日から施行する。

連合学校教育学研究科大阪サテライトの設置

兵庫教育大学大学院・連合学校教育学研究科ウェブサイトから引用

1. 研究科の研究指導，諸会議による利用

連合学校教育学研究科（博士課程）は，上越教育大学，兵庫教育大学，岡山大学，鳴門教育大学の4大学が連合して設置した後期3年だけの独立研究科です。

本研究科の研究指導は，主指導教員と副指導教員2人の3人体制で行っており，連合大学院の特色として，副指導教員のうち1人は，必ず主指導教員の所属大学以外の構成大学の教員を指名しています。

この副指導教員は，集中講義や研究指導のため学生の配属大学へ出向くことが原則となっていますが，その全部又は一部をこの大阪サテライトで行うことで，教員と学生の双方が，時間的，空間的に制約のないスペースを持つことが可能となります。

また，研究科運営のための委員会等は，地理的環境から新大阪で会議室を借り上げて開催していますが，大阪中之島の交通の便のよいところで専有の会議スペースが確保されることで，経費の節減も図ることができます。

2. 構成大学による利用

大阪サテライトは，連合研究科としての諸活動以外に，構成大学が独自に行うC I Cを利用した諸活動の際の控室として，また，構成大学独自の少人数会議にも利用できます。そのため，サテライトの鍵とC I Cの夜間入館用カードは各大学でも管理されています。

3. 共同研究プロジェクトによる利用

上記1，2に使用しないすべての時間は，本研究科が実施している共同研究プロジェクトのうちから，申請に基づき，1年間を単位にプロジェクト研究の拠点として常時使用（責任者に鍵が常時貸与され，その都度の使用申込み手続きが不要）が認められています。

この共同研究プロジェクトには博士課程学生も参加しており，サテライトを拠点とした研究活動から博士論文が生まれることが期待されます。

4，5，6…情報発信と連携

本研究科では，大阪サテライトを拠点として，キャンパス・イノベーションセンター（C I C）の多目的スペース等を活用し，フォーラムや研究発表会等の開催を通して，広く社会に研究成果を発信していきます。

さらに，今後，C I Cに入居する大学間をつなぐ連携協議会等のコミュニティ組織の設立も予定されており，「知の集積拠点」としての連携が期待されます。

連合学校教育学研究科 共同研究プロジェクト一覧

期 間	プロジェクト名称	備 考
平成15年度～ 平成17年度	教師コミュニティの創成を通じたの教員養成・現職再教育プログラムの開発研究 適応障害の包括的支援システムの構築 青少年の危険行動と学校教育－総合的発達支援及び養護性の育成－	
平成16年度～ 平成18年度	スクールリーダー育成のための教育プログラムの開発－地域診断による環境要因分析からマネジメント能力・評価能力の育成まで－	
平成17年度～ 平成19年度	教育実践学の理論構築及びモデル研究	
平成18年度～ 平成20年度	教育実践の観点から捉える「教科内容学」の研究 初等教育段階における系統的英語教育に関わる教師教育プログラムの協働開発－連合大学院の特性を生かした学校教育実践学構築のモデルとして－	
平成19年度～ 平成21年度	教師の実践的指導力育成の方略に関する日独共同研究 －学部・大学院の養成・研修カリキュラムにおける教育科学教育と実習教育（インターンシップ）の機能的位置づけを中心にして－	

連合学校教育学研究科教育実践フォーラム実施状況

教育実践学フォーラム～学校教育の諸問題と可能性を求めて～

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科

2007年度メインテーマ「教育実践におけるコンピテンシーとは何か」

□ フォーラムの趣旨

教育関連3法案や学習指導要領の改訂といった教育改革や教育再生の論議が白熱する中で、義務教育修了段階において身につけさせたい基礎的・基本的な知識・技能や能力とは何かといったことが再考を迫られている。こうした能力観が問われる背景には、PISAでのコンピテンシーの影響があることは言うまでもない。コンピテンシーは、競争的能力に由来するものの、フィンランドなどでは、「共創」へのモメントを含み持った概念として理解されている。こうしたコンピテンシーと教科や教育実践との関わりはどうあるべきなのかを検討することにした。

2007年度第1回

◎「ことば学びの放射線」

1. 日時：平成19年6月16日（土） 14：30～
2. ゲストスピーカー：中渕 正堯氏（研究科特任教授，前兵庫教育大学長）
3. 場所：大阪サテライト 4F「多目的スペース3」
4. 参加対象：学校教育関係者（研究者，大学院生，学校教員 等）

2007年度第2回

◎「良い教師－資質・能力（コンピテンス）のある教師

教職の専門性に関するドイツならびに国際的な議論について

1. 日時：平成19年12月2日（日） 9：00～
2. ゲストスピーカー：カール・ノイマン氏（ドイツ・ブラウンシュヴァイク工科大学名誉教授/大学教授学センター所長）
3. 場所：四国電力株式会社総合研修所（香川県高松市）
4. 参加対象：教職員／学生

2007年度第3回

◎「芸術教育におけるコンピテンシー」

1. 日時：平成20年3月8日（土） 14：30～
2. ゲストスピーカー：ふじえみつる氏（愛知教育大学教授）
3. 場所：大阪サテライト 4F「多目的スペース3」
4. 参加対象：学校教育関係者（研究者，大学院生，学校教員 等）

国立大学法人兵庫教育大学の平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果（抜粋）

（1）業務運営の改善及び効率化

- ① 運営体制の改善
- ② 教育研究組織の見直し
- ③ 人事の適正化
- ④ 事務等の効率化・合理化

平成 17 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 経営協議会は、5 回開催され、基金を設ける必要性についての意見に対し、教育研究振興のための基金の設置に向けて検討しており、指摘事項を法人運営に反映させている。
- 教授会や各種委員会等について、平成 17 年度業務遂行状況の報告シートの作成により、効率的な業務遂行等についての自己点検を行い、改善のための問題を把握している。
- プロジェクト型研究組織に雇用する教授、助教授及び講師に対して、学内の諸会議委員等の管理業務を課さないようにするため、「任期付き教員に関する労働条件の取扱いについて」を教育研究評議会において審議・了承し、運用を開始している。
- サバティカル制度については、「サバティカル研修制度実施細目」を制定している。
- 事務職員全員（事務補佐員含む）から提案のあった 183 件の業務改善策の内、147 件を有効な検討対象とし、平成 17 年度末までに 116 件（147 件の約 8 割）の改善策を採用、実施している。
- 大幅な事務組織の再編を行い、契約業務の一部（共済事務・旅費業務等）の集中化を図るとともに、研究棟事務室を一元化して研究支援課を設置することにより、事務系職員 1 名の削減を図るなど、効率的な業務運営体制の強化と充実を図っている。
- 教職員の業績評価の導入について、大学教員、附属学校教員、事務職員のそれぞれの評価基準等を検討している。事務職員については平成 18 年度秋に試行評価を実施する予定としている。また、附属学校教員については附属学校運営委員会が中心となって検討している。大学教員については、教員養成系大学の特徴でもある多岐に亘る専門分野の教員の業績評価の在り方について検討を進めているが、今後、教員養成系大学の教員の業績評価のモデルとなるシステムが構築されることが期待される。

平成 17 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

- 内部監査の実施については、内部監査が事務局長統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる。

【評定】中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由）年度計画の記載 16 事項すべてが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。

部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容

「平成19年度教育研究基盤経費配分基本方針」の【教育研究経費（旅費を含む）】において、

「3. 重点配分

基礎配分及び特別配分を控除後の額を別紙4により各個人等に配分する。

なお、欠員留保分として重点配分総額の2%分を留保し、採用等に応じて各個人に配分する。」

を、規程しており、外部資金受入に対応した個人研究支援費として以下のとおり定めている。

1. 研究支援費

- ⑦ 外部研究資金等（特別教育研究経費、大学改革推進等補助金、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託事業、寄附金等）

- 平成19年度に予算措置される特別教育研究経費（運営費交付金対象事業）を対象とする。

ア. 特別教育研究経費を獲得した場合（中心的事業代表者）	1件につき	10ポイント
イ. 特別教育研究経費を獲得した場合（事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成18年度に入金された外部研究資金（特別教育研究経費以外）を対象とする。

ウ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業代表者）	1件につき	10ポイント
エ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成18年度に受給する予定の外部研究資金（特別教育研究経費以外）が不採択となった場合を対象とする。

オ. 外部研究資金を申請したが不採択の場合（研究代表者）	1件につき	2ポイント
------------------------------	-------	-------

平成19年度教育研究基盤経費における重点配分基準

配分比率及び予算額

事 項	配分比率 (%)	予算額 (千円)
1. 研究支援費	60	
個人研究支援費	(100)	
2. 教育支援費	30	
(1) 授業担当支援費	(40)	
(2) 大学院神戸サテライト勤務支援費	(40)	
(3) 教育業績費	(20)	
① 教員採用試験実績	(70)	
② 正規外指導実績	(30)	
3. 社会貢献支援費	10	
個人社会貢献支援費	(100)	
計	100	

(注1) 採用以前の業績については、平均ポイントとする。

(注2) 育児休業等による休業期間の業績については、平均ポイントとする。

(注3) 年度途中に採用された教員の配分額は、月割りとする。

平成18年度財務分析について
(11 教員養成大学の財務状況及び構成比較等)

国立大学法人兵庫教育大学

平成19年10月
総務部財務課作成

目 次

○11 教員養成大学の財務状況及び構成比較

(1) 平成18年度財務諸表

貸借対照表	1
損益計算書	2

(2) 財務分析

「健全性、効率性、発展性、活動性」に区分し、指標毎に整理	3~11
------------------------------	------

○本学の財務状況

(1) 平成16~18事業年度比較資料(収入編)	12
(2) 平成16~18事業年度比較資料(支出・その他編)	13

(1) 平成18年度財務諸表

(貸借対照表)

(単位:千円)

区分	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	専門教育	福岡教育	11教育大学平均
(資産の部)												
土地	7,332,720	29,667,673	17,350,110	146,988,530	7,354,064	36,913,526	28,282,484	56,538,271	11,616,780	9,344,835	24,064,354	34,312,122
建物	3,538,468	10,194,636	4,015,950	13,669,944	5,804,330	5,657,861	5,159,885	11,580,631	3,168,273	2,754,604	1,956,087	5,118,241
その他	2,542,835	3,720,568	1,874,884	5,350,445	2,207,843	3,340,552	2,251,865	6,407,259	1,653,214	1,789,889	2,262,874	3,018,332
有形固定資産合計	13,414,023	43,582,877	23,040,744	166,008,919	15,166,237	45,911,939	35,674,034	74,526,161	16,438,267	13,889,328	28,283,115	43,448,695
ソフトウエア	87,709	53,107	6,500	24,973	27,029	3,452	23,751	40,091	17,807	79,121	15,938	32,680
その他	1,925	591	1,954	2,135	248	611	772	10,375	654	422	288	1,818
無形固定資産合計	89,634	53,698	8,454	27,108	27,277	4,063	24,523	50,466	18,461	79,543	16,226	34,496
投資有価証券	0	215,446	0	0	0	0	0	0	0	0	56,091	24,685
その他	127	282	0	293	5,105	182	106	58	65	0	65	571
投資その他の資産合計	127	215,727	0	293	5,105	182	106	58	65	0	65	25,256
固定資産合計	13,493,784	43,852,302	23,049,198	166,036,320	15,198,619	45,916,184	35,698,663	74,576,685	16,456,793	13,968,871	28,355,497	43,509,447
現金及び預金	1,156,986	2,058,884	1,140,197	3,024,063	1,251,844	821,978	1,726,109	2,284,451	980,619	1,282,578	1,134,819	1,543,866
未収学生納付金収入	9,568	44,489	13,758	52,022	9,870	12,114	29,297	14,551	15,195	6,486	9,886	19,751
徴収不能引当金	▲276	▲3,910	▲649	▲10,078	0	0	▲233	0	▲565	0	▲1,428	▲1,428
たな卸資産	4,329	7,924	826	0	0	6,979	1,945	0	1,945	0	1,778	2,223
その他	18,434	35,760	23,017	113,910	10,639	827,800	71,607	11,112	11,046	57,410	16,949	108,880
流動資産合計	1,189,041	2,143,147	1,177,149	3,179,917	1,272,353	1,768,871	1,828,725	2,310,114	1,016,295	1,357,146	1,163,432	1,673,292
総資産	14,672,825	45,995,449	24,226,347	171,216,237	16,470,972	47,685,055	37,527,388	76,886,799	17,473,088	15,326,017	29,518,929	45,182,739

区分	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	専門教育	福岡教育	11教育大学平均
(負債の部)												
資産見返債務	2,072,930	3,485,910	1,195,707	4,189,582	1,744,216	2,447,619	1,202,910	3,098,376	1,150,019	1,476,699	1,633,831	2,152,925
退職給付引当金	0	0	0	10,128	0	3,319	0	0	0	0	0	1,222
長期未払金	0	5,424	70,606	294,934	0	0	0	84,185	0	64,032	0	47,198
長期リース債務	0	0	0	0	167,074	0	0	0	48,478	0	0	65,967
その他固定負債	0	215,445	0	6,840	7,888	0	502	0	0	0	77,056	27,978
固定負債合計	2,240,303	3,706,779	1,266,313	4,481,464	1,919,178	2,450,938	1,329,432	3,182,561	1,198,497	1,540,731	1,927,577	2,284,888
運営交付金債務	188,188	488,556	340,786	342,796	308,112	96,911	349,084	397,651	343,354	424,369	291,656	324,678
寄附金債務	18,843	86,873	14,557	181,825	21,418	50,876	149,231	100,479	48,033	32,762	20,680	66,868
前受受託研究・受託事業費	0	2,000	119	43,713	0	16,748	0	666	56	0	0	5,755
前受金	921	8	144,154	520,559	0	278,355	6	1,475	1,249	0	0	86,066
預り金	56,089	26,467	40,331	284,598	21,194	63,140	93,550	232,352	26,381	42,924	45,530	84,778
未払金	435,989	1,472,647	666,120	1,539,088	509,291	979,666	946,770	1,131,447	463,849	513,669	763,915	866,495
未払費用	16	6,168	19,213	0	414	0	0	43,005	692	0	27,349	8,805
短期リース債務	56,990	0	0	0	0	64,034	67,007	0	0	0	74,650	24,062
その他	550	8,785	869	71,529	3,071	0	2,442	253,322	3,196	39,515	1	34,842
流動負債合計	759,546	2,091,504	1,226,159	2,994,108	865,500	1,549,730	1,607,090	2,160,397	886,810	1,053,229	1,223,751	1,492,348
負債合計	2,999,849	5,798,283	2,492,472	7,475,572	2,782,678	4,000,668	2,936,522	5,342,958	2,065,307	2,593,960	3,151,328	3,787,236
(資本の部)												
政府出資金	12,416,198	41,257,081	22,019,176	165,199,330	14,525,475	43,693,912	35,509,389	75,174,348	15,976,651	13,182,616	25,725,165	42,243,758
資本剰余金	▲1,323,310	▲1,619,807	▲479,750	▲2,102,083	▲1,411,221	▲650,896	▲1,284,194	▲4,177,795	▲856,824	▲797,502	▲454,884	▲1,293,463
目的剰立金	284,508	262,064	76,804	417,349	317,348	225,516	247,681	246,803	169,671	259,351	64,015	234,646
積立金	0	22,782	26,549	83,775	15,720	51,520	8,375	0	55,826	12,378	11,012	26,159
当期未処分利益	283,600	275,036	91,097	142,295	240,973	364,334	89,616	300,466	42,457	75,217	112,545	183,423
資本合計	11,672,996	40,187,166	21,733,876	163,740,666	13,688,295	43,684,386	34,590,667	71,543,842	15,387,781	12,732,058	26,367,601	41,394,303
負債・資本合計	14,672,825	45,995,449	24,226,347	171,216,237	16,470,972	47,685,054	37,527,389	76,886,800	17,473,088	15,326,018	29,518,929	45,182,739

(損益計算書)

(単位：千円)

区分	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	専門教育	福岡教育	11教育大学平均
教育経費	686,546	1,131,921	397,142	1,295,514	648,341	895,971	629,770	1,220,050	376,596	447,442	611,524	759,347
研究経費	198,413	428,228	142,540	554,512	107,187	150,833	154,072	287,346	134,195	159,964	138,237	222,321
教育研究支援経費	143,977	245,284	91,202	305,357	142,295	75,647	126,007	190,064	118,512	113,393	111,636	151,214
学芸研究費	3,312	11,339	6,652	45,552	4,600	4,085	120	13,091	7,674	1,337	12,969	10,066
委託事業費	20,597	24,470	38,848	182,781	75,278	31,575	8,137	9,467	5,531	129,745	11,091	48,684
役員人件費	57,282	90,940	68,286	76,641	47,250	109,814	72,016	100,348	50,440	60,278	65,117	72,583
教員人件費	2,428,504	6,557,954	2,359,319	7,915,944	2,087,724	4,941,242	3,199,385	6,112,707	1,974,873	2,340,559	3,426,438	3,940,423
職員人件費	807,006	1,888,292	769,332	2,217,769	845,313	1,354,536	787,709	1,400,873	613,817	816,487	1,171,901	1,153,003
業務費 合計	4,345,637	10,378,408	3,871,321	12,594,070	3,957,988	7,563,703	4,887,216	9,333,946	3,283,638	4,069,205	5,548,913	6,357,640
一般管理費	270,797	426,737	170,864	407,480	184,326	257,057	132,327	292,566	164,571	216,094	263,442	254,206
財務費用	1,319	0	3,733	9,528	213	1,723	4,118	2,842	3,050	3,984	980	2,684
雑損	0	161	0	9,942	659	0	11,634	7,095	0	3,984	0	3,043
総常費用 合計	4,617,753	10,805,306	4,045,918	13,021,020	4,153,186	7,822,483	5,135,295	9,636,449	3,450,338	4,292,333	5,813,335	6,617,583
運営費交付金収益	3,651,735	7,179,925	2,852,230	8,432,938	3,147,598	5,307,520	3,888,359	6,339,112	2,552,641	3,392,448	3,750,613	4,586,647
授業料収益	794,282	2,908,707	947,328	3,178,349	675,197	2,186,678	928,348	2,675,543	671,135	519,136	1,688,826	1,562,139
入学料収益	156,486	422,409	126,201	474,431	129,205	319,714	141,220	379,804	107,261	105,162	225,668	235,234
修定料収益	34,827	98,122	25,612	142,720	28,314	67,402	38,947	100,371	41,786	22,728	67,334	60,742
委託研究等収益	3,325	11,707	6,652	49,093	4,600	10,066	156	13,091	9,789	1,338	12,969	11,162
委託事業等収益	20,629	28,634	36,988	183,403	75,279	41,794	8,137	9,467	5,531	129,745	11,091	50,064
香附金収益	24,116	57,340	28,956	229,370	21,384	18,815	142,947	130,160	24,908	19,943	48,111	67,641
補助金等収益	39,000	39,453	27,087	62,233	41,351	24,370	46,775	39,161	48,082	18,182	11,753	36,132
施設費収益	1,165	104,661	1,466	185,576	114,728	79,336	62,380	50,264	14,153	26,897	96,882	67,028
資産戻戻金債戻入	34,930	81,328	36,581	96,437	53,085	24,473	31,080	92,819	56,698	70,341	20,842	55,326
財務収益	2	0	0	3	12	2,012	88	163	3	547	291	284
雑益	94,318	112,418	21,419	92,853	81,667	44,893	29,500	74,554	32,589	61,282	32,308	61,618
収益その他	2,566	0	0	0	1,559	0	0	5,002	2	0	0	830
経常収益 合計	4,857,991	11,054,705	4,108,532	13,127,406	4,373,959	8,137,073	5,297,937	9,909,511	3,564,588	4,367,549	5,986,698	6,756,848
経常利益	239,635	249,399	62,614	106,386	220,772	314,590	162,641	273,062	114,229	75,216	153,363	178,265
臨時損失	0	154,230	132,798	0	8,748	480	73,026	0	71,809	0	44,819	44,174
臨時利益	0	154,304	133,037	0	7,847	888	0	0	350	2	350	26,949
臨時損益	0	74	239	0	▲ 901	418	▲ 73,026	0	▲ 71,807	0	▲ 44,469	▲ 17,295
目的積立金取崩額	43,962	25,563	28,243	35,909	21,101	49,325	0	27,424	35	0	3,651	21,383
当期純利益	283,800	275,036	91,096	142,295	240,972	364,333	89,615	300,486	42,457	75,216	112,545	183,423

(2) 財務分析

財務分析の視点

- A. 健全性：継続安定的に教育研究を提供するために一定の財務の健全性が確保されているか。
 B. 効率性：経営が効率的に行われているか。
 C. 発展性：外部資金や収益性の拡大、内部留保、知的財産の増加等がなされているか。
 D. 活動性：教育、研究及び管理が適正な水準でなされているか。

財務分析の指標

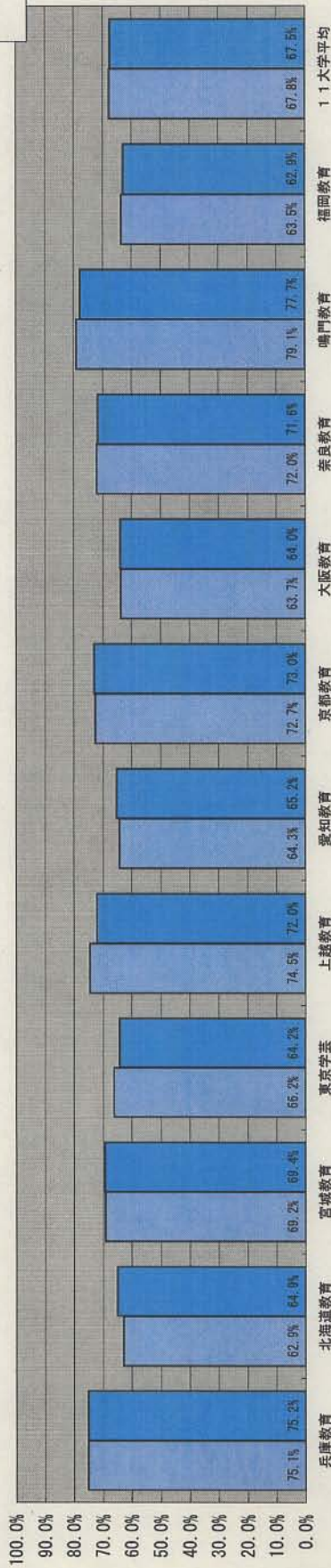
	視点	頁	財務指標	算式
A	健全性	4 5	①運営費交付金比率 ②流動比率	運営費交付金収益／経常収益 流動資産／流動負債
B	効率性	6 7	③人件費比率 ④一般管理費比率	人件費／業務費用 一般管理費／経常費用
C	発展性	8 9	⑤外部資金比率 ⑥自己収入比率	(受託研究等収益+受託事業等収益+寄附金収益等)／経常収益 自己収入／経常収益
D	活動性	10 11	⑦教育経費比率 ⑧研究経費比率	教育経費／経常費用 研究経費／経常費用

A. 健全性

①運営費交付金比率

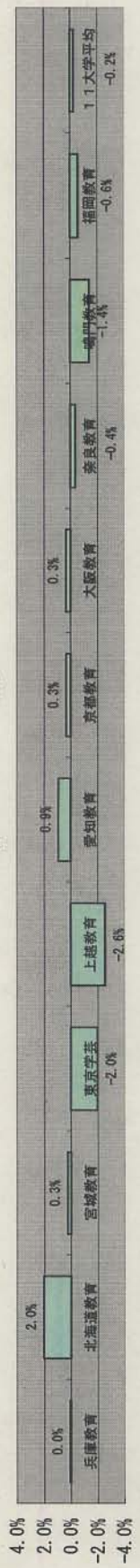
算式	指標の意味	評
運営費交付金収益／経常収益	経常収益に占める運営費交付金収益の割合	低い方が望ましい

運営費交付金比率



	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	鳴門教育	福岡教育	11大学平均
H 運営費交付金収益	3,648,823	6,717,841	2,829,562	8,300,196	3,202,335	4,992,391	3,793,125	6,295,921	2,611,203	3,613,857	3,730,081	4,520,940
17 経常収益	4,849,822	10,676,468	4,091,454	12,538,016	4,296,583	7,760,959	5,219,533	9,890,264	3,628,436	4,569,821	5,878,739	6,672,736
H 運営費交付金収益	3,651,735	7,179,925	2,852,230	8,432,938	3,147,598	5,307,520	3,868,359	6,339,112	2,552,641	3,392,448	3,750,613	4,558,647
18 経常収益	4,837,391	11,054,705	4,108,533	13,127,406	4,373,960	8,137,073	5,297,937	9,909,511	3,564,568	4,367,550	5,966,698	6,796,348

増 減

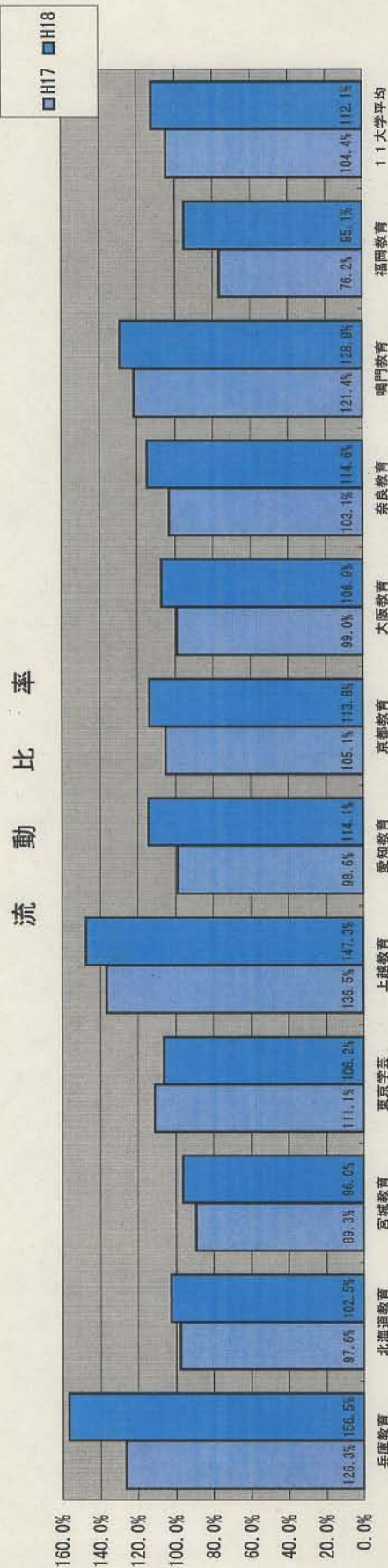


・運営費交付金比率とは経常収益に占める運営費交付金収益の割合を示し、この比率については一般的には低ければ他の財源からの収益が多いことになるため低い方が望ましいとされています。
 ・しかしながら、運営費交付金を財源とする特別教育研究経費等の競争的資金獲得、また退職者の増などによりこの比率が増となることもあり一概には低い方が望ましいとは言えない面もありますが、今後、外部資金獲得増等、一層の財源の多様化を図る必要があると考えられます。

A. 健全性

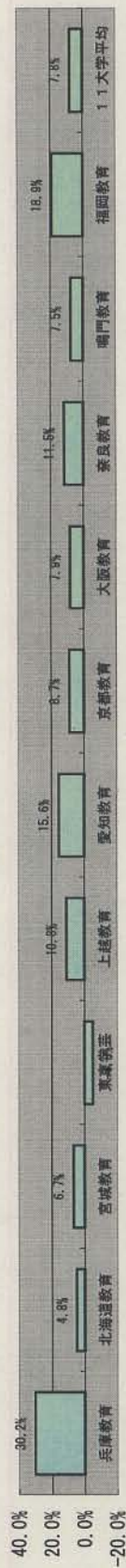
②流動比率

算式	指標の意味	評
流動資産／流動負債	債務等の支払い能力	高い方が望ましい



	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	専門教育	福岡教育	(C) 大学平均
H 流動資産	852,230	1,704,054	755,297	2,494,516	966,734	1,258,657	953,876	2,240,502	818,823	1,337,759	728,806	1,282,841
17 流動負債	574,792	1,745,228	845,380	2,246,286	707,990	1,277,011	907,402	2,263,569	794,096	1,102,390	956,323	1,229,125
H 流動資産	1,189,021	2,143,147	1,177,149	3,179,917	1,272,353	1,768,871	1,828,725	2,310,115	1,016,296	1,357,146	1,163,432	1,573,292
18 流動負債	739,516	2,091,504	1,226,159	2,994,108	863,500	1,549,730	1,607,090	2,160,397	886,810	1,053,229	1,223,751	1,392,348

増 減



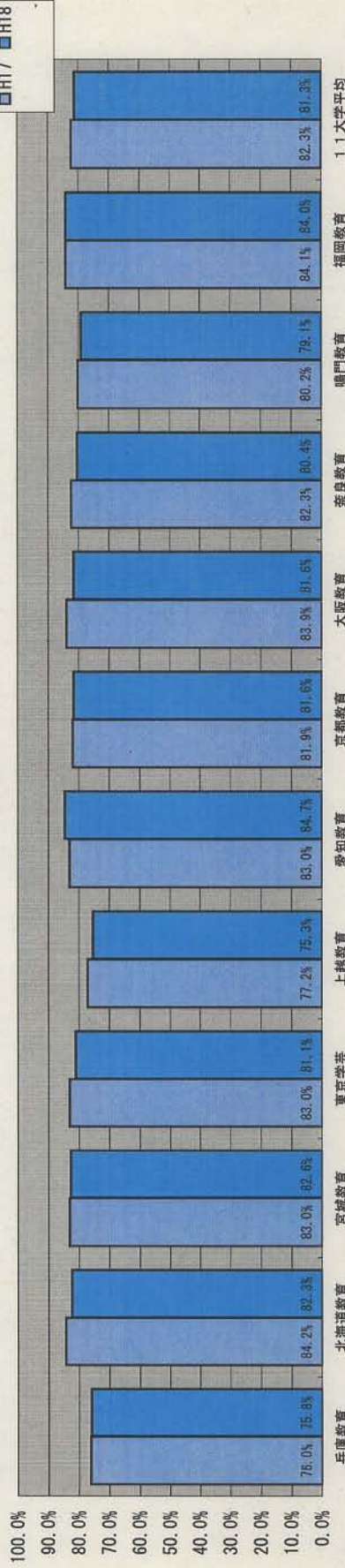
・流動比率とは、流動資産を流動負債で割ったものであり一年以内に償還又は支払うべき債務に対して、一年以内に現金化が可能な流動資産がどの程度確保されているかを示す指標であり、本学では年々増加傾向となっておりその要因として、利益剰余金(目的積立金)による債務負担のない現金の累積増と考えられます。

B. 効率性

③ 人件費比率

算式	指標の意味	評
人件費／業務費用	業務費用に占める人件費の割合	低い方が望ましい

人件費比率



(単位：千円)

	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	鳴門教育	福岡教育	11 大学平均
H 人件費	3,354,788	8,373,202	3,193,833	9,932,977	2,970,795	6,114,166	4,036,789	7,814,887	2,754,677	3,408,492	4,692,267	5,149,716
17 業務費用	4,411,814	9,944,907	3,846,261	11,964,431	3,849,159	7,370,196	4,931,253	9,317,266	3,348,886	4,252,113	5,579,231	6,255,986
H 人件費	3,292,792	8,537,186	3,196,937	10,210,353	2,980,287	6,405,592	4,069,110	7,613,927	2,639,130	3,217,324	4,663,456	5,166,009
18 業務費用	4,345,638	10,378,409	3,871,321	12,594,071	3,957,988	7,563,703	4,987,216	9,333,945	3,283,639	4,069,205	5,548,913	6,357,611

増 減



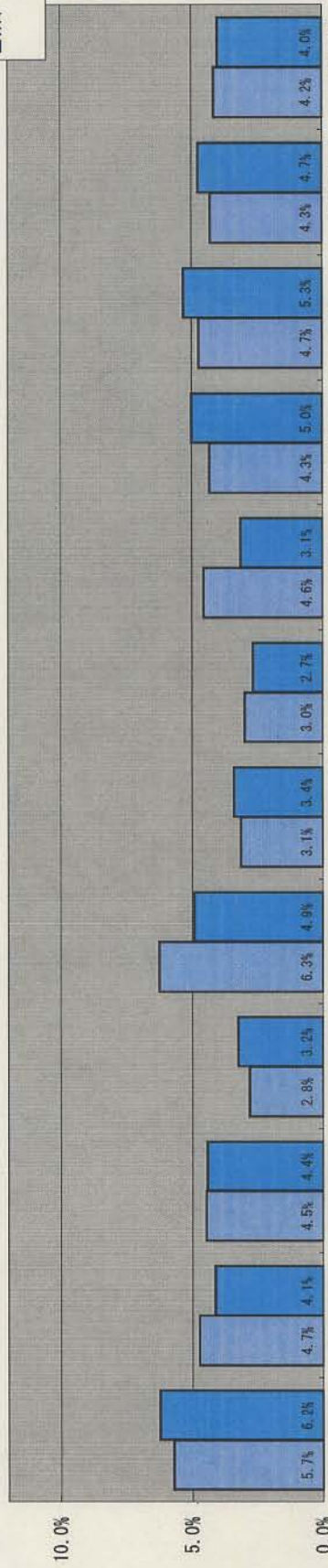
・ 人件費の業務費に対する割合を示す比率であり、大学運営にどの程度の人件費がかかっているかを示す指標となるため一般的に低い方が望ましいとされています。
 ・ 全大学及び本学においても総人件費改革を踏まえ年々減少傾向にありますが、退職手当額が含まれていること、業務費の増減があること等、増減があることが考えられます。

B. 効率性

④一般管理費比率

算式	指標の意味	評
一般管理費／業務費	業務費用に占める一般管理費の割合	低い方が望ましい

一般管理費比率



(単位：千円)

	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	鳴門教育	福岡教育	11大学平均
H 一般管理費	252,257	470,395	171,771	336,217	240,621	231,362	146,981	424,180	144,647	200,988	238,000	259,765
H 17 業務費用	4,411,814	9,944,907	3,846,261	11,964,431	3,849,159	7,370,196	4,931,253	9,317,266	3,348,886	4,252,113	5,579,231	6,265,986
H 一般管理費	270,797	426,737	170,864	407,480	194,326	257,057	132,327	292,567	164,571	216,094	263,442	254,206
H 18 業務費用	4,348,638	10,378,409	3,871,321	12,594,071	3,957,988	7,563,703	4,987,216	9,333,945	3,283,639	4,069,205	5,548,913	6,387,611

増 減



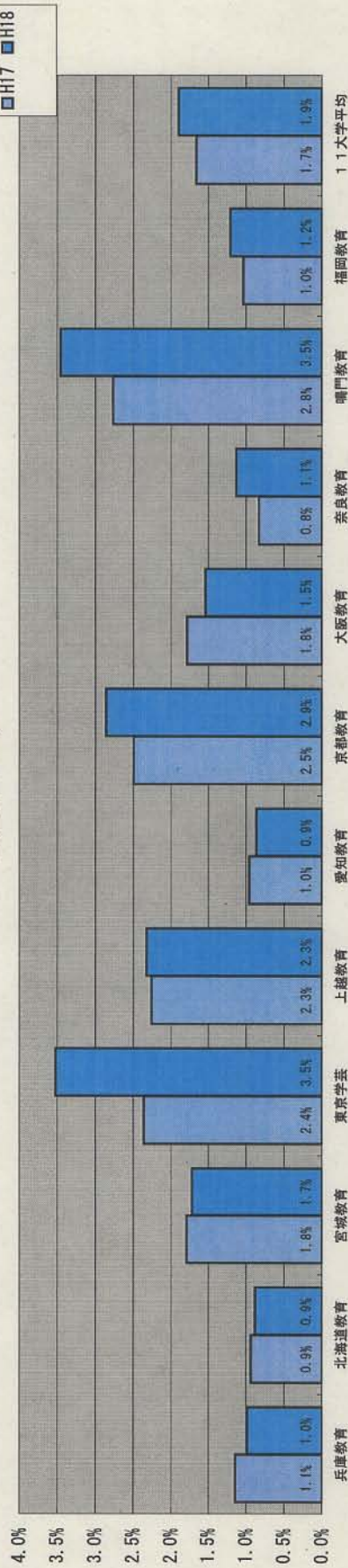
- ・一般管理費の業務費に対する割合を示す比率であり、この経費は大学の管理運営費用であると考えると考えられるため、削減していくことが課題となり低い方が望ましいとされています。
- ・本学においては対前年度比増となっていますが、その要因につきましては平成19年度から設置する新専攻の学生募集に必要な取組に経費を投入したためであります。

C. 発展性

⑤外部資金比率

算式	指標の意味	評
$(\text{受託研究等収益} + \text{受託事業等収益} + \text{寄附金収益等}) / \text{経常収益}$	経常収益に占める外部資金の割合	高い方が望ましい

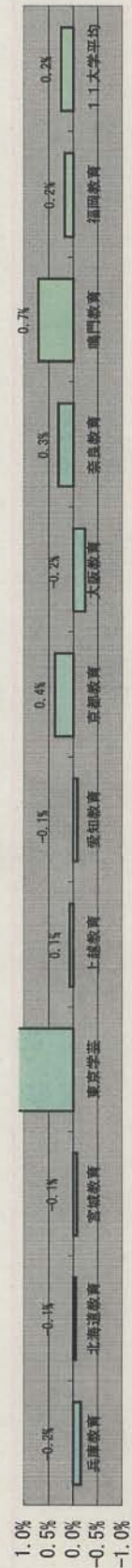
外部資金比率



(単位: 千円)

	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	福岡教育	専門教育	1.1大学平均
H 外部資金	55,841	100,423	73,233	294,973	96,725	74,523	129,933	176,482	30,131	61,081	126,093	110,840
H17 経常収益	4,849,822	10,676,468	4,091,454	12,538,016	4,296,583	7,760,959	5,219,533	9,890,264	3,628,436	5,878,739	4,569,821	6,672,736
H 外部資金	49,069	97,682	70,609	461,866	101,263	70,676	151,240	152,719	40,229	72,171	151,026	128,888
H18 経常収益	4,887,391	11,054,705	4,108,533	13,127,406	4,373,960	8,137,073	5,297,937	9,909,511	3,564,568	4,367,550	5,966,698	6,796,848

増 減



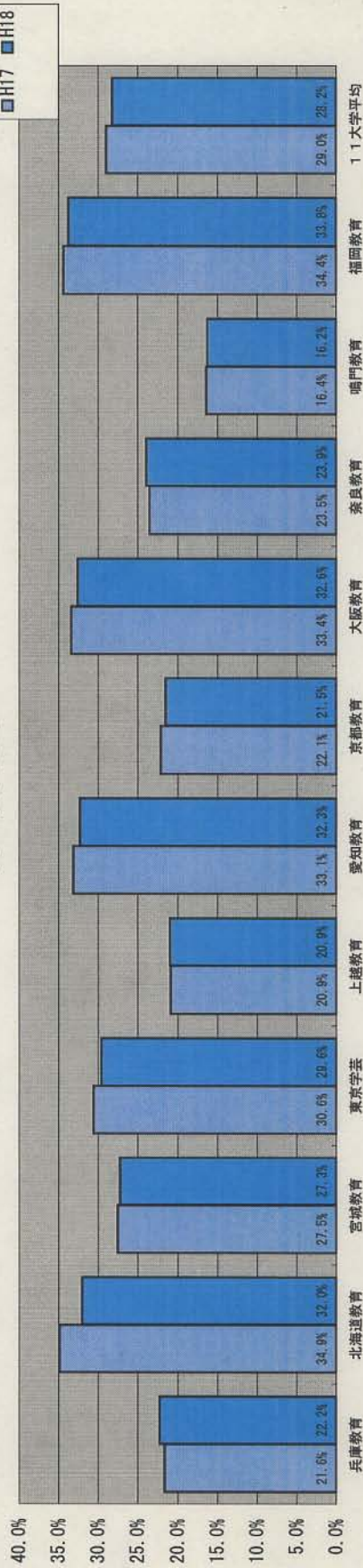
・ 外部資金比率は経常収益に占める外部資金の割合を示し、一般的に高い方が望ましいとされています。
 ・ この外部資金のなかには受託研究、受託事業、大学改革補助金等の大学収益となりうるものが含まれ、預り金である科学研究費補助金等は含まれておりません。

C. 発展性

⑥自己収入比率

算式	指標の意味	評
自己収入/経常収益	経常収益に占める自己収入の割合を示している。	高い方が望ましい

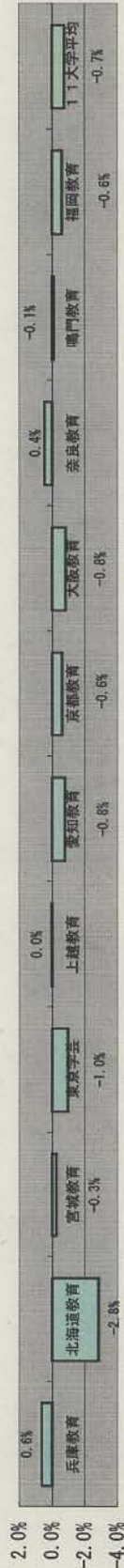
自己収入比率



(単位：千円)

	H17	H18	11大学平均
H 自己収入	1,048,856	3,723,725	1,934,582
H 経常収益	4,849,822	10,676,468	6,672,736
H 自己収入	1,078,924	3,541,656	1,920,917
H 経常収益	4,857,391	11,054,705	6,796,848

増 減



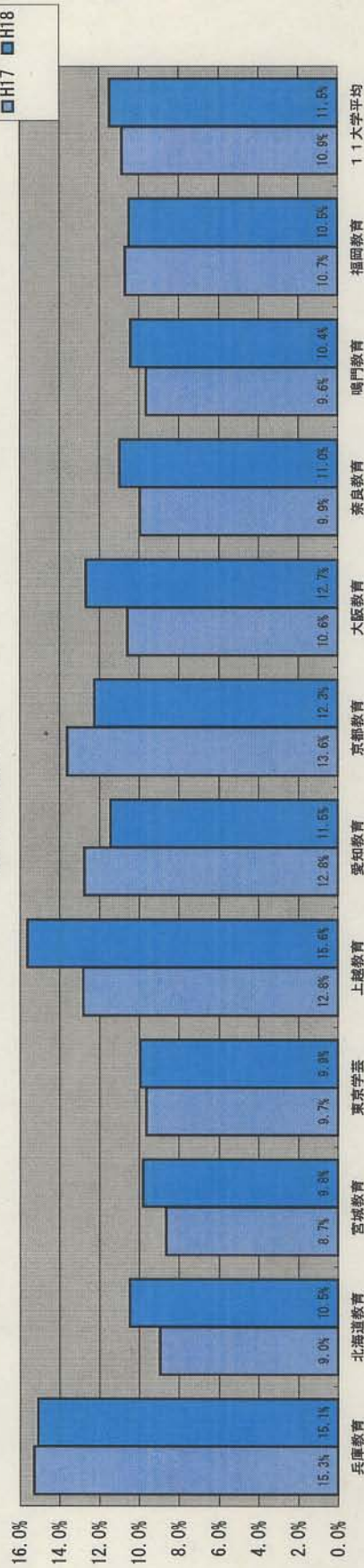
- ・自己収入比率とは経常収益当たりの自己収入を示し、一般的に高い方が運営費交付金の依存度が低く自前の収益性が高いとされています。
- ・この自己収入の内訳としては、授業料を始めとする入学金及び検定料の学生納付金と学校財産貸付料等の雑収入となっています。

D. 活動性

⑦教育経費比率

算式	指標の意味	評
教育経費（寄附金及び補助金含む。）／経常費用	経常費用に占める教育経費の割合を示している。	高い方が望ましい

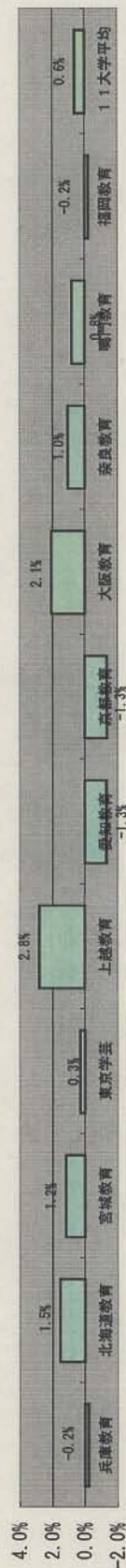
教育経費比率



(単位：千円)

	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	鳴門教育	福岡教育	11大学平均
H 教育経費	712,568	933,393	348,236	1,189,820	523,582	970,283	691,210	1,033,497	347,902	430,148	622,945	709,417
H 経常費用	4,666,959	10,415,317	4,024,657	12,322,283	4,089,783	7,604,438	5,079,553	9,749,101	3,497,062	4,459,142	5,817,371	6,526,433
H 教育経費比率	15.3%	9.0%	8.7%	9.7%	12.8%	12.8%	13.6%	10.6%	9.9%	9.6%	10.7%	10.9%
18 教育経費	696,546	1,131,921	397,142	1,295,514	648,342	895,971	629,770	1,220,050	378,597	447,442	611,524	769,347
18 経常費用	4,617,753	10,805,307	4,045,918	13,021,021	4,153,186	7,822,483	5,135,295	9,636,449	3,450,339	4,292,333	5,813,335	6,617,584
18 教育経費比率	15.1%	10.5%	9.8%	9.9%	15.6%	11.5%	12.3%	12.7%	11.0%	10.4%	10.5%	11.5%

増 減



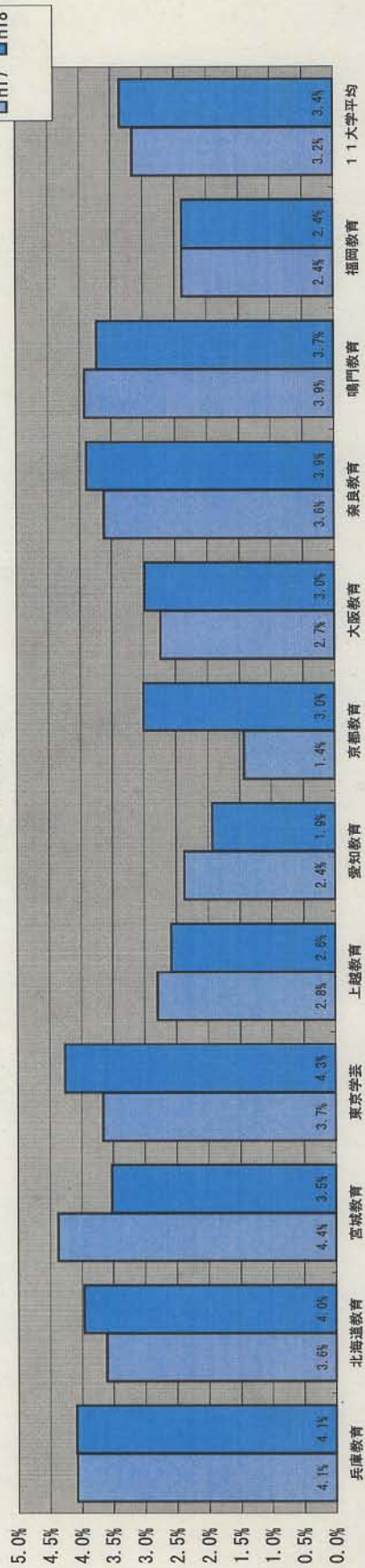
・教育経費の経常費用に対する割合を示しており、教育活動に充当されている直接費がどの程度かを表しています。
 ・本学では連合大学院の業務委託費が教育経費として計上されているため、他の経費に対して割合が高くなっています。

D. 活動性

⑧ 研究経費比率

算式	指標の意味	評
研究経費／経常費用	経常費用に占める研究経費の割合を示している。	高い方が望ましい

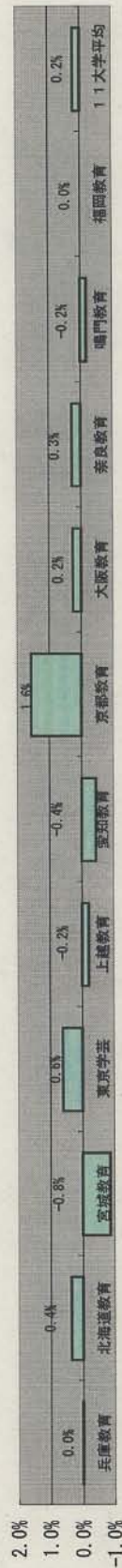
研究経費比率



(単位：千円)

	兵庫教育	北海道教育	宮城教育	東京学芸	上越教育	愛知教育	京都教育	大阪教育	奈良教育	鳴門教育	福岡教育	11大学平均
H 研究経費	190,079	375,891	175,856	450,366	114,274	180,242	72,383	266,402	126,509	174,619	138,211	205,894
H 17 経常費用	4,666,059	10,415,317	4,024,657	12,322,283	4,089,783	7,604,438	5,079,553	9,749,101	3,497,062	4,459,142	5,817,371	6,526,433
H 研究経費	388,413	428,228	142,540	554,512	107,187	150,833	154,072	287,346	134,194	159,964	138,237	222,321
H 18 経常費用	4,617,753	10,805,307	4,045,918	13,021,021	4,153,186	7,822,483	5,135,295	9,636,449	3,450,339	4,292,333	5,813,335	6,617,584

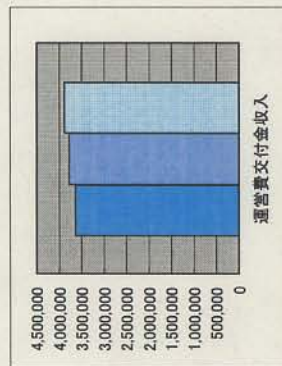
増 減



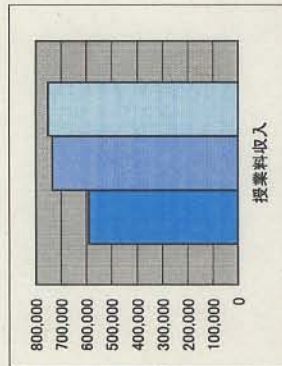
・研究経費の経常費用に対する割合を示しており研究活動に充当されている直接費がどの程度かを表しています。
 ・本学では、研究費目である教育社会調査研究センターにおける「国際化・情報化の時代に対応できる、世界的な教育のための学術研究拠点となるデータオーガニゼーション」の特別教育研究経費が平成17年度より措置されていることにより他の経費に対して割合が高くなっています。

平成16～18事業年度比較資料(収入編)

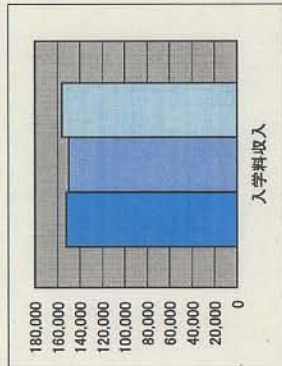
[単位:千円]



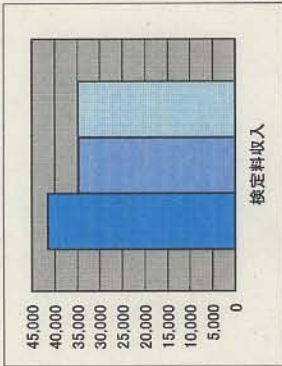
区分	運営費交付金収入	増減
平成16年度	3,638,821	-----
平成17年度	3,771,051	△ 132,550
平成18年度	3,890,322	△ 119,271



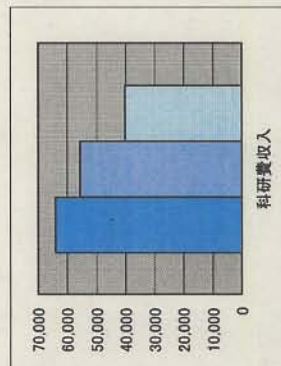
区分	授業料収入	増減
平成16年度	589,893	-----
平成17年度	734,009	△ 144,326
平成18年度	751,799	△ 17,790



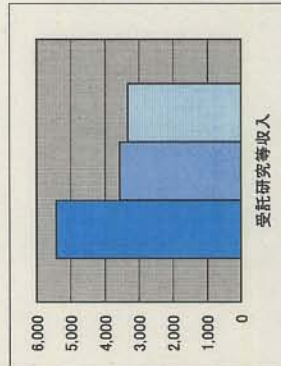
区分	入学料収入	増減
平成16年度	151,836	-----
平成17年度	149,843	△ 1,993
平成18年度	155,791	△ 5,948



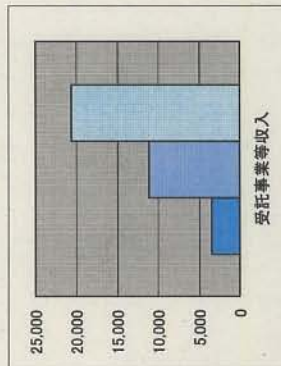
区分	検定料収入	増減
平成16年度	41,453	-----
平成17年度	34,677	△ 6,776
平成18年度	34,827	△ 150



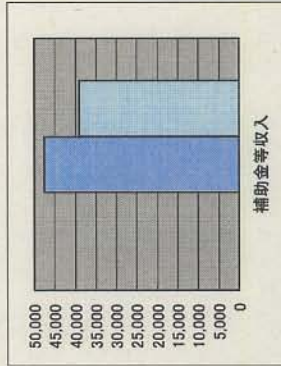
区分	科研費収入	増減
平成16年度	64,138	-----
平成17年度	55,650	△ 8,488
平成18年度	40,281	△ 15,369



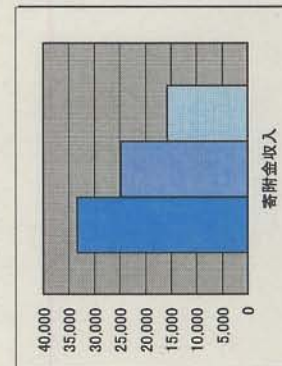
区分	委託研究等収入	増減
平成16年度	5,420	-----
平成17年度	3,559	△ 1,861
平成18年度	3,325	△ 234



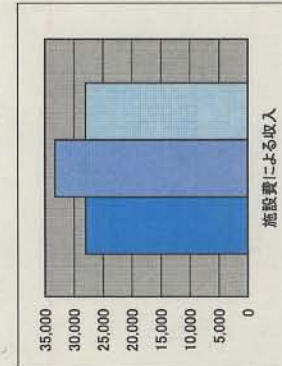
区分	委託事業等収入	増減
平成16年度	3,489	-----
平成17年度	11,151	△ 7,662
平成18年度	20,629	△ 9,478



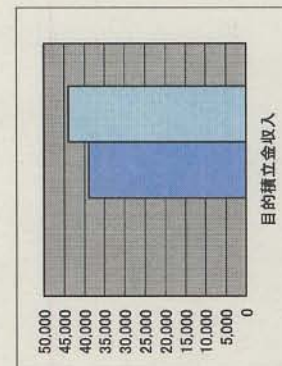
区分	補助金等収入	増減
平成16年度	0	-----
平成17年度	47,595	△ 47,595
平成18年度	39,000	△ 8,595



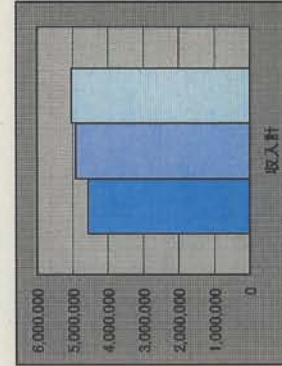
区分	香附金収入	増減
平成16年度	33,394	-----
平成17年度	24,737	△ 8,657
平成18年度	15,658	△ 9,079



区分	施設費による収入	増減
平成16年度	28,000	-----
平成17年度	33,312	△ 5,312
平成18年度	28,000	△ 5,312



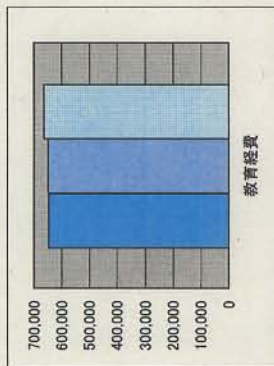
区分	目的積立金収入	増減
平成16年度	0	-----
平成17年度	39,899	△ 39,899
平成18年度	43,862	△ 5,073



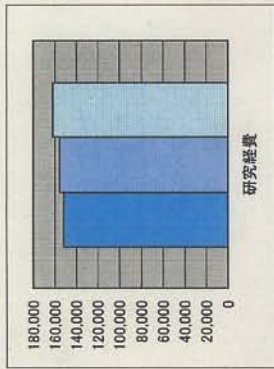
区分	収入計	増減
平成16年度	4,555,034	-----
平成17年度	4,904,473	△ 349,509
平成18年度	5,023,594	△ 119,121

平成16～18事業年度比較資料(支出・その他欄)

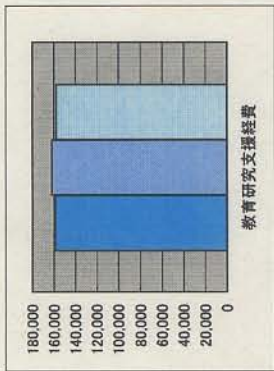
[単位:千円]



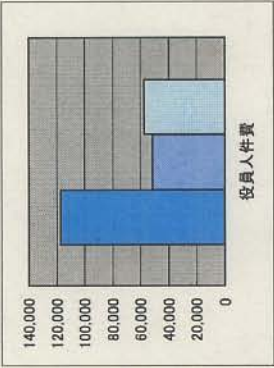
区分	教育経費	増減
平成16年度	644,855	-----
平成17年度	648,749	1,894
平成18年度	864,500	15,751



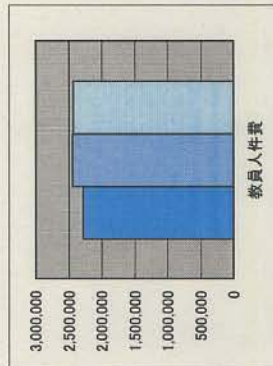
区分	研究経費	増減
平成16年度	151,499	-----
平成17年度	155,498	3,999
平成18年度	181,273	6,375



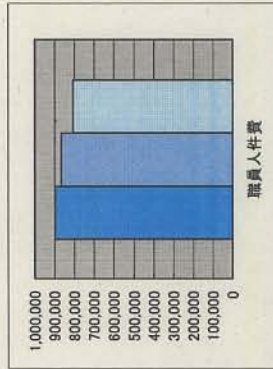
区分	教育研究支援経費	増減
平成16年度	159,108	-----
平成17年度	161,605	2,497
平成18年度	157,575	△ 4,030



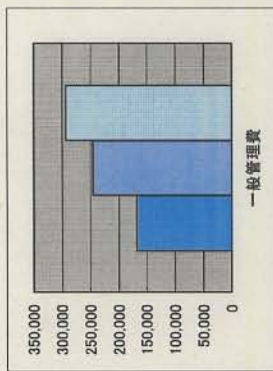
区分	役員人件費	増減
平成16年度	117,208	-----
平成17年度	51,549	△ 65,659
平成18年度	57,282	5,733



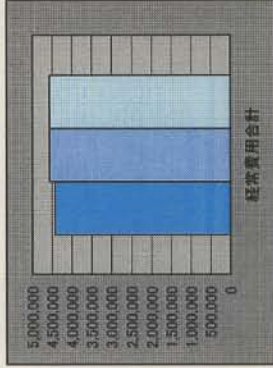
区分	教員人件費	増減
平成16年度	2,279,709	-----
平成17年度	2,436,400	156,691
平成18年度	2,428,504	△ 7,896



区分	職員人件費	増減
平成16年度	889,115	-----
平成17年度	866,838	△ 31,277
平成18年度	806,880	△ 59,858



区分	一般管理費	増減
平成16年度	188,171	-----
平成17年度	245,211	77,040
平成18年度	292,848	47,637



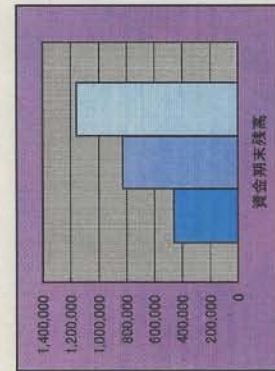
区分	経常費用合計	増減
平成16年度	4,420,685	-----
平成17年度	4,565,850	145,165
平成18年度	4,569,562	3,712



区分	当期純利益	増減
平成16年度	170,024	-----
平成17年度	207,336	37,312
平成18年度	283,000	75,664



区分	資金期末残高	増減
平成16年度	460,225	-----
平成17年度	827,426	367,201
平成18年度	1,155,986	328,560



区分	資金期末残高	増減
平成16年度	170,024	-----
平成17年度	207,336	37,312
平成18年度	283,000	75,664

財務情報分析結果の活用事例

1. 財務指標の1つである流動比率及び日々現預金の残額等を分析した結果、運営費交付金等の一時的な余裕資金を運用することにより、収入増加を図った事例

運営費交付金等の余裕資金の運用

平成19年度資金運用状況

(金額単位：円)

商品区分等		運用額	利率/年	金利(満期)	備考
新規運用 (19年度)	2年国債	200,000,000	0.700%	2,800,000	H20.1～H21.12 東海(証券)
	1年国債	100,000,000	0.800%	800,000	H20.1～H20.12 日興(証券)
	1ヶ月定期	100,000,000	0.250%	82,215	H19.11～三井住友銀行
	1ヶ月定期	100,000,000	0.250%	82,215	H19.11～三井住友銀行
	1ヶ月定期	100,000,000	0.250%	86,328	H19.11～みなの銀行
計		600,000,000		3,850,758	
既運用 (18年度)	6ヶ月定期	100,000,000	0.300%	301,047	H19.3～みなの銀行
	1ヶ月定期	100,000,000	0.250%	250,280	H19.3～三井住友銀行
計		200,000,000		551,327	
合計		800,000,000		4,402,085	

※定期預金の金利は平成20年3月29日現在

2. 財務指標の1つである一般管理比率を分析した結果、般管理費の年々増加傾向に対する節減対策を講じた事例

(1) 支払通知の合理化

財務会計システムで出力している支払通知書について、はがきに印字したものを各受給者に配布してたが、作業の軽減ならびにコストダウンを図るため、平成19年9月1日から学内の教職員については学内Eメールによる通知に変更した。

○変更に伴う経費の削減試算

平成18年度実績で試算すると

・支払通知書用紙代(A4版1枚で4件分)

⑧ 82円×800枚=7,056円

・プライベートシール代

⑨ 975円×3,200枚=31,920円

計38,976円の経費の削減が図られる。

(2) 車両運行対策

【エコドライブ10のすすめ】

運転の際は、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」(平成18年10月)を推進すること。

①ふんわりアクセル『eスタート』

②加減速の少ない運転

- ③早めのアクセルオフ
- ④エアコンの使用を控えめに
- ⑤アイドリングストップ
- ⑥暖機運転は適切に
- ⑦道路交通情報の活用
- ⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック
- ⑨不要な荷物は積まずに走行
- ⑩駐車場所に注意

(3) 定期刊行物の購入対策

一般管理費の節減のため、必要目的、利用頻度、図書館及びインターネット閲覧、隣課と共同利用等検討の上真に必要な刊行物に留めること。

(4) 省エネルギー対策

- ・エアコンの設定温度 冷房28度、暖房20度 を厳守。
- ・不在の際は、エアコン・照明器具等のスイッチの切断。
- ・昼の休憩時間は、消灯。
- ・クールビズ（軽装・ノーネクタイ）の実施。（期間 6/1～9/30）
- ・上下階への移動は、エレベータを使わず階段を使用。
- ・電力デマンドピーク時には、冷房停止を要請。

国立大学法人兵庫教育大学が締結する随意契約の公表基準について

平成18年6月16日
事務局長裁定

国立大学法人兵庫教育大学(以下「兵庫教育大学」という。)が締結する随意契約の公表基準については、以下の通りとする。

第1(公表の対象とする随意契約)

国立大学法人兵庫教育大会計規則(平成16年4月1日制定)第26条の規定により締結された随意契約のうち兵庫教育大学の支出の原因となる契約であって、工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えるもの及び、その他の契約で予定価格が300万円を超えるものとする。

なお、国立大学法人兵庫教育大学政府調達事務取扱規程(平成16年4月1日制定)により、官報に公示することとされているもの及び兵庫教育大学の行為を秘密にする必要があるものは除く。(以下「公表対象随意契約」という。)

第2(公表の時期及び方法)

兵庫教育大学契約担当役は、公表対象随意契約につき、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に兵庫教育大学のホームページに掲載する方法により公表を行うものとする。

また公表は逐次行う方法のほか、一定期間において締結した公表対象随意契約を適宜とりまとめて公表する方法によることができる。この場合において、とりまとめて公表する全ての公表対象随意契約について、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表を行わなければならない。

また、公表は少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

第3(公表の内容)

兵庫教育大学契約担当役は、上記2の公表において、公表対象随意契約に関し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1. 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 2. 契約担当部署名
 3. 随意契約を締結した日
 4. 随意契約の相手方及び住所
 5. 随意契約に係る契約金額
 6. 随意契約によることとした理由
- 公表は、別紙様式によるものとする。

第4(施行期日等)

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

[ホームへ]

作成・管理: 兵庫教育大学総務部 財務課 契約チーム

住所: 〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1

E-mail: office-keiyaku-t@hyogo-u.ac.jp

平成19年度 随意契約内容公表一覧

平成20年1月8日現在

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当部署名	契約を締結した日	契約の相手方及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
韓国における青少年の喫煙、飲酒、と薬物乱用の実態と生活習慣に関する調査	総務部財務課契約チーム	平成20年1月8日	(주) 리서치 플랫폼 서울특별시 서대문구 중정로 3가 32-11 〔参考社名: ㈱リサーチプラス〕	30,000,000韓 国ウォン 〔参考邦貨: 3,750,000円〕	外国での契約のため、国立大学法人兵庫教育大学会計規則第26条第1項第1号により随意契約を行った。	

平成19年7月2日現在

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当部署名	契約を締結した日	契約の相手方及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
平成19年度会計監査人に関する監査契約	総務部財務課契約チーム	平成19年7月2日	東京都新宿区津久戸町1-2 あざ監査法人	6,300,000円	文部科学大臣があざ監査法人を会計監査人として選任したため、国立大学法人兵庫教育大学会計規則第26条第1項第1号により随意契約を行った。	

平成19年4月2日現在

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当部署名	契約を締結した日	契約の相手方及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
神戸情報文化ビル定期建物賃借契約(大学院神戸サテライト教室)	総務部財務課契約チーム	平成19年3月13日 (5ヶ年)	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市	45,486,372円	本学の大学院神戸サテライト教室として使用するため、立地条件、必要面積を確保できること等条件を全て満たす物件を所有している相手方は他になく、国立大学法人兵庫教育大学会計規則第26条第1項第1号により随意契約を行った。	契約金額は、年間金額である。
兵庫教育大学附属学校における学校給食調理等業務	総務部財務課契約チーム	平成19年3月19日	東京都文京区関口1-23-6 財団法人学校福祉協会	16,905,000円	附属学校における学校給食については、学校給食が全児童・生徒を対象として学校教育の一環として実施するものであり、ア 給食内容の質的水準の維持改善を図るとともに、イ その効率的・合理的な実施を図り、かつ、ウ 父兄の負担額を軽減することが必要であり、①同法人は、昭和25年に文部大臣の認可を得て集団給食の近代化を推進することを主たる趣	

兵庫教育大学校舎 警備業務	総務部財 務課契約 于一ム	平成19年 3月22日	東京都渋谷区神宮 前1-5-1 セコム株式会社	10,912,548円	旨として設置されたものであり、営利を目的としていないこと。②給食技術 に関する学校を併設し、全職員に対し、組織的・体系的な職員教育を行っ ていること。③全国100箇所の事業所において集団給食を実施しており、 優れた経験を有すること。④本学は、昭和59年3月から附属学校において 児童・生徒を対象とした給食業務を委託しているが、その運営等について は、学校給食の本旨に沿って実施しており、優れた業務実績を有してい る。以上の理由から、国立大学法人兵庫教育大学会計規則第26条第 1項第1号により随意契約を行った。	保安の確実性、信頼性及び異常時に迅速かつ適切な対応ができる即 応体制を整備していることが必要で、同社は本学に最も近いところに待機 所を有し、近隣にも多数の待機所があり、加東市内では他にも公的機関と も契約している。これらことから、緊急事故発生時には他社と比べて最 も早く契約施設に到着できるため、迅速な対応が可能であるため、国立大 学法人兵庫教育大学会計規則第26条第1項第1号により随意契約を行 った。	契約金額 は、概算 金額であ る。
AAC:augmentative and alternative communication 他76点(外国雑誌)	総務部財 務課契約 于一ム	平成19年 3月27日	豊中市蛸池東町4- 6-23 株式会社紀伊國屋 書店大阪営業部	7,035,267円	外国雑誌は暦年で年間購読(1月～12月)するのが商習慣であり、前年 に予約申込が必要であるが、予約時には大半の雑誌の価格の把握が困 難なことから、契約の性質又は目的が競争を許さないため、国立大学法 人兵庫教育大学会計規則第26条第1項第1号により随意契約を行った。		

平成19年4月2日現在

物品等又は役務の 名称及び数量	契約担当 部署名	契約を締 結した日	契約の相手方及び 住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
兵庫教育大学昇降 機設備保守	総務部施 設管理課 施設企画 于一ム	平成19年 3月20日	大阪市西区江戸堀 2丁目6番35号 日本エレベーター 製造株式会社	2,966,040円	昇降機設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第8条第1項の規 定により、常時適法な状態に維持するように努めなければならない。日本 エレベーター製造株式会社は、本学嬉野台地の7機の昇降機設備の製 造会社であり、昇降機設備の信頼性及び安全性を確保するための高度な 専門知識を有し、円滑な管理と事故発生時の迅速な復旧・再発防止処置 のための保安態勢を備えている。また、製造会社である同社以外の場合、 保守・修理に不可欠な部品等の迅速・安定的な供給が非常に困難であり、 管理運営に重大な支障を来すおそれと考えられる。 これらの要件を考慮すると、日本エレベーター製造株式会社に保全業 務を行わせることが本学にとって最も有利であると判断できる。 したがって、国立大学法人兵庫教育大学会計規則第26条第1項第1号 及び国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程第9条第1項第6号 の規定を適用し、日本エレベーター製造株式会社と適正価格で随意契約 を行った。	

様式10

随意契約見直し計画

平成19年12月
国立大学法人兵庫教育大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも20年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)
一般競争入札等	競争入札			(%)	(%)
	企画競争	(%)	(%)	(29%)	(25%)
随意契約		(100%)	(100%)	(71%)	(75%)
		7	91	5	68
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		7	91	7	91

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)

一般競争入札等	競争入札			(%)	(%)
	企画競争	(%)	(%)	(100%)	(100%)
		1	17		
随意契約		(100%)	(100%)	(%)	(%)
		1	17		
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1	17	1	17

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(%)	(%)
一般競争入札等	競争入札			(%)	(%)
	企画競争	(%)	(%)	(17%)	(7%)
		1	5		
随意契約		(100%)	(100%)	(83%)	(93%)
		6	74	5	68
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		6	74	6	74

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成20年1月から、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行することとする。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。
(平成20年10月を目途に作成予定)
- ③ プロジェクトチームの設置
上記措置を行うため、財務課にプロジェクトチームを設置する。

(2) 委託契約等の取扱

賃貸借及び設備、物品等の購入と不可分な関係にある保守点検業務等は、複数年度を前提とした契約へ移行する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、契約事務体制の整備、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

H19. 3. 20作成
H19. 10. 19修正
H19. 12. 20修正

兵庫教育大学人件費所要見込額の推移

1. 総人件費改革の内容

- (1) 行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）で、総人件費改革の実行計画においては、「各法人の人件費削減の取組は、今後5年間で5%以上の人件費の削減を行うこと」が示された。
- (2) 実施時期は、平成18年度から平成22年度までの5年間とする。但し、国立大学法人の第1期中期計画は、平成21年度で終了するため、計画終了時においては4%の削減をすることとなっている。
- (3) 人件費削減を行う基本ベースは、平成17年度の人件費予算相当額とすること。
- (4) 対象者は、常勤の役員及び職員を対象とすること。
- (5) 対象人件費は、3目（本給、諸手当、超過勤務手当）を対象とし、法定福利費は含まないこと。
- (6) 特別教育研究経費（教育・社会調査研究センター）及び新専攻設置のため、人件費相当分として増額された額は、上記（3）の基本ベース額には含まれないが、それを人件費として執行した額は、削減の対象となること。（削減率の計算において、分母には含まないが、人件費として執行した額は分子に含むことになる。）

2. 人件費削減への取組

- (1) 平成17年度人件費予算相当額（基本ベース） 2,825,377千円
- (2) 平成21年度（中期計画終了時）人件費上限決算額（4%削減） 2,712,361千円
- (3) 平成22年度人件費上限決算額（5%削減） 2,684,108千円

(4) 平成18年度～平成22年度に係る人件費削減計画 (単位：千円)

事 項	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度人件費当初予算額	—	2,612,688	2,675,688	2,702,645	2,709,320
当該年度増減見込額	—	63,000	26,957	6,675	△4,325
合 計	2,612,688	2,675,688	2,702,645	2,709,320	2,704,995
H17年度人件費予算との比較	92.47%	94.70%	95.66%	95.89%	95.74%

(5) 人件費削減計画の年度別内訳 (単位：千円)

事 項		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
大学 教員	昇任	11,000 5人	11,000 4人	11,000 4人	11,000 4人
	採用	83,000 8人	64,000 6人	10,000 1人	
	定年退職（前年度）	△84,000 7人	△84,000 7人	△60,000 5人	△48,000 4人
	任期満了退職（前年度）			△22,000 3人	△41,000 5人
	自己都合退職（前年度）	△46,000 5人	△37,000 4人	△12,000 1人	
特任	採用	24,000 4人	12,000 2人	12,000 2人	
	任期満了退職（前年度）		△6,000 1人	△6,000 1人	
事務	定年退職（前年度）		△3,300 1人		
	昇格（7人程度）	2,681	2,681	2,681	2,681
共通 事項	新設手当	6,000	△3,000		
	昇給ベース	11,319	15,576	15,994	15,994
	人事院勧告対応分	5,000	5,000	5,000	5,000
	危険分	50,000	50,000	50,000	50,000
計		63,000	26,957	6,675	△4,325

（備考）人件費増減内訳には、法定福利費は含まない。

（教員職種別単価）（単位：千円）

教 授	准教授	講 師	助教	特 任
12,000	10,000	8,000	7,000	6,000

国立大学法人兵庫教育大学の平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果（抜粋）

(2) 財務内容の改善

- ① 外部研究資金その他の自己収入の増加
- ② 経費の抑制
- ③ 資産の運用管理の改善

平成 18 年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

- 経費節減の取組として、契約の見直し、業務委託の促進、節電・節水等、管理的経費の節減に努め、一定の成果は得られている。大学院の新専攻の学生募集に係る経費等が新たに加わったため、一般管理費比率が 6.2 %（前年度比 0.5 %の増）となっているが、今後、一層の効率的な取組が期待される。
- 中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。

平成 18 年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。

【法人による自己評定と評価委員会の評価が異なる事項】

- 年度計画【144、145】「外部資金獲得のための説明会・研修会を開催するとともに外部資金獲得のための全学的体制の一層の整備を行い、外部資金の増加を図る。」（実績報告書 17 頁）については、平成 17 年度（1 億 1,670 万円）に比べ平成 18 年度（1 億 140 万円）の外部資金獲得額が減少していることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている

（理由）年度計画の記載 6 事項中 5 事項が「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるが、1 事項について「年度計画を十分には実施していない」と認められ、上記の状況を総合的に勘案したことによる。

平成19年9月4日
学系長会議確認事項

科学研究費補助金の採択件数を増やすための方策（まとめ）

－ 100%応募，50%採択に向けて－

中期目標の達成

中期目標・計画期間中において科学研究費補助金の採択件数を2割増加させるため、全教員が目標達成に向けて取り組む。

【目標件数：41件（34件（16年度採択件数）×1.2）】

参考：申請・採択件数実績

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
申請件数	86	86	87	75	
採択件数	34	35	27	34	41以上

体制面

○相談窓口の設置

・各学系に科学研究費補助金研究計画調書の記入方法の相談や研究計画の評価・助言を行うアドバイザースタッフを置く。

○情報収集機能の充実

・各学系のアドバイザースタッフ及び事務担当者を説明会に派遣し、最新の情報を収集し、学内に提供する。

○専門性の向上

・アドバイザースタッフ及び事務担当者を研修会等に派遣し、スキルアップを図る。

申請方法

○チームによる申請

・科学研究費補助金の申請にあたっては、個人にとどまらず、チームを編成し申請する取組を進める。

○科学研究費補助金研究計画調書作成時における評価基準の確認

・各教員が研究計画調書を作成する場合には、事前に文部科学省や日本学術振興会のホームページに掲載されている「評価基準」等を必ず参照すること。

その他

○100%応募、50%採択に向けて

・学系会議等において、学系長から構成員に対して申請を促す。

○科学研究費補助金の採択を増加させるための検討組織を設置

・科学研究費補助金の獲得を推進するため、学系長会議を検討組織として位置付ける。

○教員向け資料の作成・配付（科学研究費補助金応募の手引き）

・科学研究費補助金の概要・応募日程・評価基準等の参考資料を作成し、全教員に配付する。（7月11日の学系長会議後に学系長を通じて所属教員に配付。）

○相談会の実施

・科学研究費補助金に関する質問・相談に応じるために、定期的に相談会を実施する。相談には、勝野副学長他数名の教員と研究支援課職員が対応する。（相談会は7/19（木）～10月末頃までの毎週木曜日、12:20～13:00とする。）

○研究計画調書の閲覧

・研究支援課で、過去10年間に採択された課題について、関係教員の協力を得て研究計画調書を閲覧できるようにする。

H19.10.10

各学系のアドバイザースタッフ一覧表

学 系 名	職 名	氏 名	備 考
基礎教育学系	教 授	安部 崇慶	
	教 授	古川 雅文	
臨床・健康教育学系	教 授	市井 雅哉	
	教 授	西岡 伸紀	
社会・言語教育学系	准教授	吉田 達弘	
	准教授	首藤 明和	
自然・生活教育学系	教 授	吉岡 秀文	
	教 授	福田 光完	
体育・芸術教育学系	教 授	後藤 幸弘	
	准教授	喜多村 明里	
	准教授	岡本 信一	

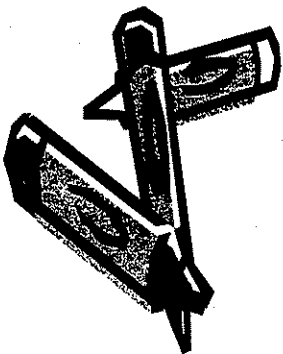
※アドバイザースタッフに変更がある場合は、研究支援課まで報告して下さい。

科学研究費補助金 応募の手引き (抜粋)

—100%応募、50%採択に向けて—

平成19年7月

兵庫教育大学
教育研究支援部研究支援課



中期目標・計画の達成

〈中期計画 145〉科学研究費補助金に積極的に応募し、採択件数の2割の増加を図る。 【目標件数：41件以上】

目 次

応募の日程	1
科研費の「研究種目」一覧	2
平成20年度の公募より適用する「系・分野・分科・細目表」	3
「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	7
電子申請について	23
応募者の手続き	26
審査・評定基準	
(1) 特別推進研究、特定領域研究	31
(2) 基盤研究(S), 基盤研究(A, B, C)「一般」, 基盤研究(C)「企画調査」, 若手研究(A, B)	40
(3) 基盤研究(A, B)「海外学術調査」	46
(4) 萌芽研究	52
重複応募の制限一覧表	58
科研費による成果	65

【問い合わせ先】

教育研究支援部研究支援課研究支援チーム

内線：2258, 2418

E-mail：office-kenkyu-t@hyogo-u.ac.jp

科学研究費補助金・寄附金・受託研究費・共同研究費等 受入件数・金額一覧

(H20.3.31現在)

年度	教員研修モデルカリキュラム開発プログラム等		奨学寄附金(研究補助金)		受託研究		共同研究		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
16	(6) 7	(20,548,624) 22,048,242	5	3,800,000	3	5,000,000	1	420,000	16	31,268,242
17	(7) 8	(57,209,582) 58,746,182	5	2,870,000	2	3,138,900	1	420,000	16	65,175,082
18	(6) 13	(15,345,047) 59,628,775	4	2,500,460	3	2,905,000	1	420,000	21	65,454,235
19	(8) 16	(40,338,151) 96,799,412	7	6,000,000	9	14,929,619	1	420,000	33	118,149,031

* ()は、新規事業分を内数で示す。

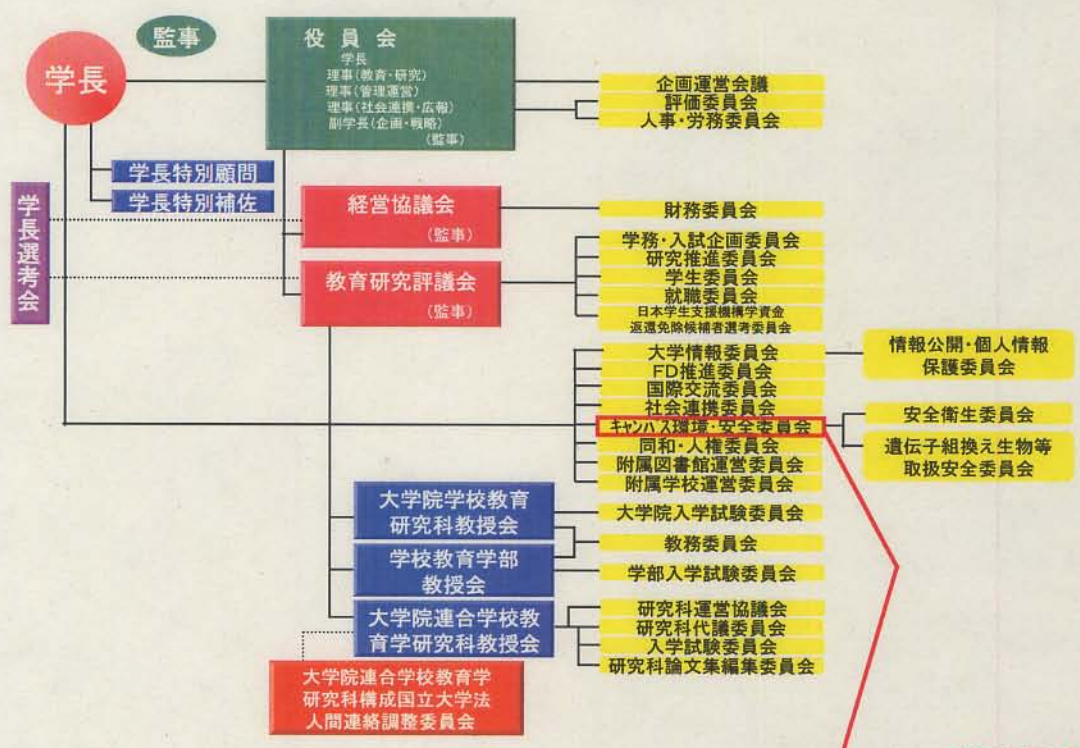
年度	科学研究費補助金		科学研究費補助金(内訳)					
	交付決定 件数	金額	申請件数	(継続)	(新規)	採択件数	(継続)	(新規)
16	34	61,900,000	86	(23)	(63)	34	(23)	(11)
17	33	51,600,000	84	(21)	(63)	35	(21)	(14)
18	26	35,960,000	87	(15)	(72)	28	(15)	(13)
19	34	59,250,570	76	(20)	(56)	34	(20)	(14)
20			114	(22)	(92)			

* 交付決定件数と採択件数が相違しているのは、教員の異動によるもの。

* 研究成果公開促進費(2,700千円)を含みます。

* 平成19年度寄附金は受入決定額を示す。

兵庫教育大学施設マネジメント体制



H16年度設置

キャンパス環境・安全委員会

施設管理課
総務課

目的

キャンパスの環境・安全確保及び労働安全衛生等に関する事項を検討するため

1. キャンパスの将来計画、環境及び安全等の検討に関すること。
2. 建物施設の利用計画、設計、構想に関すること。
3. 労働安全衛生に関すること。
4. 実験廃液、実験廃棄物等の処理、環境汚染防止、人の健康生活環境の維持保全に関すること。
5. 組換えDNA実験の計画、実施、安全確保に関すること。
6. 緑化計画に関すること。
7. 構内における交通安全に関すること。
8. その他キャンパス環境・安全に関すること。

委員会構成

理事・副学長 (委員長)

理事・事務局長

附属幼稚園園長

教育研究支援部長

基礎教育学系教授

臨床・健康教育学系教授

社会・言語教育学系教授

自然・生活教育学系教授

体育・芸術教育学系准教授

建物施設等専門委員会 **H18年度設置**

遺伝子組換え生物等取扱安全委員会

安全衛生委員会

施設マネジメントの取組状況

- H12年 7月 兵庫教育大学既存施設の有効活用を図るための調査等に関する細則の成立
- H16年 8月 各棟・部・講座別使用状況調書の作成
732㎡を全学的なスペースとする
- H17年 2月 施設整備の基本方針の決定
教員研究室・実験室・実習室の整備方針の決定
- H17年 5月 委員会預かり室運用事項 細則の決定
各研究棟の空調設備の整備方針
- H17年 8月 委員長による使用実態調査 延3回の実施
- H18年 2月 兵庫教育大学改革再編に伴う施設整備について決定
- H18年 3月 各部よりの拠出面積の確認
- H18年 5月 各部よりの拠出面積の現地確認
計 850㎡
- H19年 3月 拠出面積のうち250㎡をコラボレーションセンター、新専攻院生研究室等に改修
- H19年 4月 キャンパス内全面禁煙を実施
- H19年 6月 建物施設等専門委員会（2回開催）で、建物基準面積算出の基準を作成
- H19年 7月 各棟、専攻、コース別使用状況の調査を実施
- H19年11月 学生アメニティ（大学会館南側にオープンテラス 238㎡・テーブル14台・イス46脚を設置）の整備
- H19年12月 各棟、専攻、コース別使用状況調書の作成
- H20年 2月 兵庫教育大学マスタープランを策定
- H20年 3月 拠出面積のうち451㎡を新設2専攻大学院・教職大学院に向けた改修を実施

兵庫教育大学マスタープラン（抜粋）

兵 庫 教 育 大 学

平成19年度

(1) 施設整備の基本方針

① 大学の教育・研究の理念・目標及び将来構想

新構想の教育大学として昭和53年開学した本学は、大学院・学部を通じて「学校教育に関する実践的な教育・研究」に重点を置いて活動してきた。

平成12年4月の組織改革では修士課程において、教育臨床系コース・総合学習コースを新設し、特定専攻・コースへの志願者・入学者の慢性的な偏りの是正をはかるとともに、夜間開講の「大学院神戸サテライト」を神戸市中央区に開設した。

学部についても、修士課程と同様に教育臨床系コース・総合学習系コースを新設するとともに、入学定員200名を160名に変更し、併せて3学期制から2学期制へと学期制についても変更した。

平成16年4月には、国立大学法人法の施行に伴い国立大学法人兵庫教育大学設立大学院学校教育研究科の学校教育専攻の学校心理コースを増設、連合大学院大阪サテライトを大阪中之島に設置した。附属学校を学部附属から大学附属に変更した。

平成17年4月に大学院重点化に伴い教員の所属を大学院に変更し、専攻・コースの名称変更をした。

教育・社会調査センターを設置した。

平成19年4月には、教育研究組織の変更を行い、部、講座制から、学系、専攻・コースに変更した。

平成19年4月より、教職大学院の20年度開設を目指して、学校教育研究科の改組として学校指導職専攻及び教育実践高度化専攻を新設した。

教育実践コラボレーションセンターを設置し、神戸サテライトを移転した。

今後とも本学は、教育実践に関わる根元的な事項から先端的な事項までの幅広い研究を進めるとともに、地域社会と、我が国全体及び諸外国へも、情報を発信できる大学として教育・研究を一層推進していく。また、諸外国からの情報の受け入れ及び留学生の受け入れ等についても積極的に取り組み、国際社会に開かれた大学として、教育・研究を進めていく。

②施設整備の目標

大学の教育・研究の理念・目標を実現していくため、その基盤となる施設の適切な整備が不可欠である。嬉野台団地における修士課程・学部組織改革や連合大学院の設置等にもなう諸施設整備の計画は、大学院及び学部に関わる既存の諸施設との関係の再検討及び大学全体としての教育・研究に関わる有機的連携構想のもとに進めていくことが重要であり、連合大学院校舎、研究科校舎、附属図書館、第2体育館、学生宿舎の整備について、既存の校舎等の活用状況の徹底的な見直しの上に立って計画する。また、このような教育・研究施設の整備に際しては、これからの国際化の進展、生涯学習時代への対応及び教員・職員・学生の生活に潤いをもたらす環境の整備と言った観点をも十分に取り入れた計画とし、人間味のある施設作りを目指す。

また、本学は教員のための開かれた新構想大学として教育現場で必要な情報を提供し、教育現場での経験を教育の実践的な研究に生かすことを目指し、本学の卒業生、修了生を中心に、インターネットで結ぶ情報ネットワーク「教育実践ネットワーク」を構築しており、内容の充実にも力を入れている。

教育・研究の場である大学施設の整備は、現に教育・研究の推進を支えている既存施設の有効活用の徹底と、見直しに立って計画するとともに、地域社会との調和を保ちつつ、エネルギー使用の効率化、廃棄物の処理等様々な活動にも配慮して、キャンパス全体として調和のとれた施設作りを進める。

③施設整備の問題点と課題

本学は創設後約30年を経過し、主要施設の老朽化が目立ってきている。なかでも、設備関係は、応急修理でしのいでいるが、更新時期にきているものが多数であり、計画的に進めていかねばならないが、予算的にも大きな額が必要であり、緊急及び、必要度の高いものからの更新とならざるをえない。

耐震関係は、比較的Is値が高く、概算要求でも評価が低い。

既存施設の見直しは、平成16年度に各棟使用状況調書を作成し、平成17年に調書を基に現地調査も行き、面積の見直しを行った。平成18年に学系、専攻・コースに教育・研究組織が変更されたため19年に全体調査を行い、見直しを進める。

平成20年2月5日 キャンパス環境・安全委員会 了承

平成19年度 共通講義棟教室稼働状況 (前期)

9-3

教室	収容人数 (試験時)	移動 固定	マイク		VTR システム		エア コン	情報 コンセ ント	1週間 あたり 教室 割当数	土日 含む 稼働率	平日 稼働率
			卓上	W・L	VHS	DVD					
101	30	移			○		○	○	15	52%	60%
102	80	移	○		○	○	○	○	11	38%	44%
103	30	移			○		○	○	15	52%	60%
104	80	移	○		○	○	○	○	14	48%	56%
105	30	移			○	○	○	○	14	48%	56%
107	30	移			○		○	○	11	38%	44%
106	214 (114)	固	○	○	○	○	○	○	14	48%	56%
108	214 (114)	固	○	○	○	○	○	○	14	48%	56%
111	100 (60)	固	○	○	○		○	○	20	69%	80%
113	60 (36)	固			○	○	○	○	12	41%	48%
204	80	移	○		○	○	○	○	11	38%	44%
205	30	移			○	○	○	○	14	48%	56%
207	30	移			○		○	○	8	28%	32%
211	100 (60)	固	○	○	○		○	○	14	48%	56%
212	48	移			○		○	○	13	45%	52%
213	60 (36)	固			○	○	○	○	15	52%	60%
214	48	移			○		○	○	11	38%	44%
302	80	移			○	○	○	○	12	41%	48%
304	80	移			○	○	○	○	8	28%	32%
305	30	移			○	○	○	○	4	14%	16%
307	30	移			○	○	○	○	2	7%	8%
311	100 (60)	固	○		○	○	○	○	0	0%	0%

252 39% 46%

平成19年度 共通講義棟教室稼働状況（後期）

9-3

教室	収容人数 (試験時)	移動 固定	マイク		VTR システム		エア コン	情報 コン セント	1週間 あたり 教室 割当数	土日 含む 稼働率	平日 稼働率
			卓上	WL	VHS	DVD					
101	30	移					○	○	13	45%	52%
102	80	移				○	○	○	15	52%	60%
103	30	移					○	○	12	41%	48%
104	80	移	○		○	○	○	○	14	48%	56%
105	30	移				○	○	○	13	45%	52%
107	30	移					○	○	11	38%	44%
106	214 (114)	固	○	○	○	○	○	○	15	52%	60%
108	214 (114)	固	○	○	○	○	○	○	12	41%	48%
111	100 (60)	固	○	○	○	○	○	○	17	59%	68%
113	60 (36)	固			○	○	○	○	8	28%	32%
204	80	移	○		○	○	○	○	14	48%	56%
205	30	移				○	○	○	13	45%	52%
207	30	移			○		○	○	16	55%	64%
211	100 (60)	固	○	○	○	○	○	○	13	45%	52%
212	48	移					○	○	10	34%	40%
213	60 (36)	固			○	○	○	○	9	31%	36%
214	48	移					○	○	12	41%	48%
302	80	移			○	○	○	○	11	38%	44%
304	80	移	○		○	○	○	○	4	14%	16%
305	30	移				○	○	○	6	21%	24%
307	30	移				○	○	○	2	7%	8%
311	100 (60)	固	○		○	○	○	○	2	7%	8%

242 38% 44%

専攻・コース別使用面積状況一覧(現状)

H20年1月28日現在

記号	専攻・コース名等	面積 (㎡)							備 考	
		教育・言語・社会棟	自然、生活・健康棟	芸術棟	体育棟	学校教育センター	情報処理センター棟	発達心理臨床研究センター棟		合 計
学校教育学専攻										
1	教育コミュニケーションコース	253							253	
2	幼年教育コース	472							472	
3	学校心理学コース	306							306	
4	教育臨床心理コース	253		27				40	320	
特別支援教育学専攻										
5	心身障害コース	265							265	
6	特別支援教育コーディネーターコース	187				19			206	
教科・領域教育学専攻										
7	言語系コース(国語)	305				19			324	
8	言語系コース(外国語)	310							310	
9	社会系コース	782							782	
	学校教育共通	166							166	
10	自然系コース(数学)		424						424	
11	自然系コース(理科)		72						72	
11	自然系コース(理科分野)区分1		753						753	2,603
11	自然系コース(理科分野)区分2		946						946	
11	自然系コース(理科分野)区分3		659						659	
11	自然系コース(理科分野)(共通)		173						173	
	自然系共通		332						332	
12	芸術系コース(音楽分野)			1,136					1,136	
13	芸術系コース(美術分野)			1,420					1,420	
	芸術系共通			206					206	
14	生活・健康・総合内容系コース(保健体育)		405		366				771	
15	生活・健康・総合内容系コース(技術)		540			19	78		637	
16	生活・健康・総合内容系コース(家庭)		794						794	
	総合学習系教育		202						202	
学校指導職専攻・教育実践高度化専攻										
17	学校指導職専攻	242							242	
18	授業実践リーダーコース	337	209			38			584	
19	心の教育実践コース	303				19			322	
20	小学校教員養成特別コース	57	138	58	52	38			343	
	学校指導職専攻・教育実践高度化専攻共用	51							51	
計		4,289	5,647	2,847	413	152	78	40	13,471	
実技教育研究指導センター		429		770	602				1,801	
連合大学院		57							57	
発達心理臨床研究センター								513	513	
情報処理研究センター							276		276	
社会調査センター				144					144	
教育実践コラボレーションセンター			138						138	
学校教育研究センター		19				1,222			1,241	
事務局(事務室等)		55	21	89					165	
委員会預かり室(有償・無償使用)		187	76	116					379	
委員会預かり室			242	0	40				282	
事務局設備室(機械室・電気室等)		107	63	33		58		36	297	
共通部分(廊下、階段、便所等)		2,685	2,844	1,458	278	450	133	359	8,207	
計		3,539	3,384	2,610	920	1,730	409	908	13,500	
合 計		7,828	9,031	5,457	1,338	1,862	487	948	26,971	

平成19年度 施設の維持管理年間計画予定表 保全業務関係(役務)

(単位 円)

予算区分	執行状況 企 業	業務事項	担当		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	概算金額	
			運	管														契約金額	執行金額
運営交付金	4/1	自家用電気工作物保全業務	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	電話交換機設備保全業務 (嬉野・山園団地)	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	昇降機設備保守	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	ダムウェアター設備保守 (附属小学校)	○												4/1 見積書・積算 契約				POG契約 1回/月 点検
運営交付金	4/1	浄化槽設備保守	○												4/1 見積書・積算 契約				POG契約 1回/月 点検
運営交付金	4/1	浄化槽設備管理(春期)	○												4/1 見積書・積算 契約				2回/週点検
運営交付金	4/1	植栽維持管理(秋期)	○												4/1 見積書・積算 契約				単回契約 10回/年清掃
運営交付金	4/1	植栽維持管理(秋期)	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	植栽剪定・枯木処理等	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	消防用設備等点検業務	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	受水槽清掃その他 (嬉野・山園団地)	○												4/1 見積書・積算 契約				水質検査を含む
運営交付金	4/1	冷房設備保全 (嬉野・山園団地)	○												4/1 見積書・積算 契約				3回/期間 点検
運営交付金	4/1	暖房運転・監視・点検・保守業 務	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	大学プール保守点検	○												4/1 見積書・積算 契約				3回/期間 点検
運営交付金	4/1	給湯ボイラー点検業務 (大学会館)	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	学生寄宿舎排水管等清掃	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	教育・言語・社会棟雑糞蓋他 暖房運転業務	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	実験廃水処理施設点検整備	○												4/1 見積書・積算 契約				
運営交付金	4/1	実験廃水処理施設水質分析	○												4/1 見積書・積算 契約				

執行状況	企	業	運	管	施設企画チーム選し日
	○	○	○	○	契約日
	○	○	○	○	竣功日
概算金額計					
執行金額計					

空調機改修計画について

平成18年11月29日役員懇談会了承

平成19年11月14日役員会了承

現在、空調設備のない部屋は、言語棟46室、自然棟81室、芸術棟22室である。

今後、既設の空調の更新も必要であり、新規分は、教員研究室、講義室、演習室については天井付けエアコン、院生研究室、学生控室、実験室、実習室、資料室等についてはウインド型エアコンを以下の計画により整備することとしたい。

- ① 既存の空調機の更新については、7期に分けて順次、施設整備補助金により更新する。
- ② 未設置の室の設置については、以下の計画により、学長裁量経費又は教育研究充実積立金により整備する。

- | | |
|-----|---------------------|
| 第1期 | 言語棟、自然棟、芸術棟の講義室（8室） |
| 第2期 | 教員研究室、演習室、研究室（12室） |
| 第3期 | ウインド型エアコン（その1） |
| 第4期 | ウインド型エアコン（その2） |
| 第5期 | ウインド型エアコン（その3） |

※ 言語棟、自然棟、芸術棟の講義室、演習室については、共通講義棟の講義室と同じ全学共通利用とし、教育支援課の管理としたい。この措置により、空調設備の整備や、机、イスの整備について全学的に考えることが出来る。

平成20年2月5日キャンパス環境・安全委員会了承

空調機改修計画について、第3期～第5期 ウインド型エアコンの整備順位について、検討を行う。

1. 言語棟7階から下階へ整備する。
2. 自然棟5階から下階へ整備する。
3. 芸術棟3階から下階へ整備する。

環境保全の現状

1. 省エネルギー

エネルギーの使用の合理化を計ることにより環境への負荷が低減される。

改正省エネ法（電気と燃料、熱が一本化され規制強化）が平成18年4月1日から施行され
本学の現状は、次の通りである。

18年度

電気	原油換算	999KI
燃料	A重油 原油換算	172KI
	LPG 原油換算	63KI
合計		1,234KI

参考 エネルギーとは、電気及び燃料（油、ガス、石炭）並びに熱（蒸気、冷温水）を言う。
第二種事業所とは、エネルギーの年間使用量が、原油換算値で1,500KI以上

本学は、第二種事業所に該当していない。

日常から学内に省エネの啓蒙と工事では省エネ機器を採用し省エネに努めている。

省エネの啓蒙

冷暖房期、夏期のデマンドピーク時のメール配信

省エネ機器の選定（Hf照明器具等）

2. 工事関係

環境に配慮した施工選択

- a) エコ電線の使用
- b) 空調機器のノンフロン化と講義室の運転時間の制限システム
- c) 手洗いの自動水栓
- d) 小便器、大便器の自動洗浄装置

3. PCB廃棄物（高濃度）

本学では、PCB廃棄物（高濃度）はない。

微量PCB（0.5mg/kgを超える）混入の可能性がある機器については、嬉野台26台、山国4台が該当している。

環境省の処理方法が決まってからの対応になる。

現在は、該当機器の使用制限はない。但し、微量PCB混入を確認し使用中止した時は、使用できないので保管しなければならない。

4. 水道・下水（排水処理）

上水道は、市水のみである。

節水対策として蛇口の節水コマの使用と排水処理施設による中水道使用（散水、トイレ）及び水泳プールの使用のあり方として、水不足の際には使用中止を要請している。

中水道の使用は、約100t/日である。（放流 約150t/日）

5. 排出ガス（大気）

冬場暖房に使用するボイラーは、A重油を使用している。

NO_x、煤塵等を定期的に測定しており大気汚染法の範囲内の数値である。

研究等の屋上には、実験室等の局所排気装置からの排気口があり、特定化学物質等障害予防規則に係る物質の排気については洗浄装置で捕集し、大気環境への排出を極力低減している。

6. 悪臭・騒音等

学内、近隣住民とのトラブルは、なく皆無である。

平成19年 5月23日

平成19年度嬉野台地区

省エネ並びに契約電力超過対策について

例年7月を中心に、空調機の冷房運転による電力需要が急増し、契約電力を超過する可能性があります。その対策として省エネの推進や事務局をはじめ各棟の空調機運転を段階的に停止し、契約電力の超過を防ぐようにしております。昨年度は、全学的な省エネへの協力により、空調機の運転を停止することなく、契約電力の超過（デマンドオーバー）はありませんでした。本年度も、全教職員・学生による、省エネ対策の実践により『自ら節電し、節約マナーを身につけ、温暖化防止対策に取り組む』こととしたい。

【 本年度の留意点 】

- ①本学の講堂において、県立学校、市町立学校の学校管理職・教育行政職特別研修が実施されること。この研修は5月10日から7月7日まで継続的に行われることになっている。（講堂冷房使用は約100KW増となる。）
- ②同様に、本学の講堂において、7月20日から23日までオープンキャンパスが実施される予定であること。（講堂冷房使用は 約100KW増となる。）
- ③昨年夏以降、室内環境の改善のため空調機を整備したこと。このため、増設空調機全数運転の場合約2.8KWの電力消費が増大する見込みであること。
- ④今年の6月から8月の気温は、気象庁の3か月予報によると例年並みか（30%）、やや高い（50%）との予報が出ていること。

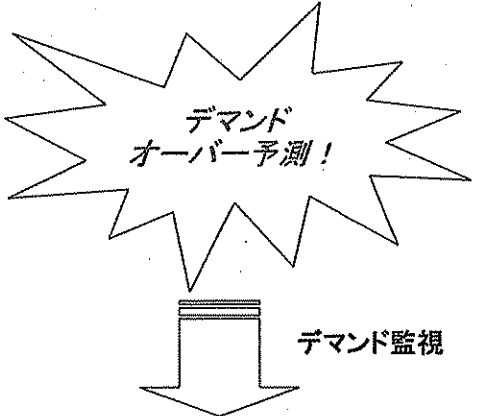
【 電力需要の見通し 】

以上のような状況から、例年以上に電力需要が増大すると予測されます。

【 省エネ対策等について 】 ※省エネに対する取り組みを一層強化する。

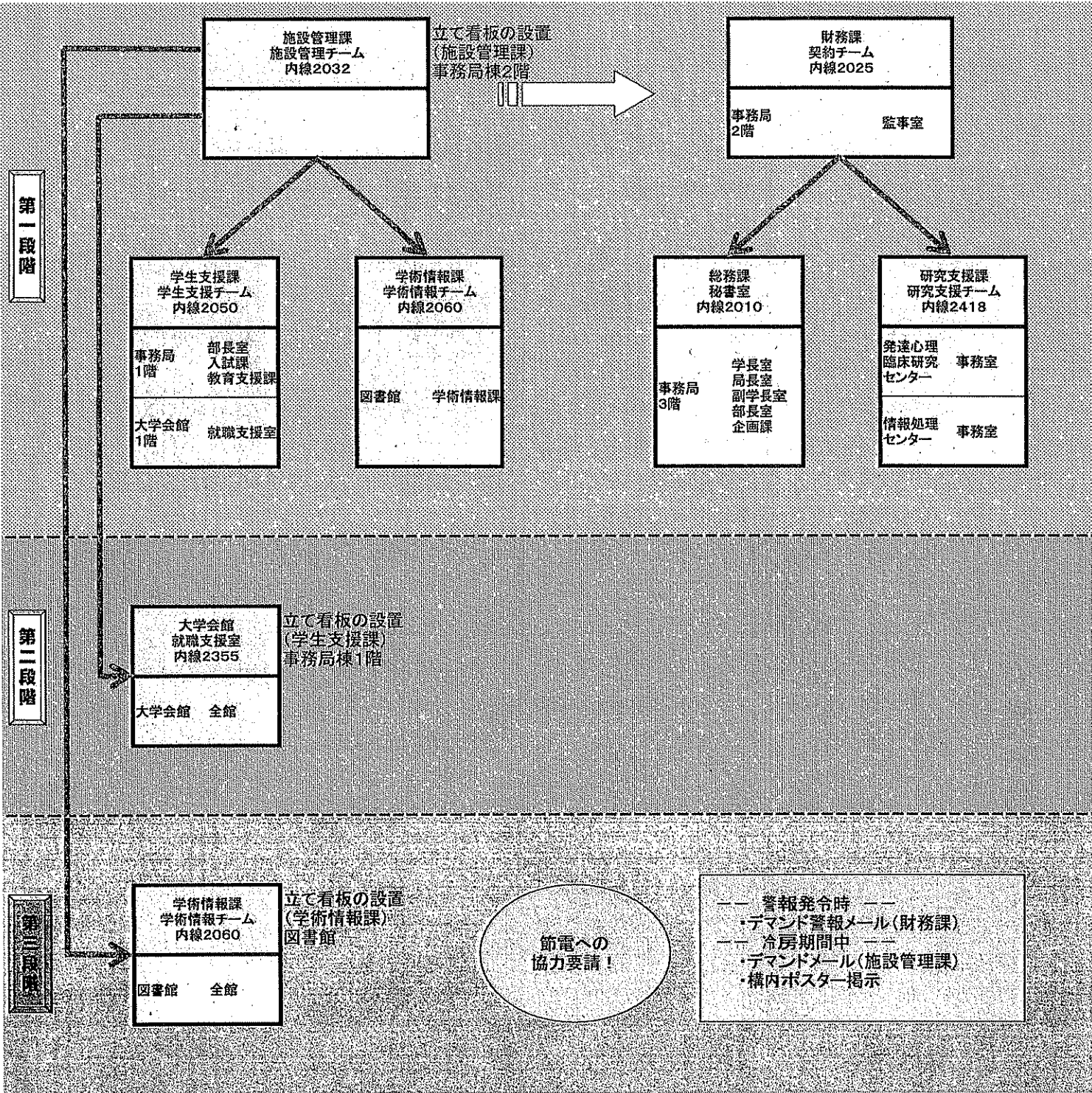
- ①冷房時の室内温度を28℃以下にしない。（冷房期間7月1日から9月16日まで）
- ②不在の際、エアコン、照明のスイッチを切る。
- ③昼休みの不要な照明の消灯に実施。（食堂、売店、図書館は除く。）
- ④クールビス（軽装・ノーネクタイ）とする。（期間6月1日から9月30日まで）
- ⑤ポスター等による啓発。（学生宿舎にも掲示を行う。）
- ⑥上下階への移動は、できるだけ階段を使う。
- ①（デマンドオーバー予測時には）空調冷房運転の停止をお願いする。

電力ピークカットの連絡体制 '06



契約電力 1179KW
 冷房停止(不要な照明の消灯も)

第一段階	事務局棟	1,150kw
第二段階	大学会館	1,170kw
第三段階	図書館・研究棟	1,179kw



平成19年5月30日

平成19年度(第1回)職場点検について

1. 日時・点検者・学系長等

月日	予定時間	点検場所	集合場所	点検者			事務1	事務2	実施方法
				総務安全管理者	衛生管理者	産業医			
6月18日 (月)	9:00	芸術棟	各棟玄関前	勝野 眞吾	大原美紀子	細澤 仁	施設	財務	腕章を付けて当該点検場所を巡視し、職場巡視チェックリストにより点検でき(特に前回確認できなかった事項を中心に確認する。)
	10:00	教育・言語・社会棟							
	9:00	自然、生活・健康棟							
6月25日 (月)	9:00	学校教育研究センター	各事務室前	勝野 眞吾	井上 敬嗣	施設	総務	腕章を付けて当該点検場所を巡視し、職場巡視チェックリストにより点検でき(特に前回確認できなかった事項を中心に確認する。)	
	9:30	附属中学校							
	10:15	附属小学校							

- 学系長等は点検者とともに点検場所を巡回し、指摘事項等について確認すること。
- 点検結果については事務1が取りまとめ、メールで人事・労務チームに報告すること。
- 事務2はマスター等による部屋の開閉、学系長等との連絡、事務1の補助を行う。(当日事前にマスターキーを財務課で借りること)
- 人事・労務チームは点検結果を各学系長等に通知する。
- 学系長等は、指摘事項に対して改善予定日及びその方法を人事・労務チームに報告する。

平成19年10月15日

平成19年度(第2回)職場点検について

1. 日時・点検者・学系長等

月日	予定時間	点検場所	集合場所	点検者			事務1	事務2	実施方法
				総括安全衛生管理者	衛生管理者	産業医			
10月29日(月)	9:00	事務局	勝野副学長室	勝野 真吾	大原美紀子	細澤 仁	施設	財務	腕章を付けて当該点検場所を巡視し、職場巡視チェックリストにより点検する。(特に前回確認できなかった事項を中心に確認する。)
	9:30	研究支援課・共通講義棟							
	10:00	学術情報課・図書館							
	10:15	発達心理臨床センター							
10月30日(火)	9:00	体育棟	棟玄関	勝野 真吾	山本 忠志	仁	財務	施設	腕章を付けて当該点検場所を巡視し、職場巡視チェックリストにより点検する。(特に前回確認できなかった事項を中心に確認する。)
	9:30	体育館、武道場							
	9:50	情報処理センター							
	10:10	講堂							

- 学系長等は点検者とともに点検場所を巡回し、指摘事項等について確認すること。
- 点検結果については事務1が取りまとめ、メールで人事・労務チームに報告すること。
- 事務2はマスター等による部屋の開閉、学系長等との連絡、事務1の補助を行う。(当日事前にマスターキーを財務課で借りること)
- 人事・労務チームは点検結果を各学系長等に通知する。
- 学系長等は、指摘事項に対して改善予定日及びその方法を人事・労務チームに報告する。

職場点検の指摘事項について

階	建物 室等	整理型明	蛍光灯玉 切れ	通路の確保	通路に配線 がむき出し	その他	状況	改善時期	改善方法
教育・看護 社会棟(19.6.18点検)									
2階	219 教員研究室	X		X		扉が90度開かない	X	H20.5	改善予定
	廊下(201~203前)					廊下に物を置いている	X	H20.5	改善予定
3階	廊下(312前)			X		廊下のロッカー等を通路確保のため撤去のこと	X	H20.3以後	改善予定
	廊下(322前)			X		廊下のロッカー等を通路確保のため撤去のこと	X	H20.3以後	改善予定
	328 院生研究室	X				ロッカーの上の荷物	X	H20.3	改善予定
5階	517 教員研究室	X		X		扉が90度開かない、廊下に物を置いている	X	H20.3以後	改善予定
	521 教員研究室	X		X		扉が90度開かない	X	H20.3以後	改善予定
	502 教育基礎資料室					壁クロス剥がれ			施設管理課対応
	廊下(606,607,613,614付近)					廊下に物を置いている	X	H20.5	改善予定
6階	609 院生研究室					ペンキのはがれあり			施設管理課対応
	623 教員研究室	X		X		ペンキのはがれあり、フラインドの傷み	X	H20.3以後	改善予定
	627 院生研究室					ペンキのはがれあり			施設管理課
	602 地理・標本室					ペンキのはがれあり			施設管理課対応
	701 教員研究室			X		扉が90度開かない	X	H20.5	改善予定
	715 教員研究室			X		扉が90度開かない			耐震工事施工につき書架の移動は不可能
	719 教員研究室			X		扉が90度開かない			耐震工事施工につき書架の移動は不可能
	721 教員研究室			X		扉が90度開かない			耐震工事施工につき書架の移動は不可能
7階	730 教員合同研究室					床のクロスはがれあり、壁のクロスはがれあり			施設管理課対応
	702 地理・社会科教育演習室					壁クロス剥がれ			施設管理課対応
	ロッカーの上の荷物					ロッカーの上の荷物	X	H20.5	改善予定
自然 生活・健康棟(19.6.21点検)									
	105 教員研究室			X		扉が90度開かない			改善済
	東階段下倉庫	X		X					改善済
	廊下					ロッカー等を撤去	X	H20.3以後	改善予定
1階	廊下(124前)					廊下の壁のペンキのはがれ	X	H20.3以後	施設管理課対応
	126 資料室					扉が90度開かない、ロッカーの上の荷物、たばこの吸殻があ	X	H20.3以後	改善予定
	131 教員研究室					扉が90度開かない、ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
	132 教員研究室					扉が90度開かない、ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
	133 体育管理室 実験室					炊事場から電気コードを引き込んでいる	X	H20.3以後	改善予定
	138 学校保健第1実験室	X		X			X	H20.3以後	改善予定
	143 金庫実習室						X	H20.3以後	改善予定
2階	廊下(201横)					配線が剥きだしになっている	X	H20.1	改善済
	廊下					ロッカーの上の荷物	O		改善済
	廊下					廊下の整理(空箱あり)	X	H20.3以後	改善予定
	224					ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
3階	廊下(311横)					扉が90度開かない	O	H20.2	改善済
	313 生態実験学					廊下にツール機が置かれている	O	H20.2	改善済
	318					ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
	331 教員研究室			X		ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
4階	廊下(413前)					古いLANケーブルがさがったままになっている。	O	H19.夏	改善済
	廊下(415前)					机が置かれている	O	H20.2	改善済
	廊下(432横)					消火栓の前に物が置かれている	O	H19.12	改善済

建物、室等	整理整頓	蛍光灯玉切れ	通路の確保	通路に配線がむき出し	その他	状況	改善時期	改善方法
507			X		たこ足配線、ロッカーの上の荷物、通路の確保	X	H20.3以後	改善予定 (エアコンは今後注意する)
510 物性実験室	X				たこ足配線、エアコンつけっぱなし	△	H20.3以後	改善予定
512 低温物理実験室	X		X		ロッカーの上の荷物、扉が90度開かない	X	H20.3以後	改善予定
524 教員研究室					壁紙のはがれ			施設管理課対応
536 コンピューター室				X	配線工夫	○	H20.2	改善済
基幹棟(19.6.18点検)								
105 機器室	X				扉が90度開かない	X	H20.3以後	改善予定
113 教員研究室	X				扉が90度開かない、ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
117 工学実習室(2)					ロッカーの上の荷物、刃物にカバーがない	X	H20.3以後	改善予定
119 工具準備室	X		X			X	H20.3以後	改善予定
121 彫塑実習室(2)					壁クロス剥がれ、通路の確保、扉の前に荷物あり、棚の上			施設管理課対応(一部)
122 彫塑実習室(1)					に荷物	X	H20.3以後	改善予定
126 教員研究室					ドア前に荷物有り	X	H20.3以後	改善予定
137 教員研究室	X				壁クロス剥がれ	X	H20.3	改善予定
201 講義室					扉が90度開かない	X	H20.3以後	改善予定
205 教員共同研究室					窓開け直し	X	H20.3以後	改善予定
208 教員研究室	X		X		カーテンレールのはがれ	X	H20.3以後	改善予定
217 画材倉庫			X		ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
219 絵画実習室(2)			X	X	空箱あり	X	H20.3以後	改善予定
221 印刷室					棚上の整理	X	H20.3以後	改善予定
230 院生研究室					棚の固定	X	H20.3以後	改善予定
240 ML教室	X				棚の上にパソコン	X	H20.3	改善予定
308 教材作成室					ロッカーの上の荷物	X	H20.3以後	改善予定
346 演習分析室					天井の一部が剥がれている	X		施設管理課対応
406 ピアノ練習室					要清掃(扉のふん等によるよごれ)	X	H20.3以後	改善予定
423 ピアノ練習室					要清掃(扉のふん等によるよごれ)	X	H20.3以後	改善予定
426 ピアノ練習室					要清掃(扉のふん等によるよごれ)	X	H20.3以後	改善予定
433 ピアノ練習室					要清掃(扉のふん等によるよごれ)	X	H20.3以後	改善予定
体育棟(19.10.30点検)								
1 廊下(105前)					机等備品の片付け	X	H20.3以後	改善予定
211 教員研究室					扉が90度開かない	X	H20.3以後	改善予定
210 教員研究室					棚の固定、棚の上に物を置かない	X	H20.3以後	改善予定
208 教員研究室					棚の上に物を置かない	X	H20.3以後	改善予定
207 教員研究室			X		棚の固定、棚の上に物を置かない	X	H20.3以後	改善予定
ダンスレスン室		X			換気扇の一部が故障している	X	H20.3以後	改善予定
廊下					雑草等が精まれている	X	H20.3以後	改善予定
					ロッカーなどで仕切り、部屋を作っている	X	H20.3以後	改善予定
体育館(19.10.30点検)								
1 器具庫	X		X		器具庫の扉が壊れている	X	H20.3以後	改善予定
					階段までの通路の確保	X	H20.3以後	改善予定

建物、室等	整理整頓	蛍光灯玉切れ	通路の確保	通路に配線がむき出し	その他	状況	改善時期	改善方法
共通調査棟(19.10.29点検)								
2F廊下(情報教育実習室前)					いすの片付け	X	H20.3以後	改善予定
事務局棟(19.10.29点検)								
教育支援課倉庫	X				棚の上に物を置かない	X	H20.3以後	改善予定
講堂(19.10.30点検)								
指通箇所なし						X	H20.3以後	改善予定
発達心理臨床センター(19.10.29点検)								
208教員研究室	X		X		扉が90度開かない	X	H20.3以後	改善予定
205教員研究室	X				棚の上に物を置かない	X	H20.3以後	改善予定
207資料室	X					X	H20.3以後	改善予定
201客員研究室	X				棚の上に物を置かない	X	H20.3以後	改善予定
カンファレンスルーム	X				器具庫のドアの前を整理(第二の避難路確保)	X	H20.3以後	改善予定
廊下			X		机等備品の片付け	X	H20.3以後	改善予定
情報処理センター(19.10.30点検)								
指通箇所なし						X	H20.3以後	改善予定
学校教育研究センター(19.6.25点検)								
105					入り口ドアが90度開かない	△	H20.2	耐震工事施工済のため書架の移動不可
111					棚上の荷物 入り口ドアが90度開かない	△	H20.2	荷物撤去済、耐震工事施工済のため書架の移動不可
113-1					棚上の荷物	○	H20.2	改善済
207					倉庫代わりに使用されている	○	H20.2	改善済
213	X					X	H20.3以後	改善予定
213	X					○	H20.2	改善済
215	X					○	H20.2	改善済
217					棚上の荷物	○	H20.2	改善済
附属小学校(19.6.25点検)								
理科準備室					棚上の荷物	○	H19.12	改善済
1F女子職員更衣室横の部屋					喫煙の形跡あり	○	H20.2	改善済
図画工作準備室					喫煙の形跡あり	○	H20.2	改善済
音楽室横の部屋			X			○	H19.8	改善済
実習生控室					棚上の荷物	○	H20.2	改善済
附属中学校(19.6.25点検)								
実地教育室					ロッカー上の荷物	X	H20.4	改善予定
事務室横の部屋					棚上の荷物	X	H20.4	改善予定
会議室					ロッカー上の荷物	X	H20.4	改善予定
体育館					倉庫の扉が固くて開きにくい			施設管理課対応
技術準備室	X				棚上の荷物	○	H20.2	改善済
技術教室					鋸棚の施設、工具置場の棚の施設	○	H20.2	改善済
理科準備室					棚上の荷物	X	H20.4	改善予定
家庭科室					棚上の荷物	X	H20.4	改善予定
生徒会室					棚上の荷物	X	H20.4	改善予定
美術室					棚上の荷物	X	H20.3	改善予定
美術準備室			X			X	H20.3	改善予定

麻疹（はしか）の流行に伴う本学の対応状況等について

1 麻疹流行に伴う対応状況

- 5月22日（火） ・学生へ「麻疹（はしか）の注意喚起について」掲示
- 5月22日（火） ・文部科学省教職員課から「教育実習，介護等体験の実施に当たっての措置について」通知を受領
- 5月23日（水） ・学生へ「麻疹（はしか）」による出席停止及び実地教育等学外実習（附属学校含む。）及び介護等体験等の取扱いについて」を掲示，また併せて全教員へも指導方依頼
- 5月28日（月） ・教育大学等を中心に他大学等の麻疹への対応状況を調査
- 5月30日（水） ・文部科学省教職員課から「学生が麻疹に対する抗体の有無を有していることを，当該学生が実習に行く前に，大学が必ず確認する」旨の通知を受領
- 5月31日（木） ・学内関係者による「麻疹対策会議（第1回）」の開催
 - ・ 6月1日以降開始する実地教育，介護等体験等の延期及び6月中のNANAつくす等の学校現場等での学外活動の自粛を決定し，全学生，全教員へ通知，また本学での麻疹の抗体検査実施を決定
- 6月 5日（火） ・麻疹の注意喚起及び検温等体調管理等について説明会を実施

（その他）

- ・実習校及び兵庫県・神戸市教育委員会各関係課長，各市町教育長へ実習の延期依頼及び本学の麻疹の対応状況及び協力方の依頼文書を送付
- ・希望学生に対して体温計の貸出を実施

2 麻疹の抗体検査の実施状況

- ・平成19年6月5日～6月21日の間に6回の抗体検査を実施，サテライト学生（希望者）については，6月23日（土），6月30日（土）の2回実施
- ※抗体検査の受検状況及び検査結果は，別紙のとおり
- 学部学生については，休学中の者及び過年度生（実地教育履修済）を除き，ほぼ全員が抗体検査を受検した。（大学院学生は，新専攻の学生以外は希望者のみ受検）

3 現在の状況及び今後について

- ・抗体検査の結果，陽性（抗体有）であることが判明した者から，調整のうえ，実地教育・介護等体験，学外活動等を再開（6月29日付け文書にて，兵庫県・神戸市教育委員会各関係課長，各市町教育長に，7月からの再開を通知）
- ・抗体検査の結果，陰性又は擬陽性の者については，麻疹のワクチン接種を指導
- ・7月3日（火）に「麻疹対策会議（第2回）」を開催

平成19年度国立大学法人兵庫教育大学年間研修参加者状況

10-1

対象	全体	役員	大学教員	附属学校教員	事務職員				
					階層別研修等	総務関係研修	教務関係研修	図書関係研修	情報関係研修
通年				附属学校内地研修員【なし】 初任者研修【1人】 10年経験者研修【6人】		放送大学を利用した職員研修【4人】			情報システム統一研修・情報リテラシーに関するCD-ROM研修(松務省)【7人】
4月	新任教職員オリエンテーション②【22人】 メンタルヘルズ講演会【約200人】								
5月	労働安全衛生に係る研修会(神大)【4人】			米国に関する国際理解教育研修⑩【なし】					
6月			新任大学教員研修・教育実習生による研究授業見学【なし】		兵庫県下国立学校等事務系職員(新規採用者)研修(神大)⑩【2人】	専門研修(国立大学協会近畿支部)④(6月～3月)【5人】 国立大学法人総合損害保険研修会(国立大学協会)【なし】	(1)近畿学生相談研究会(幹事校制)【2人】		
7月	労働安全衛生に係る研修会(神大)【3人】				国立大学法人等部長級研修(国立大学協会)②【なし】			大学図書館職員長期研修(筑波大学)⑩【なし】	ネットワーク管理担当者研修(国立情報学研究所)③【1人】
8月				初任者宿泊研修⑤【1人】 国語指導力向上研修③【1人】	国立大学法人等課長級研修(国立大学協会)②【1人】		近畿地区大学等学生指導職員研修会(地区学生補導厚生研究会近畿地区部会)④【1人】 関西学生就職指導研究会主催研究会(関西学生就職指導研究会)②【なし】		情報セキュリティセミナー-SCS配信(文部科学省等)【2人】
9月		大学マネージメントセミナー-労働安全衛生編(国立大学協会)【2人】		各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(30)【なし】	近畿地区中堅係員研修(人事院)④【1人】	長期給付実務研修会(共済組合)【1人】	(2)近畿学生相談研究会(幹事校制)【なし】 厚生補導研究協議会(文部科学省)③【なし】	目録システム地域講習会(国立情報学研究所)③【1人】 学術ポータル研修(国立情報学研究所)⑩【なし】 総合目録データベース実務研修(国立情報学研究所)⑩【なし】	アプリケーションソフト研修(神大)【1人】
10月	衛生管理者講習会(資格試験受験のためのもの)(神大)③【2人】	大学マネージメントセミナー-企画・戦略編②(国立大学協会)【2人】		理科担当教員研修⑨【なし】		国際企画担当職員研修(文部科学省)③【1人】 近畿地区国立大学法大専会計事務研修④【2人】	教務事務研修会(日本学生支援機構)③【1人】 留学生担当者研修会(日本学生支援機構)③【1人】	図書館等職員者権実務講習会(文化庁)③【なし】 大学図書館職員講習会(国立情報学研究所)④【なし】	近畿地区国立大学法人等情報セキュリティ研修(国立大学協会)【なし】
11月		大学マネージメントセミナー-教育編・研究編(国立大学協会)②【なし】			近畿地区課長補佐研修(人事院)④【1人】 国立大学法人若手職員勉強会(国立大学財務・経営センター)②【1人】			学術情報リテラシー教育担当者研修(国立情報学研究所)③【1人】	
12月		大学マネージメントセミナー-リスクマネジメント編(国立大学協会)【1人】			近畿地区課長研修(人事院)④【1人】	自己評価担当者研修会(大学評価・学位授与機構)【なし】	学生相談インターセナー(日本学生相談学会)③【1人】 メンタルヘルズ研究協議会(国立大学等保健管理施設協議会)②【1人】	大学図書館近畿イニシアティブ初任者研修(近畿イニシアティブ開発専門委員会)②【なし】	
1月									
2月						研修担当者会議(人事院)【1人】 国立大学法人総合損害保険研修会(国立大学協会)【2人】			
3月						大学教職員のための労務セミナーSCS配信【3人】			

国立大学法人兵庫教育大学
危機管理対応マニュアル（抜粋）

平成20年4月版

 兵庫教育大学

目 次

第1章 防災の心得

1 火事の時の心得	1
2 地震の時の心得	1
3 一人ひとりの防災対策	1

第2章 災害発生時における緊急連絡先

1 緊急連絡先	2
2 連絡方法の注意事項	3
3 学内緊急連絡網	4

第3章 災害に対する予防・措置等

第1節 一般的事項	5
1 登校・出勤時に心がける事項	5
2 退校・退勤時に心がける事項	5
3 学生、教職員等が心がける事項	5
第2節 予防・措置	5
1 火災の場合	5
2 地震の場合	6
3 風水害の場合	6

第4章 災害等発生時の対応マニュアル

第1節 火災発生時の対応	8
1 火災発生通報	8
2 自衛消防隊の結成・活動	8
3 事後処理	8
4 その他	8
第2節 災害（火災以外）発生時の対応	9
1 災害対策1（重大な災害が勤務時間内に発生した場合）	9
2 災害対策2（重大な災害が勤務時間外に発生した場合）	9
3 避難等のための学内施設の利用	10
4 災害復旧	10
5 NTT災害用伝言ダイヤルサービスについて	11
6 災害対策本部組織及び担当業務	12

第5章 事件・事故発生時の対応マニュアル

第1節 不審者対応	13
1 大学構内の場合	13
2 附属学校園構内の場合	13
3 大学内で窃盗事件が発生した場合	13
第2節 事件・事故対応	14
1 学生が事故・事件等に遭遇した場合	14
2 幼児・児童・生徒が事故・事件等に遭遇した場合	14
3 教職員が事故・事件等に遭遇した場合	14

第6章 その他の対応マニュアル

第1節 薬品管理	15
1 薬品管理の基本方針	15
2 毒劇物の管理について	15
3 実験廃液, 実験廃棄物等の取扱いについて	15
第2節 報道対応	16
I 報道機関との対応窓口	16
II 具体的対応の分担等	16
III その他	16

別紙

避難図 嬉野台地区	17
山国地区	18
消防用水・屋外消火栓配置図 嬉野台地区	19
山国地区	20

国立大学法人兵庫教育大学防火管理規程

平成16年4月1日
規程第70号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）における防火管理の徹底を期し、火災を未然に防止するとともに、火災又は地震等の災害を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「防火管理区域」とは、次に掲げる区域をいう。

嬉野台地区 学生寄宿舍地区を除く区域をいう。

学生寄宿舍地区 嬉野台地区のうち、学生寄宿舍及び国際交流会館の区域をいう。

山国第1地区 附属小学校及び附属幼稚園の区域をいう。

山国第2地区 附属中学校及び学校教育研究センターの区域をいう。

職員宿舎地区 職員宿舎及び職員会館の区域をいう。

(防火管理の総括等)

第3条 学長は、防火管理に関する事務を総括する。

2 事務局長は、学長を補佐し、防火管理に関する事務を整理する。

(防火管理者)

第4条 学長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に基づき、防火管理者を第2条に規定する防火管理区域ごとに置く。

2 防火管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 消防計画の作成

(2) 当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施

(3) 消防用施設等の点検及び整備

(4) 火気の使用又は取扱いに関する監督

(5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理

(6) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

3 防火管理者は、その業務を行うに当たっては、常に消防署と連絡を密に保たなければならない。

(火気取締責任者)

第5条 学長は、防火管理上必要と認められる区域ごとに、火気取締責任者を置き、火気の管理に当たらせる。

2 火気取締責任者には、国立大学法人兵庫教育大学所属の固定資産監守計画（平成16年4月1日事務局長裁定）第1に規定する固定資産補助監守者（固定資産補助監守者を置かない監守区域については、当該監守区域に係る固定資産監守者）をもって充てる。

3 火気取締責任者は、防火管理者の監督のもとに、次の各号に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 火災予防上の注意事項を教職員、学生等に周知徹底させること。

(2) 火気、電気、ガス等の点検を行うこと。

(3) 引火、発火等の危険のある設備、薬品等の点検を行うこと。

(4) 消防用設備の点検を行うこと。

(5) 消火器等の使用方法を教職員、学生等に周知徹底させること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火気の管理に関し必要な措置をとること。

(自衛消防隊)

第6条 本学に、火災が発生した場合及び火災発生の危険が急迫した場合に消火等の活動に当たらせるため、防火管理区域ごとに自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、別表のとおりとする。

3 防火管理者は、前項の規定により班編成を定めたとき又は班編成を変更したときは、学長に報告するものとする。

(消防訓練)

第7条 防火管理者は、毎年1回以上（附属幼稚園にあつては、2回以上）定期的に消防訓練を実施し

なければならない。

2 防火管理者は、前項の規定により消防訓練を実施したときは、学長に報告するものとする。

(消防用設備等の維持、点検等)

第8条 防火管理者は、消防設備等の適切な管理及び機能保全のため、定期に点検し、その結果を記録しておかなければならない。

2 防火管理者は、前項の点検の結果、改善を要する事項については、速やかに学長に報告しなければならない。

(非常持出品の表示等)

第9条 火気取締責任者は、当該管理施設に非常持出品があるときは、それを表示するとともに、当該非常持出品の持出用具を常備しておくものとする。

(危険物等の表示)

第10条 防火管理者は、危険物、準危険物及び特殊可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所に標識等によりその類別、品名等の表示を行い、教職員、学生等に周知しなければならない。

(臨時火気使用)

第11条 通常火気を使用しない場所において、臨時に火気を使用しようとする者は、防火管理者に申し出て、その許可を受けなければならない。

(異常気象時における火気使用)

第12条 防火管理者は、異常乾燥、強風等の異常気象時における火気の使用に関し、教職員、学生等に対し必要な注意を喚起しなければならない。

2 前項の場合において、防火管理者は、必要に応じて火気の使用を制限し、又は禁止することができる。

(火災発見者の措置)

第13条 火災を発見した者は、直ちに消防署及び防火管理者に連絡するとともに、消火器等を用いて初期消火に努めなければならない。

(自衛消防隊の消火等の活動)

第14条 自衛消防隊長は、火災が発生した場合、直ちに自衛消防隊を招集し、消防吏員等による消防隊(以下「消防隊」という。)等が到着するまでの間、消火等の活動に従事しなければならない。

2 消防隊の到着後自衛消防隊は、その指示に従って消火等の活動に協力しなければならない。

(対策本部の設置)

第15条 学長は、消火等の活動を指揮するため、火災の状況に応じて、対策本部を置くものとする。

(出火原因、損害等の調査及び報告)

第16条 防火管理者は、鎮火したときは、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害を調査し、速やかに学長に報告しなければならない。

(他の自然災害への準用)

第17条 震災風水害等その他の自然災害については、特に定めがあるもののほか、この規程を準用する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

自衛消防隊の組織及び任務

備考 1 自衛消防隊長及び副隊長は、次のとおりとする。

区分	自衛消防隊長	副隊長
嬉野台地区	事務局長	総務部長，教育研究支援部長
学生寄宿舍地区	教育研究支援部長	学生支援課長
山国第1地区	附属小学校長	附属小学校教頭（副校長），附属幼稚園教頭（副園長）
山国第2地区	附属中学校長	附属中学校教頭（副校長），学校教育研究センター長
職員宿舎地区	総務部長	財務課長

2 嬉野台地区以外の地区の自衛消防隊の組織及び任務については，この表に準じて別に定めるものとする。

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、学内予算で措置された研究費並びに学外機関から受入れ又は本学に経理を委任された研究費をいう。
- (2) 「研究者」とは、前号の公的研究費を受けて研究・教育を行う役員及び教職員をいう。
- (3) 「不正」とは、公的研究費の不正な使用をいう。

(最高管理責任者)

第4条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置き、理事（管理運営担当）をもって充てる。

(事務処理手続等の明示)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続要領及びその根拠となる規程等を研究者及び事務職員に明確かつ明瞭に示し、研究者及び事務職員はこれらの熟知に努めなければならない。

(職務権限)

第7条 公的研究費の事務処理に関わる権限と責任は、国立大学法人兵庫教育大学会計規則（平成16年規則第18号）等の定めるところによる。

(行動規範等)

第8条 最高管理責任者は、不正を防止するため、研究者及び事務職員の行動規範を定め

なければならない。

- 2 最高管理責任者は、研究者及び事務職員が、その各々が守るべき規範及び公的研究費に関するルールをどの程度理解しているか随時確認しなければならない。

(研究者及び事務職員の責務)

第9条 研究者は、研究者個人の発意で提案して採択された研究課題であっても、資金は公的なものであり、本学による管理が必要であるという原則を認識しなければならない。

- 2 事務職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを認識しなければならない。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第10条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員に対して不正防止について意識向上を図るため、研修その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正防止計画の策定)

第11条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定するとともに、率先して不正防止に対応することを学内外に表明しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

(不正防止推進室の設置)

第12条 本学に、不正防止等を推進するため、最高管理責任者の下に国立大学法人兵庫教育大学公的研究費不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）を置く。

- 2 前項の不正防止推進室について必要な事項は、別に定める。

(不正に係る調査等)

第13条 最高管理責任者は、不正に係る調査の手續等について、公正かつ透明性の高い運用を図らなければならない。

- 2 不正の疑いが生じた場合の調査及び懲戒処分の手續等については、別に定める。

(予算の適正管理等)

第14条 予算の適正管理のため、統括管理責任者は、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 研究者と業者の癒着防止対策に関すること。
- (2) 予算の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関すること。
- (3) 実効性のある発注・検収システムの構築・運用に関すること。
- (4) 支出根拠の実態把握及び明確化に関すること。

- 2 不正な取引に関与した業者に対する取引停止等の処分方針については、国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程（平成16年規程第71号）及び国立大学法人兵庫教育大学における物品供給等契約に関する取引停止等の取扱要項（平成19年10月10日学長裁定）の定めるところによる。

(不正通報窓口)

第15条 学内外からの不正に係る通報(告発)に適切に対応するための窓口を置き、不正防止推進室をもって充てる。

- 2 前項により通報を受けた通報(告発)窓口は、速やかにその旨を最高管理責任者に報告しなければならない。

(相談窓口)

第16条 効率的な研究の遂行を適切に支援するため、事務処理手続及び資金の使用等に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を置く。

- 2 前項の窓口について必要な事項は、別に定める。

(不正防止の取組等の公表)

第17条 最高管理責任者は、不正防止への取組に関する本学の方針及び意思決定手続を外部に公表するものとする。

(モニタリング及び監査体制)

第18条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査(以下「監査等」という。)が有効に機能する体制を整備しなければならない。

- 2 公的研究費の運営・管理に関する監査等を実施する機関として、監査室をもって充てる。
- 3 監査室は、次の各号に掲げる事項に留意して監査等を実施するものとする。
 - (1) 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、公的研究費の運営・管理体制の不備について検証すること。
 - (2) 不正防止推進室と連携し、不正発生要因に応じた内部監査を実施すること。
 - (3) 監事及び会計監査人との連携を強化すること。

(事務)

第19条 公的研究費の適正な運営・管理に関する事務は、関係部課の協力を得て総務部財務課が処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な運営・管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月10日から施行する。

国立大学法人兵庫教育大学公的研究費不正防止推進室設置要項

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（平成19年度規程第10号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学公的研究費不正防止推進室（以下「不正防止推進室」という。）の組織及び業務等について必要な事項を定める。

(組織)

第2 不正防止推進室に次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長)

第3 室長は、理事（管理運営担当）をもって充てる。
2 室長は、不正防止推進室の業務を統括する。

(室員)

第4 室員は、次の者をもって充てる。

- (1) 理事（教育・研究担当）
- (2) 各学系の推薦に基づき学長が指名した者 各学系1名
- (3) 総務部長
- (4) 教育研究支援部長
- (5) 財務課長
- (6) 研究支援課長
- (7) その他学長が必要とする者

(業務)

第5 不正防止推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (3) 適切なチェック体制の構築や学内のルールの一貫性についての提言に関すること。
- (4) 行動規範の策定及び行動規範の浸透を図るための方策の推進に関すること。
- (5) 不正防止計画の作成に関すること。
- (6) 不正防止計画を具体的に実行するための運用ガイドラインの策定に関すること。
- (7) 不正調査委員会に関すること。
- (8) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(事務)

第6 不正防止推進室に関する事務は、関係部課の協力を得て総務部財務課が処理する。

(雑則)

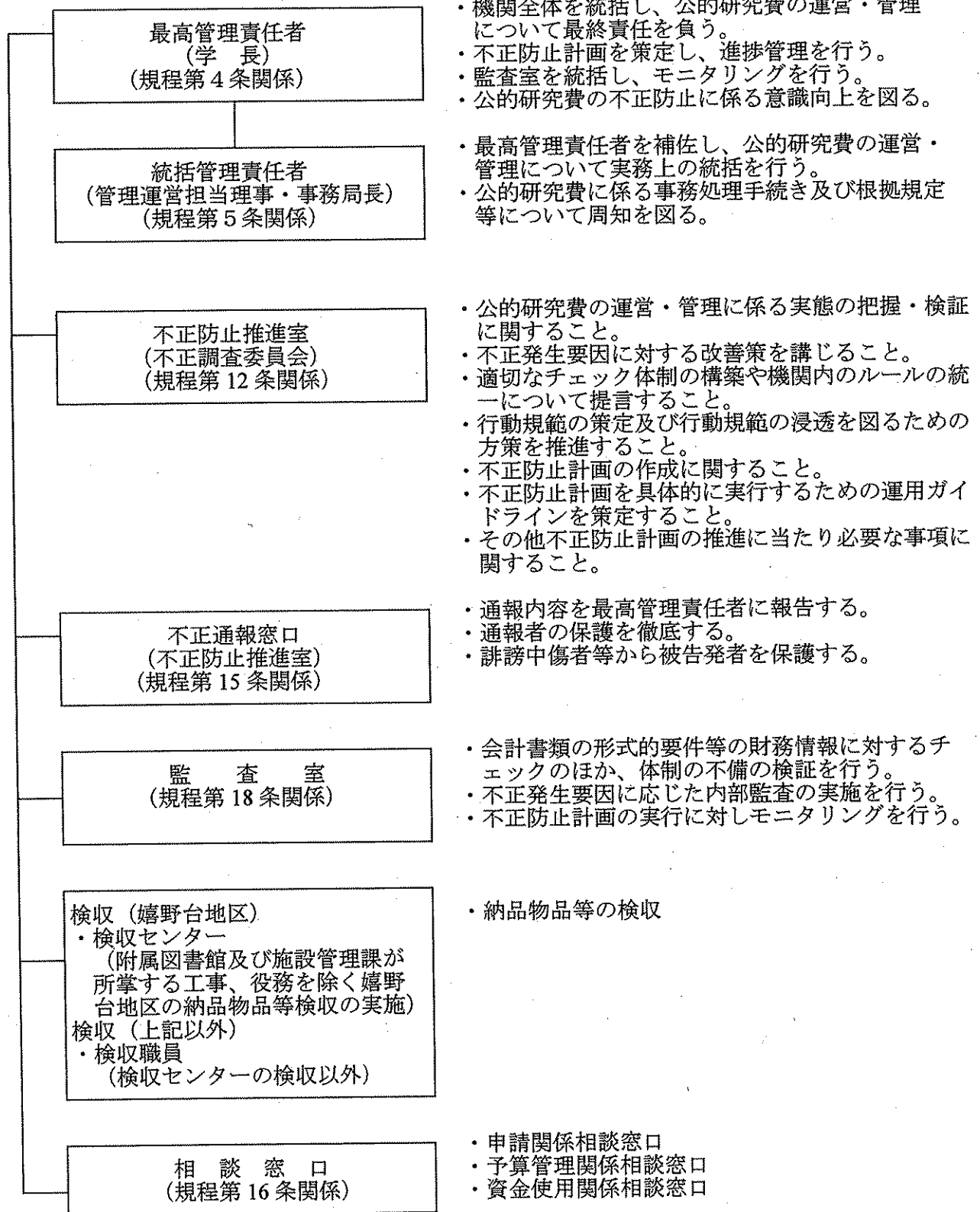
第7 この要項に定めるもののほか、不正防止推進室の運営等について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年10月10日から施行する。

公的研究費の不正使用防止管理責任体制

公的研究費の管理責任体制図及び職務内容



(規程第6条, 第14条第1項第3号及び第4号関係)

執行に関する管理体制

1) 物品の検収関係

本学の嬉野台地区, 山国地区及び各サテライトに納入される物品検収は, 検収センター職員, 研究支援課山国地区事務室職員, 学術情報課職員及び各サテライト職員(以下「検収職員」という。)により実施する。なお, 教員による検収はその都度「検収職員」として任命する。

① 基本的な物品検収の対応

納入される物品検収は, 以下のとおり処理する。

- (1) 納入業者は, 納品の際, 必ず検収職員の検査を受けるものとする。
- (2) 検収職員は, 現物確認(車載状態も可)により, 納品書と突合する。
- (3) 検収職員は, 納品書に「検収印」を押印する。
- (4) 検収職員は, 納入業者に納入場所を指示する。
- (5) 納入業者は, 納品場所(研究室等)に物品を搬入し納品書に購入依頼者(教員等)の受領印又はサインを受ける。(納入場所に教員等購入依頼者が不在の場合は研究支援課へ納入するものとする。)
- (6) 納入業者は, 当該納品書を検収職員に提出する。
- (7) 検収職員は, 当該納品書を財務課契約チームに提出する。

② 教員等購入依頼者は検収行為を受けずに納入された場合は, 同封の納品書等とともに検収部署に持参する。

2) 旅行の事実確認

出張報告については, 出張者が出張報告書を作成し, 教員については研究支援課, 職員については所属課に提出する。

なお, 事実確認の強化のため次の事項を実施する。

- (1) 研究打合せ, 現地調査等に関しては, 出張報告書に打合せ, 調査等に関する相手方の氏名等を記述するか, 又は客観的に事実確認ができる資料等を添付する。
- (2) 学会出席等の場合は, 大会要旨等の資料を出張・研修伺に添付する。
- (3) 宿泊した場合は, 出張報告書に宿泊施設名を記述する。

3) 謝金の事実確認

業務実施に係る勤務時間の確認は, 業務実施確認者(不在の場合は確認できる他の者)が行い, 研究補助者等の実施日毎に就業表に確認印を押し, すべての業務終了後, 教員については研究支援課, 職員については財務課に提出する。

なお, 事実確認の強化のため次の事項を実施する。ただし, 実施計画等によりあらかじめ就業が確認できるものを除く。

- (1) 業務実施に伴い成果物が発生する場合は, 就業表提出時に成果物の一部を添付する。

(規程第6条, 第14条第1項第3号関係)

物品調達等事務手続のルール

本学では, 公的研究費の不正使用を防止するために, 物品調達に係るチェックシステムを明確にし, 納入物品に対する検収を徹底いたします。

1 物品等購入手続きについて

本学における物品等の購入手続きについては, 教員等による業者への直接発注は認められていませんので, すべて研究支援課及び財務課又は学術情報課(図書)に購入依頼を行って下さい。

なお, やむを得ない事情により立替払等による発注をせざるを得ない場合には, 予め財務課契約チーム主査の了承を得て行って下さい。

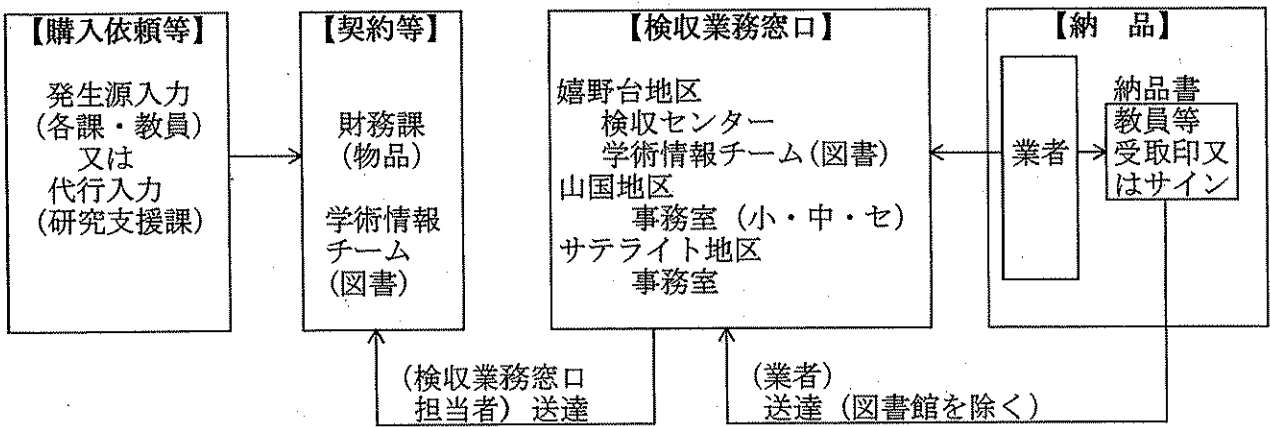
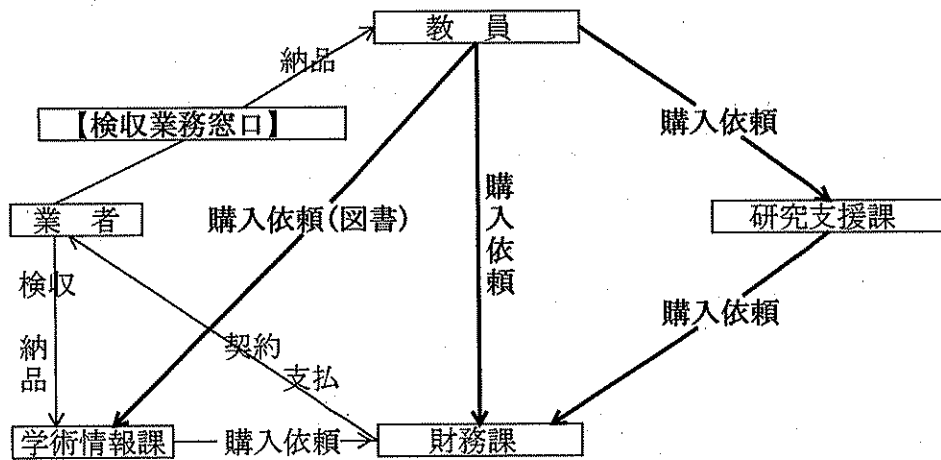
2 物品等の納品手続きについて

財務課契約チームで購入等契約が実施され, 各購入依頼者に当該物品が納品される場合は, 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認をするために検収業務窓口(納品書に検収印押印)を経由のうえ納品されることになります。

物品を受領された場合は, 必ず納品書にサイン又は受領印をお願いします。

なお, 検収業務窓口を経由せず不正に納品された場合は, 当該納品物品の代金が支払われないことになり, さらに当該納品業者には取引停止等の処分, また購入依頼者にも処分等が課せられる場合もありますので, くれぐれもご留意願います。

【購入依頼 ~ 契約 ~ 納品・検収 ~ 支払の流れ図】



兵庫教育大学における公的研究費の不正な 使用の通報（告発）窓口の設置について

兵庫教育大学では、平成19年2月の文部科学省・研究費の不正対策検討会報告「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、「国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」を定め、不正な使用の通報（告発）受付窓口を設置しましたので、お知らせします。

【通報（告発）窓口】

窓 口		
担 当	電 話	Eメール
不正防止推進室	0795-44-2016	office-fusebo@hyogo-u.ac.jp

※電話による受付時間は、平日9:00～17:00です。

【対象】

公的研究費の不正な使用に関するものが対象です。

【留意事項】

通報（告発）は、原則、実名で行うこととしています。

通報等を受け付ける際には、以下のことについて確認させていただくとともに、調査に当たっては通報者に協力を求める場合があります。

- ・通報者の氏名・連絡先
- ・不正な使用を行ったとする研究者
- ・不正な使用の態様
- ・不正とする根拠
- ・使用された研究資金等

なお、通報者の保護は厳守いたしますが、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合には、通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等の必要な措置を執ることを申し添えます。

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する
相談窓口について

平成 19 年 10 月 10 日

第 1 国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程（平成 19 年規程第 10 号）第 16 条に規定する相談窓口は次表に定めるとおりとする。

事 項		相 談 窓 口
申請関係	学内予算	総務部財務課財務企画チーム
	学外資金（外部資金）	教育研究支援部研究支援課研究支援チーム
予算管理関係	科学研究費補助金	総務部財務課経理チーム
	上記以外	総務部財務課財務企画チーム
資金使用関係	謝金、旅費等	総務部財務課経理チーム
	図書・雑誌等	教育研究支援部学術情報課学術情報チーム
	上記以外	総務部財務課契約チーム

第 2 前項の表において「予算管理関係」とは予算の執行状況等をいい、「資金使用関係」とは資金の使用手続き及び使用ルールをいう。

附 則

この申合せは、平成 19 年 10 月 10 日から施行する。

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理のための基本方針

平成20年1月16日制定

国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）は、平成19年3月14日に「本学における公正研究遂行のための基本方針」を制定している。これは研究者が公正な研究を遂行するため守るべき基本方針を定めたものである。

役員及び事務職員についても、厳格に関係法令や学内規程等を遵守し、本学の社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に努め、公的研究費の適正管理の推進に向け最大限の努力を行うため以下の基本方針を定める。

1. 役員及び事務職員は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであることを踏まえ、機関による管理が必要であるという原則を研究者に浸透させ、専門的能力をもって公的資金の適正な執行に努めなければならない。
2. 役員及び事務職員は、公的研究費の使用ルール及び各種規程等を十分理解し、遵守しなければならない。また、研究者からの相談を進んで受け適切及び迅速な対応を行わなければならない。
3. 役員及び事務職員は、本学全体の視点から効率的、効果的かつ多角的な不正使用防止体制を構築し、定期及び随時の内部監査を行うとともに不正使用につながる要因等を検討し、不正防止に努めなければならない。
4. 役員及び事務職員は、契約等により知り得た取引先の機密情報等について、漏洩等がないよう細心の注意を払い、厳正に管理しなければならない。
5. 役員及び事務職員は、公的研究費の不正使用の疑いがあることを知った時には、それを放置せず適切な処理を行わなければならない。
6. 役員及び事務職員は、公的研究費の不正防止計画に基づき不正使用の防止に努めるとともに、公的研究費の適正管理に関する教育・啓発活動等を行わなければならない。

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の不正防止計画

国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)において公的研究費の適正な使用を徹底するため、「本学における公的研究費の適正管理に関する規程(以下「規程」という。)」第11条の規程に基づき、次のとおり不正防止計画を策定し、その内容について確実に実施する。

区分	不正の発生要因	対応する不正防止計画
1. 責任体制の明確化	補助金等の多くは研究代表者宛に措置されたものであり、機関管理は行われていたが責任体制の根拠規程がなく明確ではなかった。	学長を最高管理責任者、理事(管理運営担当)を統括管理責任者とし、本学の公的研究費の不正使用防止管理責任体制を明確にする。また、これら責任体制を本学ホームページにて学内外に公開する。
2. 執行に関する管理体制	(1)物件費 研究者による発注、研究者のみによる納品・検収が行われる場合等があり、会計機関としての適切な処理が行われないおそれがある。	規程第6条(事務処理手続等の明示)に基づき、別に定める「執行に関する管理体制」のうち1)物品の検収関係及び「物品調達等事務手続のルール」のとおり物品の検収等の事実確認を確実に実施する。
	(2)旅費 事前決裁のところ事後報告の場合もあり、出張報告書において用務内容の不明確なもの等がある。	規程第6条(事務処理手続等の明示)に基づき、別に定める「執行に関する管理体制」のうち2)旅行の事実確認のとおり旅行の事実確認を確実に実施する。
	(3)謝金 研究補助者等の勤務状況について日々の確認が不明確であり、また、事前決裁のところ事後報告の場合もあり支出根拠の判別がつきにくい。	規程第6条(事務処理手続等の明示)に基づき、別に定める「執行に関する管理体制」のうち3)謝金の事実確認のとおり謝金の事実確認を確実に実施する。
3. コンプライアンスの徹底	補助金等について、研究者については「研究者個人のもの」、事務職員については「預り金である」という意識があり、公的資金であるという意識が希薄である。	規程第8条(行動規範等)及び第9条(研究者及び事務職員の責務)、第10条(研究者及び事務職員の意識向上)に基づき、説明会等の実施及び関連説明会等への参加、また学内ホームページによる案内を通じて行動規範及び関係規則の周知徹底を行い、各教職員への不正使用防止についての意識向上を図る。
4. 不正通報窓口の設置	広く学内外から通報(告発)を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。	規程第15条(不正通報窓口)に基づき、不正防止推進室内に窓口を設置し、その存在を積極的に公開することにより学内外から幅広く通報を受け付けることとし、不正使用の疑い等の早期発見に努める。
5. 相談窓口の設置	公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究者と事務職員の間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。	規程第16条(相談窓口)に基づき、相談内容については多種多様にわたることから申請関係、予算管理関係、資金使用関係の事項に区分し複数の相談窓口を設置し適切及び迅速に対応する。

上記、不正防止計画とともに、以下のとおり不正防止体制の強化を行う。

○ 内部監査体制の強化

規程第18条(モニタリング及び監査体制)に基づき、監査室は不正防止推進室と連携して本学全体の視点からモニタリング及び内部監査を実施し、不正使用防止体制の検証を行う。また、監査室は、不正発生要因や監査の重点項目について監事及び会計監査人と情報交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な内部監査を実施する。

○ 不正防止計画の点検・評価

不正防止推進室は、公的研究費使用に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、随時見直し効率化・適正化を図る。

国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手續等に関する取扱要項

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程(平成19年規程第10号。以下「規程」という。)第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)において公的研究費の不正使用の疑いが生じた場合の調査の手續等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「不正使用」とは、故意、過失及び動機を問わず、公的研究費の執行に関するルールに従わない使用をいう。
2 この要項において「研究者」とは、公的研究費を受けて研究・教育を行う役員及び教職員をいう。

(総括)

第3 不正使用に係る調査の手續等については、規程第12条に定める国立大学法人兵庫教育大学公的研究費不正防止推進室(以下「不正防止推進室」という。)が総括する。

(不正使用に対する通報)

第4 何人も、公的研究費の不正使用について、その事実があると思料するときは、規程第15条に定める通報窓口(以下「窓口」という。)に通報することができる。
2 前項により通報を受けた窓口は、速やかにその旨を最高管理責任者(規程第4条に定める最高管理責任者をいう。以下同じ。)に報告しなければならない。

(不正調査委員会の設置)

第5 最高管理責任者は、通報又はその他の事由により不正使用が疑われる情報を知り得たときは、公的研究費の不正使用に係る調査委員会(以下「不正調査委員会」という。)を設置し、その情報及び事実関係の確認及び詳細な実態調査を行わなければならない。
2 不正調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 不正防止推進室長
(2) 国立大学法人兵庫教育大学公的研究費不正防止推進室設置要項(平成19年10月10日学長裁定。以下「設置要項」という。)第4第1号に掲げる室員
(3) 設置要項第4第2号に掲げる室員のうち、最高管理責任者が指名する者 1人
(4) 設置要項第4第3号から第6号に掲げる室員のうち、最高管理責任者が指名する者 1人
(5) 監査室のうち、最高管理責任者が指名する者 1人
(6) その他最高管理責任者が特に必要と認める者(学外者を含む。)
3 不正調査委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する不正防止推進室長をもって充てる。

(調査の実施)

第6 不正調査委員会は、次の各号の手續に従い調査を実施するものとする。
(1) 疑惑を受けた研究者及びその関係者からの事情聴取
(2) 支出に係る決議書、証拠の収集、分析
(3) 支出の相手方からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
(4) 本学及び研究費交付機関等の使用ルールとの整合性の調査
(5) その他必要となる事項の調査

(調査への協力)

第7 研究者は、不正調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者は、不正調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第8 不正調査委員会は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(措置)

第9 最高管理責任者は、不正使用の内容に応じ国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則(平成16年規則第15号)等に基づく懲戒処分等により適切な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、第8の報告に基づき不正があったと認められなかったときは、その旨を調査対象となった研究者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。また、通報が悪意(研究者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。)によるものと認められたときは、最高管理責任者は当該通報者に対し、懲戒処分等を含む必要な措置を講ずることができる。

3 最高管理責任者は、不正使用と認定された研究者、又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者に対して、当該調査結果を通知するものとする。

(異議申立て)

第10 不正使用と認定された研究者又は通報が悪意に基づくものと認定された通報者は、調査結果の通知を受け取った後、14日以内に異議申立てを行うことができるものとする。ただし、異議申立ては1回を限度とする。

2 最高管理責任者は、異議申立てを受理したときは、不正調査委員会に再審査を指示するものとする。

3 不正調査委員会は、前項の指示に従い再度審議を行い、速やかに審議の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき異議申立てに対する処置を決定し、異議申立てをした者に通知するものとする。

(不正使用事実の公開)

第11 最高管理責任者は、不正使用の事実があると認められたときは、調査結果の概要を個人情報保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、学内外に公開しなければならない。

(守秘義務)

第12 この要項に基づき不正使用の調査等に携わった者は、第11により公開されないものについては、他に漏らしてはならない。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査の手続について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年1月16日から施行する。

兵庫教育大学における不正防止体制フロー図

